

第3次古賀市男女共同参画計画

令和4(2022)年3月
令和8(2026)年3月(中間見直し)(案)

古賀市



第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

（1）世界の取組

国連は、昭和 50(1975) 年を「国際婦人年」と定め、女性の自立と地位向上をめざして世界的な活動を行うことを決定しました。同年開催された「国際婦人年世界会議」では、各国の取り組むべき指針となる「世界行動計画」を採択し、「平等、開発、平和」を目標に 10 年間にわたる活動指針が示されました。

昭和 54 (1979) 年には、第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」※（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択されました。この条約は、固定的な性別役割分担意識の変革を中心理念としており、世界の男女平等政策の基盤となりました。

平成 5 (1993) 年の国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成 7 (1995) 年、北京で開催された「第 4 回世界女性会議」において「北京宣言及び行動綱領」が採択され、各国政府は、平成 8 (1996) 年までに自国の行動計画を整備することが求められました。その後 5 年ごとに、国連の「女性の地位委員会」において「北京宣言及び行動綱領」の実施状況についての検証が行われてきました。

平成 23 (2011) 年に、国連の既存のジェンダー関連 4 機関が統合され「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント※のための国連機関 (UN Women)」が発足しました。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー※平等とエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たすもので、日本は初代執行理事国となっています。

平成 27 (2015) 年は「北京宣言及び行動綱領」が採択されて 20 周年を迎える、国連では「北京+20」記念会合として、第 59 回女性の地位委員会が開催されました。同年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、「持続可能な開発目標 (SDGs)」※の目標 5 として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」が設定されました。

令和 2 (2020) 年は「北京宣言及び行動綱領」の採択から 25 周年（「北京+25」）となり、「世代間の平等：ジェンダー平等の未来をめざして女性の権利を実現」をテーマにさまざまな国際会議が開催されました。

令和 3 (2021) 年には、UN Women とメキシコ、フランスの共催で、「北京+25」と UN Women 設立から 10 周年を記念する「ジェンダー平等をめざす全ての世代フォーラム」が開催され、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に向けた議論が行われました。

令和 5 (2023) 年には、日本で G 7 サミットが開催され、G 7 の方向性及び行動として、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメントに関する「日光声明」を採択しました。

ジェンダー平等とは

ジェンダーとは、社会的・文化的につくられた性のあり様のこと、「女／男はこうあるべき」「女／男はこういうもの」などの性別に関する固定観念や偏見、またそれらに基づいてつくられた制度などを意味します。このような固定観念や偏見は、しばしば性別を理由とする差別や不平等を生み出します。

ジェンダー平等とは、ジェンダーによる差別をなくすこと、一人ひとりの権利や責任、機会が、性別によって左右されないことをめざすものです。

（2）国の取組

国際的な取組に連動して、日本においても女性の地位向上と男女共同参画の取組が進められてきました。昭和 52 (1977) 年には「国内行動計画」が策定され、今後 10 年間の女性政策への取組が明らかにされました。昭和 59 (1984) 年の「国籍法」及び「戸籍法」の改正、昭和 60 (1985) 年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)などの国内法の整備を経て、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成 11 (1999) 年 6 月には「男女共同参画社会基本法」*が制定され、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけられました。「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 12 (2000) 年には男女共同参画社会実現に向けての基本的方向と具体的な施策を体系化した「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、その後も 5 年ごとに策定が行われています。

平成 13 (2001) 年には、内閣府に「男女共同参画局」が設置されて推進体制が強化されました。同年、配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下 DV*という。)に関する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」* (以下「DV防止法」という。)が制定され、その後の改正で都道府県による基本計画の策定が義務づけられ、市町村においても努力義務となりました。平成 25 (2013) 年にはストーカー行為規制法と合わせて法改正が、恋愛間で起きる暴力にも対応できるようになりました。

平成 15 (2003) 年、内閣府・男女共同参画推進本部により「社会のあらゆる分野において、令和 2 (2020) 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度とする」、いわゆる「202030」*の目標が掲げされました。

平成 23 (2011) 年の東日本大震災の体験を経て、平成 27 (2015) 年に第 3 回国連防災世界会議が仙台で開催され、会議で策定された国際的な防災の枠組「仙台防災枠組」には、女性のリーダーシップの重要性などが盛り込まれました。

平成 27 (2015) 年 8 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」* (以下「女性活躍推進法」という。) が成立し、雇用主としての民間企業等及び国・地方公共団体は、女性の採用比率や管理職比率の数値目標を盛り込んだ事業主行動計画を策定することが定めされました。

平成 30 (2018) 年には、国会や地方議会の選挙で候補者の数をできるだけ男女で均等にするよう政党に努力を求める「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(以下「候補者均等法」という。)が公布・施行されました。しかし、令和 2 (2020) 年度に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」(以下「第 5 次計画」という。)において、「指導的地位に占める女性の割合が 2020 年代の可能な限り早期に 30% 程度となるようめざして取組を進める」と「202030」の目標期限が先送りされるなど、多くの課題が残されています。

令和5（2023）年には刑法の改正により不同意性交等罪が新設され、性暴力への防止と対策の強化が進みました。

令和6（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法という）が施行され、男女の経済格差などジェンダーに基づく生活課題の解決に向けた市町村の取組が求められています。

（3）福岡県の取組

福岡県においては、昭和53（1978）年、府内組織の「福岡県婦人関係行政推進会議」と民間有識者で構成する「福岡県婦人問題懇話会」が設置され、昭和54（1979）年女性関係行政の総合窓口として「婦人対策室」が設置されました。平成3（1991）年には女性政策課へ、平成13（2001）年には男女共同参画推進課へと組織改正され、推進体制が強化されてきました。平成8（1996）年には、男女共同参画を推進する拠点として、福岡県女性総合センター「あすばる」（平成15（2003）年「福岡県男女共同参画センターあすばる」へ改称）が開設されました。

平成13（2001）年に、「福岡県男女共同参画推進条例」※が公布・施行されました。平成14（2002）年に策定された「福岡県男女共同参画計画」は、その後5年ごとに策定され、令和3（2021）年にはこれまでの施策をより実効性を高めて推進するために「第5次福岡県男女共同参画計画」が策定されています。

平成18（2006）年には、第1次「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、令和3（2021）年にはデートDV※についての正しい理解の促進などを重点的取組とする「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されました。

平成28（2016）年には、被害者の総合的な支援を行うワンストップセンターとして、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設されました。さらに平成30（2018）年に「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」※が制定され、令和2（2020）年からは、「性暴力対策アドバイザー」による小中高校などでの出前授業が実施されるなど、性暴力根絶に向けた取組が進められています。

令和6（2024）年3月には、困難女性支援法に基づき、DVや性暴力などに起因した困難を抱える女性への支援策に関する基本的な事項を定めた「福岡県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を策定し、関係機関や市町村との連携を進めようとしています。

（4）古賀市の取組

本市では、平成8（1996）年、「女性問題懇話会準備会」を経て、平成10（1998）年に設置した「古賀市女性問題懇話会」において、調査研究の結果を平成11（1999）年3月に「①女性の人権を大切にするまちへ、②女性の声を生かせるまちへ、③女性が安心して暮らせるまちへ」の3つの柱を基本提言とする活動報告にまとめました。

同年4月、男女共同参画施策の総合的推進を図るため、総務部企画課に「女性政策係」を設置し、10月には「男女共同参画社会に関する市民意識調査」を実施しました。

平成12（2000）年4月、「古賀市女性問題懇話会」は有識者を加え「古賀市男女共同参画推進懇話会」に名称変更し、平成13（2001）年3月に「男女共同参画社会の実現に向

けての提言書」が市長に提出されました。この提言を受け、同年5月男女共同参画社会の確立を目的とした「古賀市男女共同参画計画」を策定しました。

平成15（2003）年5月に、市長を本部長とする「古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程」*を公布し、市民ボランティアの運営協力によるセミナーやつどいの開催を進め啓発体制を強化してきました。この間、福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」（平成11（1999）年度から平成29（2017）年度で終了。以降「地域のリーダーをめざす女性応援事業」に変更）、及び「日本女性会議」（平成13（2001）年度から）では、男女共同参画社会づくりを担う数多くの人材を輩出しました。

平成17（2005）年4月「古賀市男女平等をめざす基本条例」*（以下「男女平等基本条例」という。）を施行し、古賀市における男女共同参画推進の基本となる条例を整備しました。平成19（2007）年4月、「古賀市男女共同参画計画後期実施計画」を策定、平成23（2011）年4月には「第2次古賀市男女共同参画計画」を策定しました。

平成26（2014）年度に、「女性大活躍推進宣言」を行い、市における女性管理職登用を推進していくことを宣言しました。

平成28（2016）年には、「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」が施行されたことを受け、平成29（2017）年からの5年間を計画期間とする「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画」を策定しました。さらに同年度に、女性職員の個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを推進していくため「古賀市における女性職員の活躍に向けた特定事業主行動計画」を定めました。

令和3（2021）年度に、「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」の結果及び社会情勢やこれまでの課題を踏まえて、令和4（2022）年度からの10年間を計画期間とする「第3次古賀市男女共同参画計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

令和6（2024）年4月に困難女性支援法が施行されたことを受け、現行の連携体制を維持しつつ、法施行後の枠組みに適切に対応するため、令和7（2025）年度に「第3次計画」の中間見直しを行いました。

2. 計画の位置づけ

（1）この計画は、以下の法律に基づく計画として位置づけます。

- ・「日本国憲法」の精神を基に定められた「男女共同参画基本法」に基づく市町村男女共同参画計画です。また、「古賀市男女平等をめざす基本条例」に基づく計画として位置づけます。
- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条3の3項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項、及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項の規定に基づく市町村計画として位置づけます。

（2）この計画は、「第5次古賀市総合計画」との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現をめざすための基本方針を定めて、施策の基本方向及び具体的な施策を体系化しています。また、SDGsの視点とも関連付けて計画内容の整合性を図ります。

（3）この計画は、古賀市がこれまで実施してきた市民意識調査、事業所調査等の結果

及び「男女共同参画審議会」の答申を尊重して策定しています。

(4) この計画は、「古賀市男女共同参画行政推進本部」を中心として市民、地域、事業所、各種団体の協力・連携のもと、古賀市の男女共同参画推進に取り組むための指針となるものです。

3. 計画の期間

この計画は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間を計画の期間としています。社会情勢の変化やさまざまな関連法の改正・施行などにより見直しの必要が生じたときは、適宜見直しを行います。

今後は、本計画の進捗状況について毎年把握・点検し、公表するものとします。

なお、令和6（2024）年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を反映するため、その他の見直しを含め、当初想定していた令和8年度の中間見直しを1年度前倒しして必要な見直しを行いました。



4. 計画の体系

基本理念 目的	基本目標	基本方向	基本施策
			男女共同参画社会の確立
人権と多様性の尊重	I ジェンダー平等意識の向上 (条例の基本理念2,6)	1. ジェンダー平等意識の形成 2. ジェンダー平等教育の促進、充実	(1) 固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発 (2) 情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進 (1) 学校教育等におけるジェンダー平等教育の推進 (2) 社会教育におけるジェンダー平等教育の推進 (3) 教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上
	II あらゆる分野における男女共同参画の実現 (条例の基本理念1,2,3,7)	1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2. 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進 3. 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進 4. 國際的視野に立った男女共同参画の推進	(1) 審議会、協議会等における女性の参画拡大 (2) 自治組織及び各種市民団体等における女性の参画拡大 (3) 古賀市職員における特定事業主行動計画の推進 (1) 事業所における男女共同参画と女性活躍の促進 (2) 女性のニーズに応じた活躍の促進 (3) 農業における男女共同参画の促進 (1) 家庭生活における男女共同参画の促進 (2) 地域活動等における男女共同参画の促進 (1) 男女共同参画に関する国際理解の促進
	III 男女の自立と社会参画に向けた環境整備 (条例の基本理念2,4,5)	1. ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援 2. 生涯を通じた健康管理への支援	(1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援 (2) ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進 (3) ひとり親家庭等の自立に対する支援 (4) 豊かな高齢期を送るための支援 (5) 誰もが安心して暮らせるための支援 (1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進 (2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進
	IV あらゆる暴力の根絶 (条例の基本理念1)	1. あらゆる暴力の根絶と被害者支援	(1) 配偶者等からの暴力根絶に向けた取組 (2) セクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止
	V 性別にとらわれない多様な生き方の尊重 (条例の基本理念1,2,5)	1. 性の多様性への理解促進	(1) 性の多様性への理解促進
	計画の推進		(1) 庁内推進体制の機能強化 (2) 市民団体等との共働及び事業所との連携 (3) 計画の見直し (4) 制度に対する苦情の申し出 (5) 古賀市男女共同参画に関する推進体制



第2章 古賀市の男女共同参画の現状

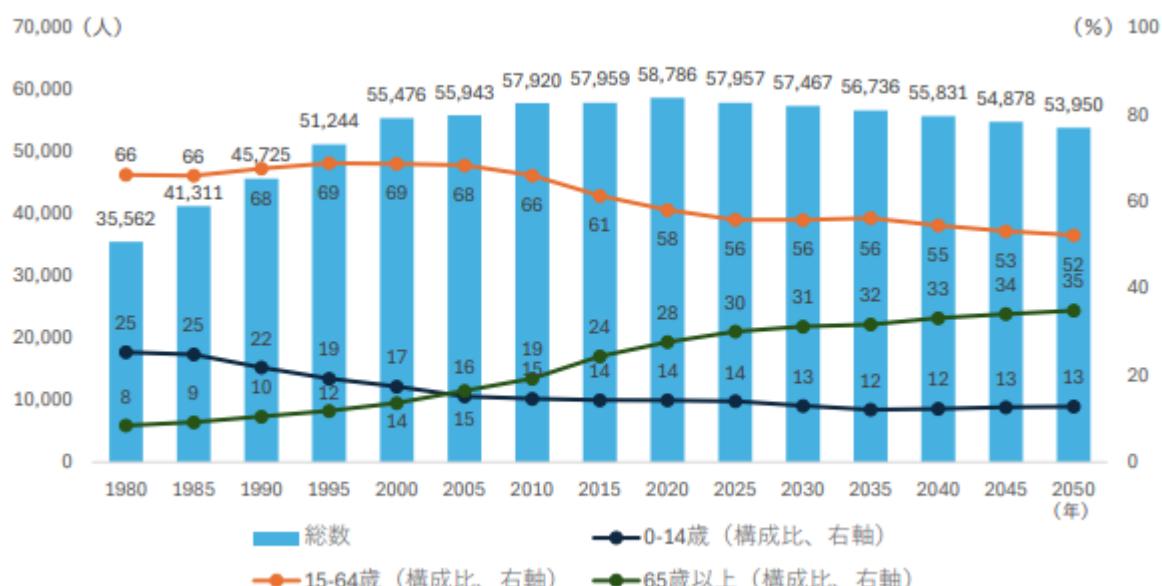
第2章 古賀市の男女共同参画の現状

1. 人口等の現状

(1) 人口の推移

古賀市の総人口は、「国立社会保障・人口問題研究所」の最新の推計（令和2（2020）年国勢調査を基準）によると、同年以降は減少する予測となっています。令和7（2025）年以降の年齢3区分別人口比率をみると、年少人口（0-14歳）は12～14%で推移します。生産年齢人口（15-64歳）は2020年の58%から50%台前半に低下します。老人人口（65歳以上）は令和2（2020）年の28%から30%台半ばまで上昇する見通しとなっています。

図表2－1 年齢区分別人口割合の推移と将来推計



資料：第3期古賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2) 家族類型別一般世帯数の推移

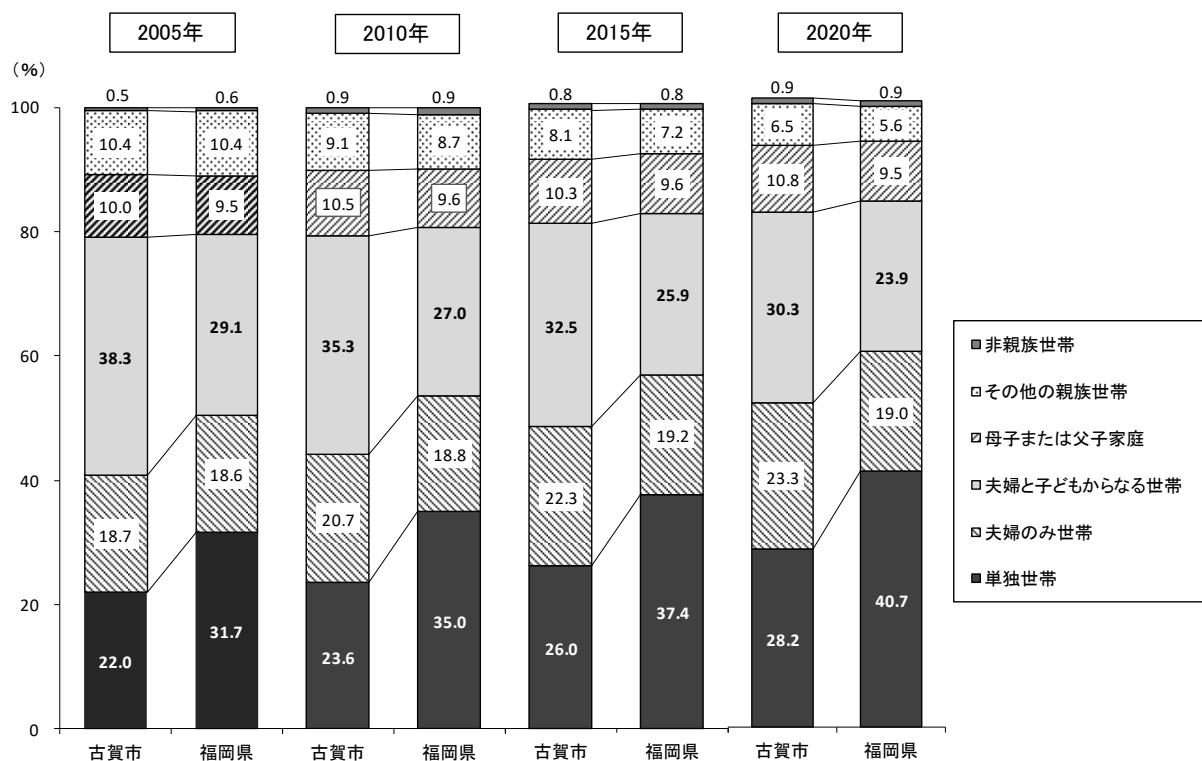
本市における一般世帯の家族形態の割合をみると、「夫婦と子どもからなる世帯」は平成17（2005）年の38.3%から令和2（2020）年には30.3%と減少傾向を示しています。

一方、「単独世帯」や「夫婦のみの世帯」の割合は増加しており、家族形態に変化がみられます。

福岡県全体と比較すると、「夫婦と子どもからなる世帯」の割合は福岡県より多く、他方、単独世帯は福岡県より少なくなっています。本市では子育て世帯が多い傾向となっています。

います。『ひとり親家庭』（「父親と子ども」、「母親と子ども」）は平成17（2005）年から1割程度で推移しています。

図表2-2 家族類型別一般世帯数の推移（福岡県比較）



資料：各年国勢調査

（※）一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

●親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。

　　なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員など）がいる場合もここに含まれます。

●非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがいない世帯。

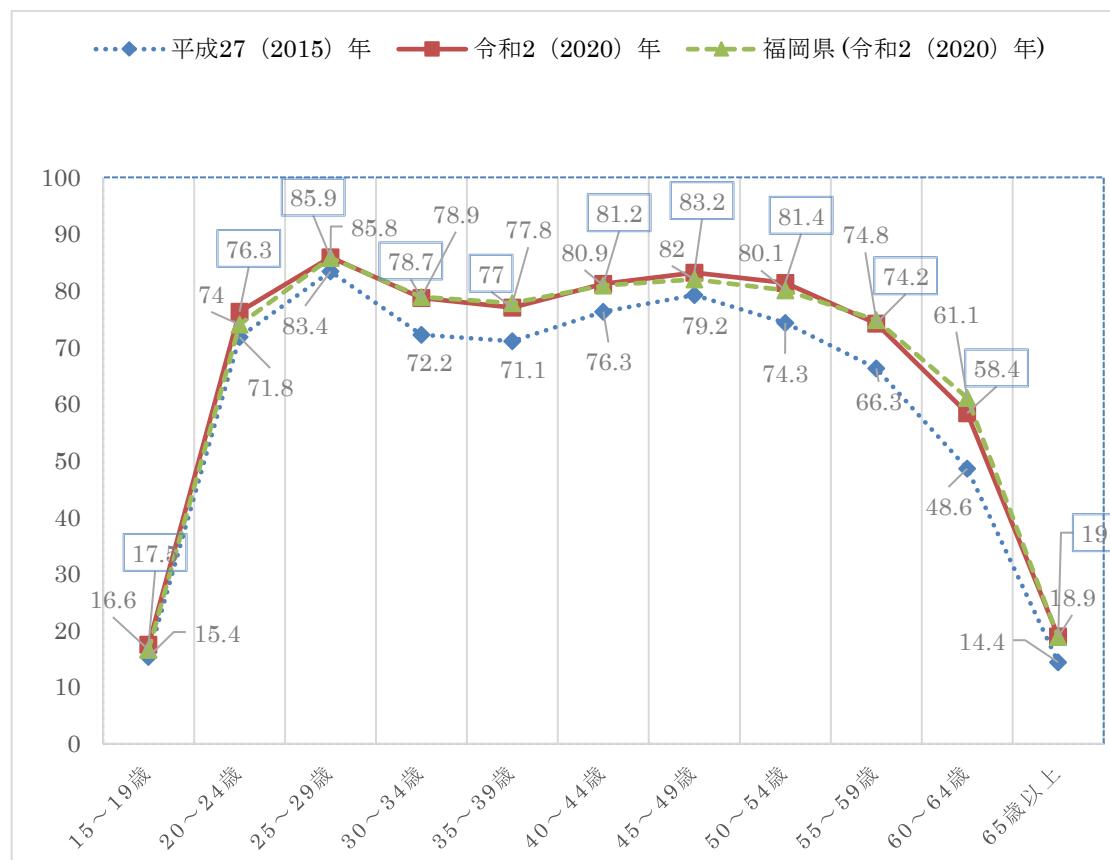
●単独世帯：世帯人員が1人の世帯。

　　今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

(3) 女性の年齢階級別労働力率

本市の女性の年齢階級別労働力率は、平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけてすべての年代で上昇し、特に30代のM字型カーブのくぼみが浅くなるなど、結婚・出産期に仕事を継続する傾向が強まりました。また、令和2（2020）年のデータは福岡県全体とほぼ同様の傾向を示していますが、30代は県全体よりわずかに低く、50代前後ではわずかに上回るという違いが見られます。

図表2-3 女性の年齢階級別労働力率



資料:各年国勢調査

※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合



2. 市民意識調査からみた男女共同参画の現状

「第3次古賀市男女共同参画計画」を策定するにあたり、男女共同参画に関する市民の意識と実態を把握し、今後の政策運営の基礎資料とする目的で実施しました。

■調査の概要

(1) 調査地域	古賀市
(2) 調査対象数	18歳以上の男女 2,000人
(3) 抽出方法	住民基本台帳より、男女別年齢階層による無作為抽出
(4) 調査方法	郵送法
(5) 調査期間	令和2(2020)年7月27日(月)～8月17日(月)
(6) 回収数	772件(回収率:38.6%)

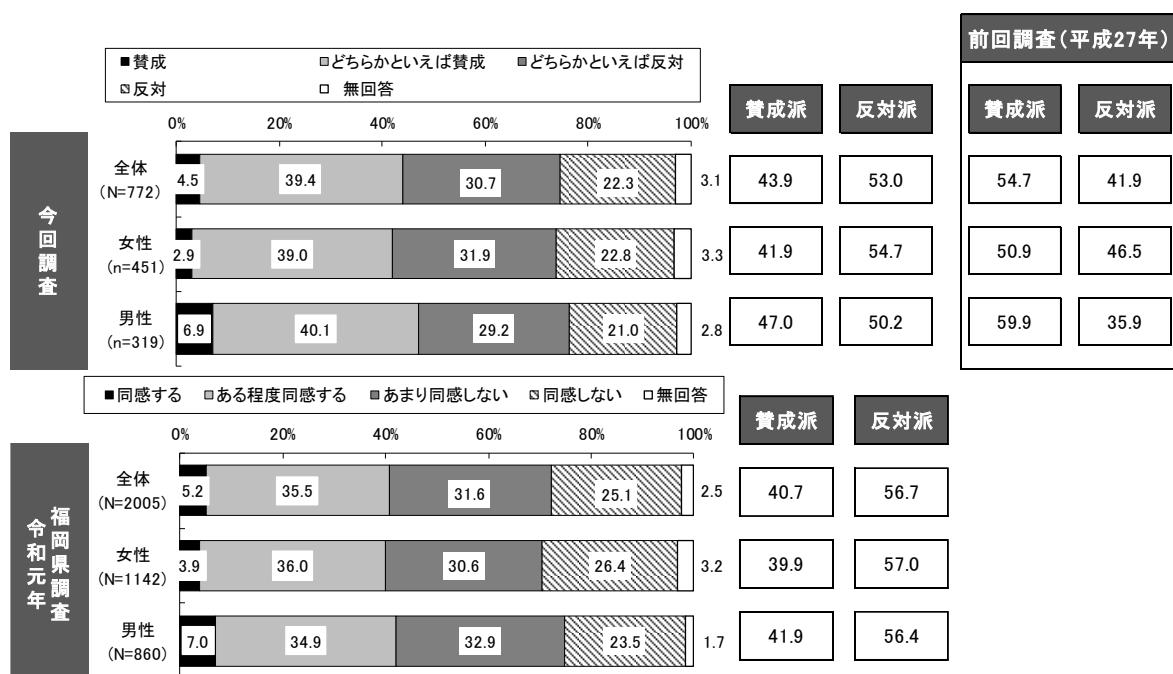
(1) 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭を守る」という固定的性別役割分担の考え方に対して、「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成派』は43.9%、「どちらかといえば反対」と「反対」を合わせた『反対派』は53.0%となっています。平成27(2015)年に実施した「男女共同参画に関する市民及び事業所意識調査」(以下、「前回調査」という。)と比べても『反対派』が増加しており、固定的な性別役割分担意識※は徐々に薄れてきており、着実に男女共同参画社会への理解がすすんでいる状況がみられます。

性別では、男女ともに『反対』が半数を占めているものの、女性『反対』が54.7%、男性『反対』が50.2%と女性の方が約4ポイント高くなっています。

令和元(2019)年の福岡県「男女共同参画に向けての意識調査報告書」(以下、「福岡県調査」という。)と比較すると、福岡県調査では『反対派』が56.7%で、福岡県調査の方が性別役割分担意識に『反対派』の割合が高くなっています。

図表2-4 固定的性別役割分担意識(前回調査、福岡県調査比較)



(2) 男女の地位の平等感

家庭や職場、社会活動の場などさまざまな場面での男女の地位の平等感についてみると、「余暇生活」49.0%と「学校教育の場」47.4%で「平等である」が最も高く、これ以外の項目ではすべて『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）の割合が高くなっています。特に「国や政治の場」では63.9%と高く、次いで「職場」58.7%、「地域のしきたりや習慣」54.6%では過半数となっています。国や政治の場以外にも、職場や地域のしきたりなど身近な生活の場でも、『男性優遇』との認識が強くなっています。

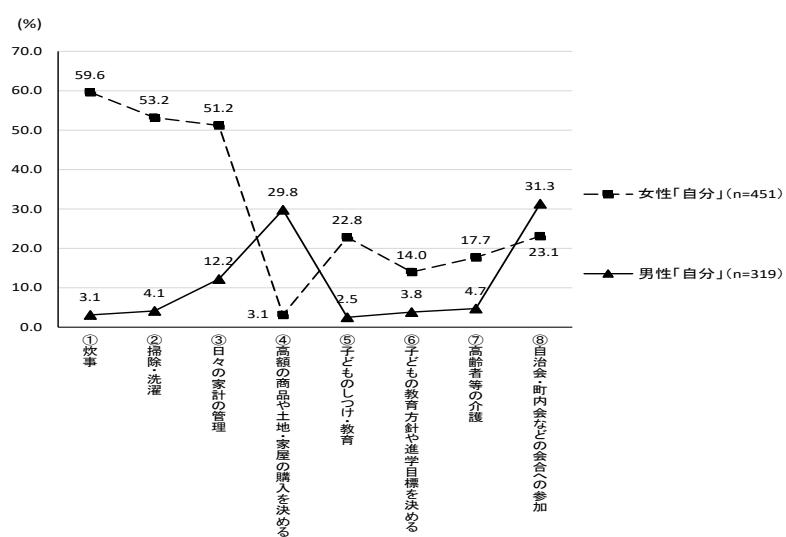
図表2-5 男女の地位の平等感（全体）

	全 体	い女 性 の 方 が 優 遇 さ れ て	のど ち が ら か 優 遇 と さ い れ ば い 女 性	平 等 で あ る	のど ち が ら か 優 遇 と さ い れ ば い 男 性	い男 性 の 方 が 優 遇 さ れ て	わ か ら な い	無 回 答	『女 性 優 遇』	平 等	『男 性 優 遇』
問20(ア) 家庭生活	772	0.9	4.5	34.2	36.3	13.6	7.4	3.1	5.4	34.2	49.9
問20(イ) 職場	772	1.2	3.6	23.1	39.4	19.3	9.8	3.6	4.8	23.1	58.7
問20(ウ) 社会活動の場で	772	0.4	2.2	26.6	41.5	11.3	14.8	3.4	2.6	26.6	52.8
問20(エ) 余暇生活	772	2.1	8.3	49.0	18.4	5.1	13.9	3.4	10.4	49.0	23.5
問20(オ) 法律や制度上	772	0.8	4.4	33.0	30.3	9.8	18.3	3.4	5.2	33.0	40.1
問20(カ) 地域のしきたりや習慣	772	0.6	1.0	20.9	37.8	16.8	19.4	3.4	1.6	20.9	54.6
問20(キ) 学校教育の場	772	0.6	1.7	47.4	19.9	5.2	21.5	3.6	2.3	47.4	25.1
問20(ク) 国や政治の場	772	-	1.0	16.7	36.4	27.5	15.2	3.2	1.0	16.7	63.9

(3) 家庭内の役割分担の状況

家庭内の役割について、主に「自分」が行うと回答した割合を各項目別に性別でみると、女性の方が男性より高い項目は、①炊事、②掃除・洗濯、③日々の家計の管理、⑤子どものしつけ・教育、⑥子どもの教育方針や進学目標を決める、⑦高齢者等の介護となっています。特に①炊事や②掃除・洗濯は女性の方が男性よりも約50ポイント高くなっています。一方、男性の方が高いのは④高額の商品や土地・家屋の購入を決める、⑧自治会・町内会などの会合への参加でした。

図表2-6 家庭内の役割分担の状況（自分が行う割合）

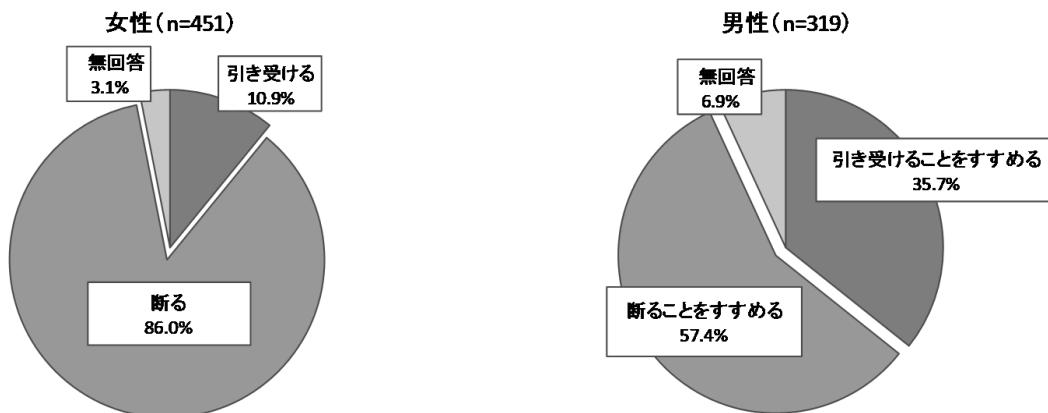


(4) 地域活動～地域の役職に推薦された場合の対応～

自治会長や区長、PTCA会長等地域の役職に女性が推薦された場合の対応について、女性は自分自身が、男性は配偶者等身近な女性が推薦された場合の対応を尋ねました。

女性は「断る」が86.0%と大半を占め、「引き受ける」は10.9%でした。一方、男性は「断ることをすすめる」が57.4%、「引き受けることをすすめる」35.7%で男性の方が、配偶者等身近な女性に役職をすすめる傾向を示しました。

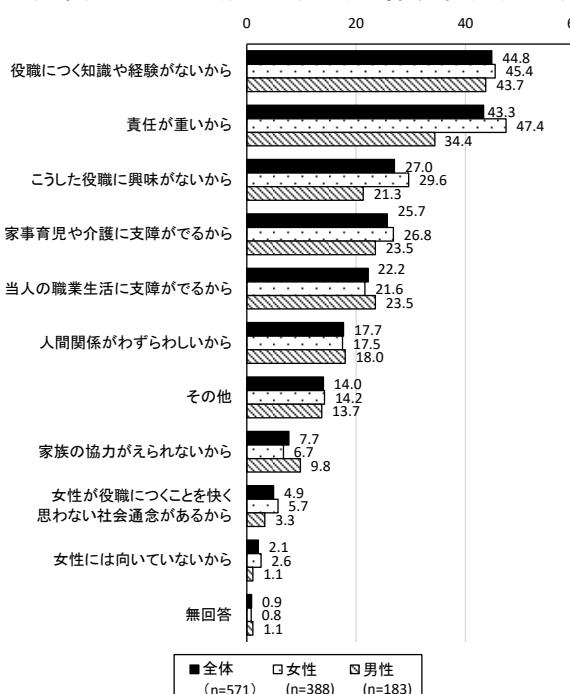
図表2-7 地域の役職に推薦された場合の対応



■断る理由

地域の役職に推薦された場合に「断る」あるいは「断ることをすすめる」と回答した人（571人）の断る理由としては、女性は「責任が重いから」が47.4%で最も高く、次いで「役職につく知識や経験がないから」が45.4%、「こうした役職に興味がないから」が29.6%となっています。男性では「職につく知識や経験がないから」が43.7%で最も高く、次いで「責任が重いから」が34.4%と続いています。女性の「責任が重い」の割合は男性よりも13ポイント高く、地域の役職辞退の際に男性よりも責任の重さを重視しているといえます。

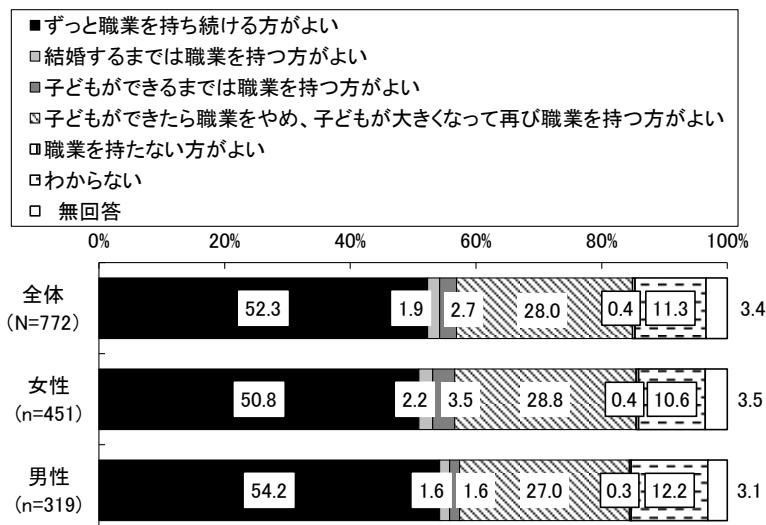
図表2-8 断る理由（全体、性別） (%)



(5) 女性が職業を持つことについての考え方

全体では、「ずっと職業を持ち続ける方がよい」が 52.3% で最も高く、次いで「子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなって再び職業を持つ方がよい」が 28.0%、「子どもができるまでは職業を持つ方がよい」が 2.7% となっています。男女で大きな差はみられず、職業継続の割合が過半数を占めています。

図表 2-9 女性が職業を持つことについての考え方（全体、性別）

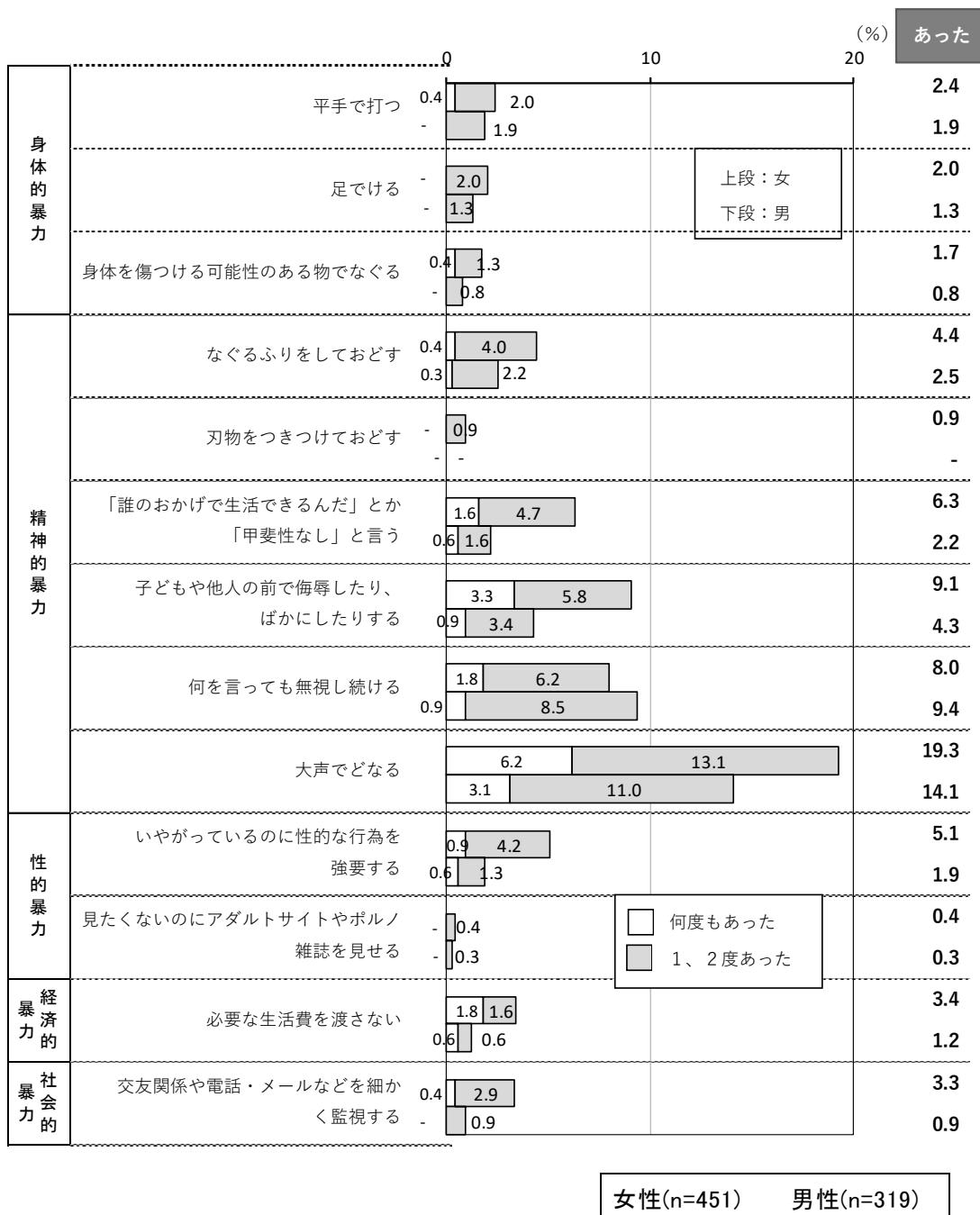


(6) DV(配偶者や交際相手からの暴力)の経験

ここ 3 年くらいの間に配偶者や恋人等からの DV(配偶者や交際相手からの暴力)について図表 2-10 に示す 13 の項目をあげて尋ねました。回答者 772 人のうち「なかった」は、584 人 (75.8%) でした。「何度もあった」または「1・2 度あった」と一つでも回答した人は 186 人、24.1% となっています。性別で比較すると、女性は 124 人で 27.5%、男性は 62 人で 19.4% でした。

「何度もあった」と「1・2 度あった」を合わせた DV を経験した人を DV の項目別に比較すると、男女ともに精神的暴力に関する項目の回答率が高い傾向がみられ、「大声で怒鳴る」が最も多く（女性 18.3%、男性 14.1%）、「何を言っても無視し続ける」（女性 8.0%、男性 9.4%）、子どもや他人の前で侮辱したりばかにしたりする（女性 9.1%、男性 4.3%）でした。

図表2-10 DV(配偶者や交際相手からの暴力)の経験(性別)



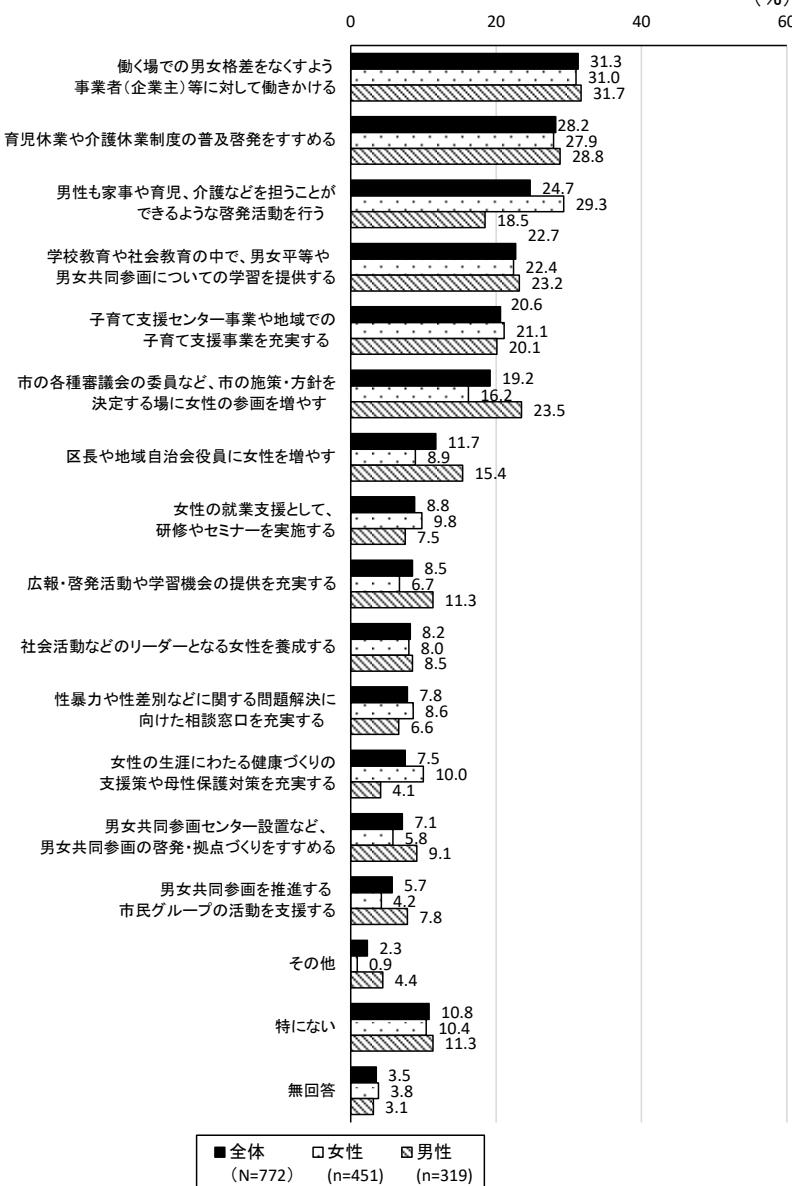
女性(n=451) 男性(n=319)

(7) 男女共同参画社会を実現するために古賀市に期待すること

全体では、「働く場での男女格差をなくすよう事業者(企業主)等に対して働きかける」が31.3%で最も高く、次いで「育児休業や介護休業制度の普及啓発をすすめる」が28.2%、「男性も家事や育児、介護などを担うことができるような啓発活動を行う」が24.7%で上位の項目となっています。

性別にみると、女性では「働く場での男女格差をなくすよう事業者(企業主)等に対して働きかける」、「男性も家事や育児、介護などを担うことができるような啓発活動を行う」、「育児休業や介護休業制度の普及啓発をすすめる」が上位にあげられ、男性では「働く場での男女格差をなくすよう事業者(企業主)等に対して働きかける」が最も高く、「育児休業や介護休業制度の普及啓発をすすめる」、「市の各種審議会の委員など、市の施策・方針を決定する場に女性の参画を増やす」が続いています。

図表2-11 男女共同参画社会を実現するために古賀市に期待すること(全体、性別)(%)



3. 事業所意識調査からみた男女共同参画の現状

「第3次古賀市男女共同参画計画」を策定するにあたり、男女共同参画に関する事業所の実態を把握し、今後の政策運営の基礎資料とする目的に実施しました。

■調査の概要

(1) 調査地域 古賀市

(2) 調査対象数 企業・事業所 1,000 社（宛先不明にて返送された 63 社を含む）

(3) 抽出方法 平成 30 年度事業所センサスデータより、事業所従事者数 5 人以上の事業所全 905 社、5 人未満の事業所は無作為抽出にて 95 社、合計 1000 社を抽出

(4) 調査方法 郵送法

(5) 調査期間 令和 2 (2020) 年 7 月 27 日 (月) ~ 8 月 17 日 (月)

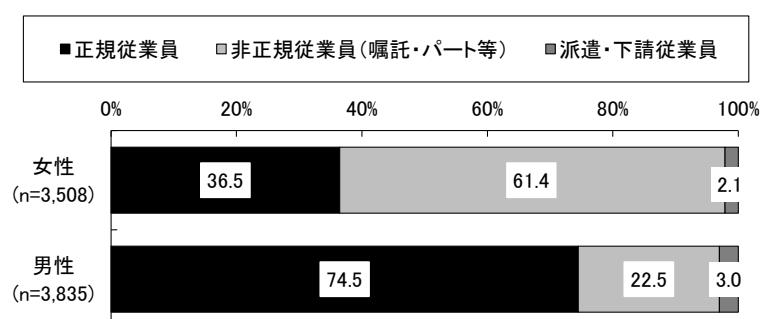
(6) 回収数 267 社 (回収率: 28.5%)

(1) 雇用状況

回答事業所 267 社について、正規従業員と非正規従業員からなる常用労働者及び派遣・下請従業者を合わせた労働者の状況をみると、合計労働者数は 7,343 人で、男性は 3,835 人で 52.2%、女性は 3,508 人で 47.8% となっています。

回答事業所の労働者総数 7,343 人について、男女の雇用形態をみると、正規従業員の割合は、男性 (74.5%)、女性 (36.5%)、非正規従業員の割合は、男性 (22.5%)、女性 (61.4%) と、男女で雇用形態に違いがみられます。

図表 2-12 男女別雇用形態の状況



	正規従業員	非正規従業員 (嘱託・パート等)	派遣・下請 従業員	計 (従業員総数)
女性	1,279	2,155	74	3,508
男性	2,857	863	115	3,835
計	4,136	3,018	189	7,343

■事業所における女性常用労働者の割合

回答事業所における女性常用労働者の割合をみると、女性常用労働者が「50%以上」の事業所は52.1%で、半数以上を占めていますが、「10%未満」8.2%、「0%」3.4%と『10%未満』も1割程度みられます。

業種別でみると、「卸売・小売業」「金融・保険業」「不動産業」「飲食・宿泊業」「医療・福祉業」「教育・学習支援業」では女性常用労働者が「50%以上」いる割合が過半数となっています。一方、「建設業」では「10~20%未満」が35.7%、「運輸業」では「10%未満」が44.4%と、女性常用労働者の割合は少なくなっています。

図表2-13 事業所における女性常用労働者の状況

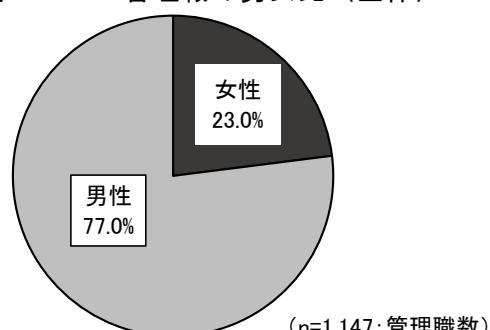
		全 体	0 %	1 0 % 未 満	1 0 % 未 満	2 0 % 未 満	3 0 % 未 満	4 0 % 未 満	5 0 % 以上	無 回 答
全 体		267	3.4	8.2	14.6	7.5	6.4	6.7	52.1	1.1
業種	建設業	28	14.3	7.1	35.7	10.7	10.7	7.1	14.3	-
	製造業	47	2.1	10.6	25.5	14.9	10.6	4.3	31.9	-
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業	18	5.6	44.4	38.9	11.1	-	-	-	-
	卸売・小売業	34	5.9	2.9	2.9	8.8	11.8	11.8	55.9	-
	金融・保険業	13	-	-	-	-	7.7	23.1	69.2	-
	不動産業	4	-	-	-	-	-	-	75.0	25.0
	飲食店・宿泊業	9	-	-	-	-	-	11.1	88.9	-
	医療・福祉業	53	-	-	-	-	-	1.9	98.1	-
	教育・学習支援業	8	-	-	-	12.5	-	-	87.5	-
	サービス業	33	3.0	9.1	18.2	3.0	12.1	6.1	45.5	3.0
	その他	18	-	16.7	16.7	16.7	-	16.7	27.8	5.6

(2) 女性管理職の状況

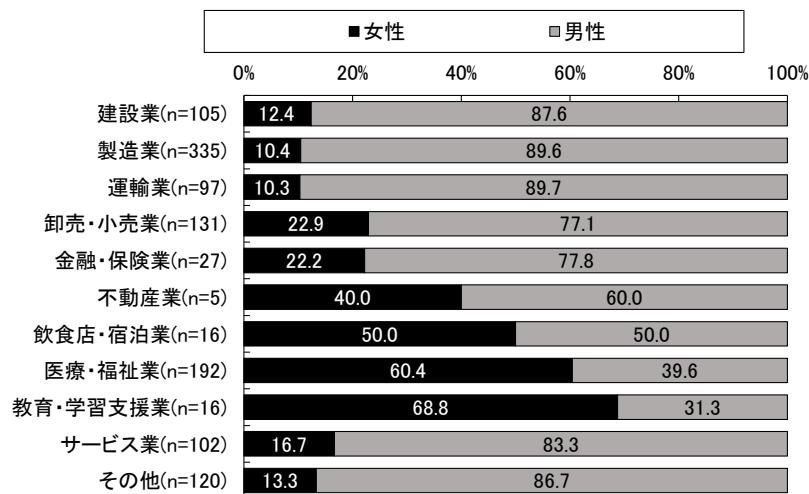
回答事業所267社全体でみると、管理職のいる事業所は220社(82.4%)で人数は1,147人(15.6%)、そのうち「女性」は23.0%、「男性」は77.0%となっています。性別で管理職の割合を比較すると、男性の25.2%、女性の6.9%でした。

業種別でみると、「飲食店・宿泊業」「医療・福祉業」「教育・学習支援業」など女性従業員数の多い業種では「女性」の管理職割合が5割を超えていました。一方、「建設業」「製造業」「運輸業」「サービス業」等の女性従業員の少ない業種では、「男性」管理職が約8割を占めています。

図表2-14 管理職の男女比(全体)



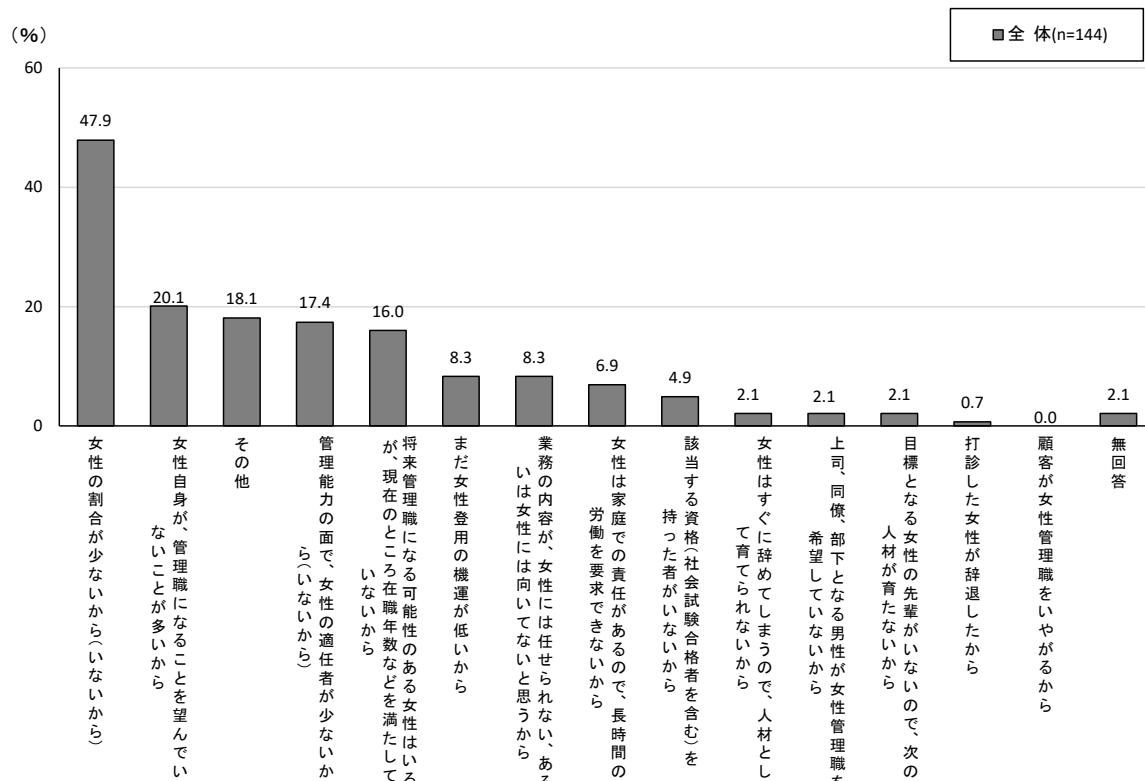
図表2-15 管理職の男女比（業種別）



■女性管理職が少ない理由

女性管理職の割合が「30%未満」の事業所（144事業所）に女性管理職が少ない理由を尋ねたところ、「女性の割合が少ないから（いないから）」が47.9%で最も高く、次いで「女性自身が、管理職になることを望んでいないことが多いから」が20.1%、「管理能力の面で、女性の適任者が少ないから（いないから）」が17.4%となっています。

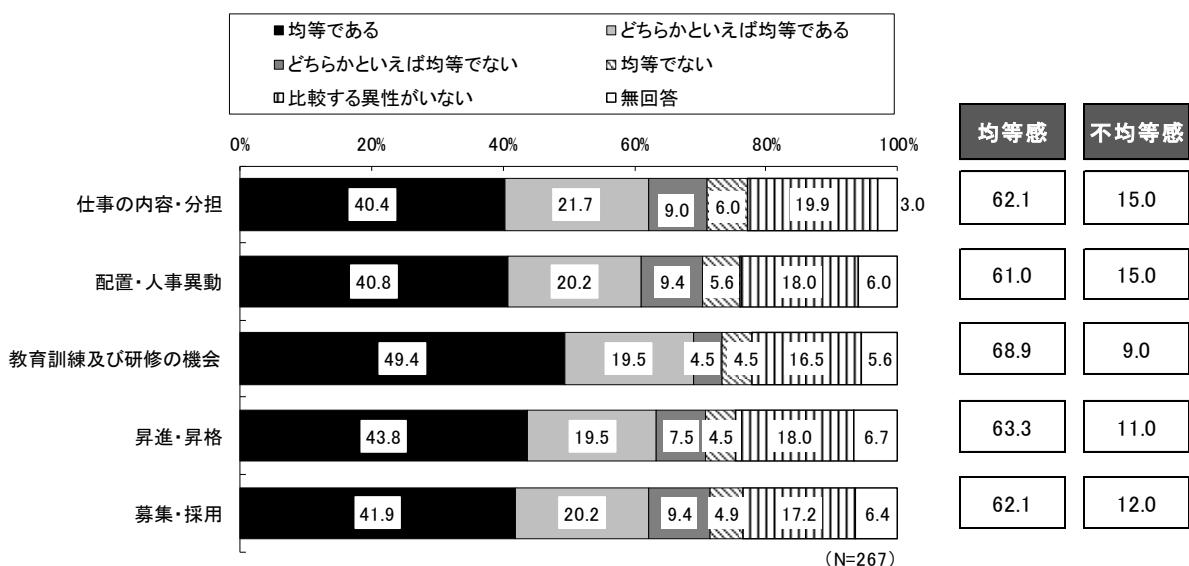
図表2-16 女性の管理職者数が少ない理由



(3) 男女の均等な取り扱い

男女の職場での取り扱いについて図表2-17に示す5項目をあげて尋ねたところ、どの項目も約6割程度の『均等感』（「均等である」+「どちらかといえば均等である」）を持たれており、特に「教育訓練及び研修の機会」では『均等感』が68.9%と最も高くなっています。他方、「仕事の内容・分担」、「配置・人事異動」では『不均等感』（「均等でない」+「どちらかといえば均等でない」）が15.0%で他の項目に比べて高くなっています。

図表2-17 男女従業員の取り扱いに対する意識

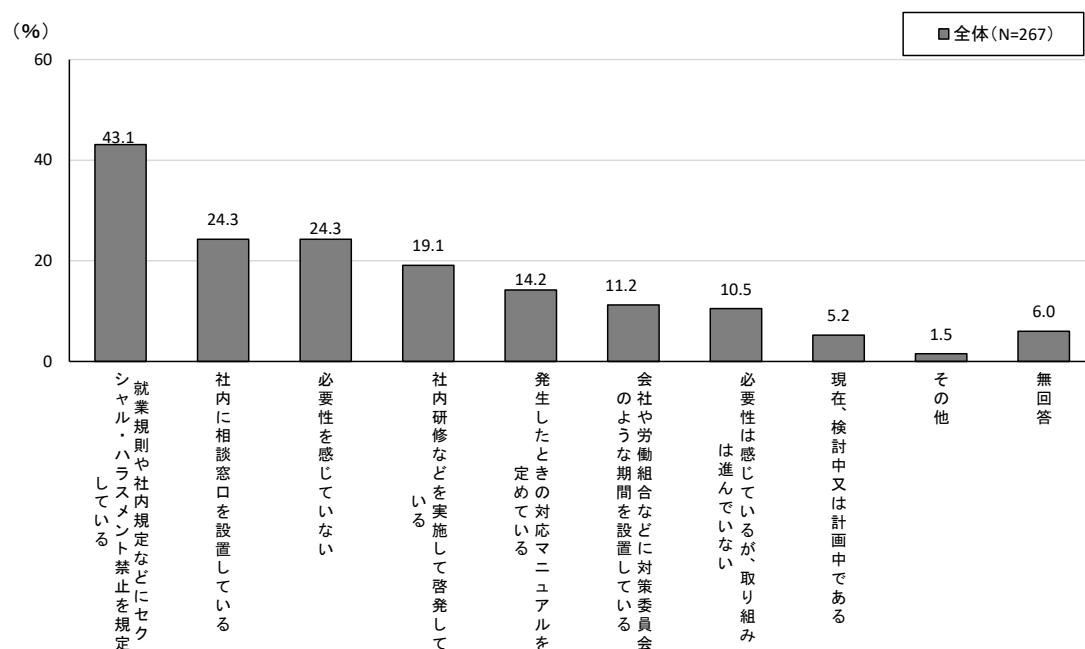


(4) セクシュアルハラスメントに対する取組

セクシュアルハラスメント※（以下セクハラという。）に対する取組について尋ねました。全体では、「就業規則や社内規則などにセクシュアルハラスメント禁止を規定している」が43.1%で最も高く、次いで「社内に相談窓口を設置している」、「必要性を感じていない」が24.3%となっています。

業種別では、多くの業種で「就業規則や社内規則などにセクシュアルハラスメント禁止を規定している」が50%を超えていますが、「建設業」「飲食店・宿泊業」「学習・教育支援業」では2割以下にとどまっています。

図表2-18 セクシュアルハラスメントに対する取組



図表2-19 セクシュアルハラスメントに対する取組(業種別)

	全 体	社 内 に 相 談 窓 口 を 設 置 して い る	い 員 会 社 の よ う な 期 間 を 設 置 し て る	社 内 研 修 な ど を 実 施 し て い る	ル 発 生 を 定 め し て い る	ク シ ヤ ラ ス メ 定 規 定 し て い る	現 在 、 検 討 中 又 は 計 画 中 で あ る	そ の 他	組 み は 進 ん で い な い が 、 取 り 組 み	必 要 性 を 感 じ て い な い	無 回 答	
全 体	267	24.3	11.2	19.1	14.2	43.1	5.2	1.5	10.5	24.3	6.0	
業 種	建設業	28	14.3	7.1	10.7	10.7	17.9	7.1	-	7.1	39.3	10.7
	製造業	47	23.4	2.1	14.9	6.4	51.1	2.1	2.1	10.6	23.4	4.3
	情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸業	18	16.7	11.1	16.7	16.7	66.7	5.6	-	16.7	5.6	5.6
	卸売・小売業	34	35.3	20.6	17.6	26.5	50.0	2.9	5.9	5.9	14.7	11.8
	金融・保険業	13	61.5	46.2	69.2	38.5	69.2	-	-	-	7.7	-
	不動産業	4	50.0	-	-	-	50.0	-	-	25.0	25.0	-
	飲食店・宿泊業	9	33.3	22.2	11.1	11.1	11.1	-	-	-	55.6	-
	医療・福祉業	53	17.0	5.7	17.0	5.7	35.8	3.8	-	17.0	24.5	7.5
	教育・学習支援業	8	-	-	-	-	12.5	12.5	-	12.5	62.5	-
	サービス業	33	21.2	15.2	21.2	27.3	42.4	9.1	-	3.0	30.3	6.1
	その他	18	27.8	11.1	27.8	11.1	50.0	16.7	5.6	22.2	11.1	-

(5) 育児休業制度

育児休業制度の規定が事業所に「ある」が 68.2%、「ない」が 29.2%と、約 7 割の事業所で制度があると回答しています。業種別では、ほぼすべての業種で「ある」が 50% を超えており、「金融・保険業」では 92.3% に達しています。一方、「飲食店・宿泊業」は「ある」が 44.4% で低くなっています。

図表 2-20 育児休業制度の規定の有無（全体、業種別）

	全 体	あ る	な い	無 回 答
全 体	267	68.2	29.2	2.6
業 種	建設業	28	50.0	42.9
	製造業	47	80.9	14.9
	情報通信業	-	-	-
	運輸業	18	88.9	11.1
	卸売・小売業	34	64.7	29.4
	金融・保険業	13	92.3	7.7
	不動産業	4	50.0	50.0
	飲食店・宿泊業	9	44.4	55.6
	医療・福祉業	53	71.7	28.3
	教育・学習支援業	8	50.0	50.0
その 他	サービス業	33	54.5	42.4
	その他	18	66.7	33.3

(6) 介護休業制度

介護休業制度の規定が事業所に「ある」が 49.1%、「ない」が 46.8% で、約半数の事業所で制度があると回答しています。業種別では、「ある」は「金融・保険業」の 69.2%、「製造業」の 68.1%、「運輸業」の 66.7% で高くなっています。

図表 2-21 介護休業制度の規定の有無（全体、業種別）

	全 体	あ る	な い	無 回 答
全 体	267	49.1	46.8	4.1
業 種	建設業	28	21.4	71.4
	製造業	47	68.1	29.8
	情報通信業	-	-	-
	運輸業	18	66.7	33.3
	卸売・小売業	34	50.0	44.1
	金融・保険業	13	69.2	30.8
	不動産業	4	50.0	50.0
	飲食店・宿泊業	9	11.1	77.8
	医療・福祉業	53	50.9	45.3
	教育・学習支援業	8	12.5	75.0
その 他	サービス業	33	45.5	51.5
	その他	18	44.4	55.6

(7) 再雇用制度の設置状況

事業所における「再雇用制度」の設置状況は、「設けている」が47.6%で最も高く、次いで「設けていないし検討もしていない」が30.0%、「現在検討中」が18.7%となっています。

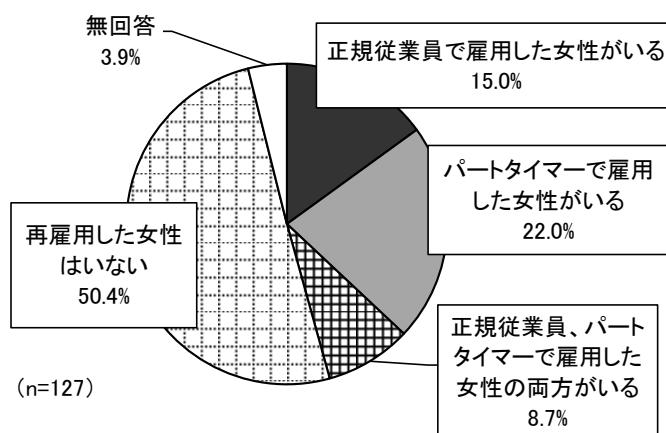
業種別では「設けている」は「金融・保険業」が84.6%で最も高く、次いで「運輸業」が61.1%、「医療・福祉業」が50.9%となっています。

図表2-22 再雇用制度の設置状況（全体、業種別）

	全 体	設 け て い る	現 在 検 討 中	検 設 て い て な い し い
全 体	267	47.6	18.7	30.0
業 種	建設業	28	46.4	25.0
	製造業	47	40.4	6.4
	情報通信業	-	-	-
	運輸業	18	61.1	22.2
	卸売・小売業	34	47.1	23.5
	金融・保険業	13	84.6	7.7
	不動産業	4	-	100.0
	飲食店・宿泊業	9	44.4	-
	医療・福祉業	53	50.9	26.4
	教育・学習支援業	8	50.0	12.5
	サービス業	33	39.4	27.3
	その他	18	50.0	11.1
				38.9

「再雇用制度を設置していると回答した事業所（127事業所）の利用状況では、「再雇用した女性はいない」が50.4%で過半数となっており、次いで「パートタイマーで雇用した女性がいる」22.0%、「正規従業員で雇用した女性がいる」15.0%となっています。

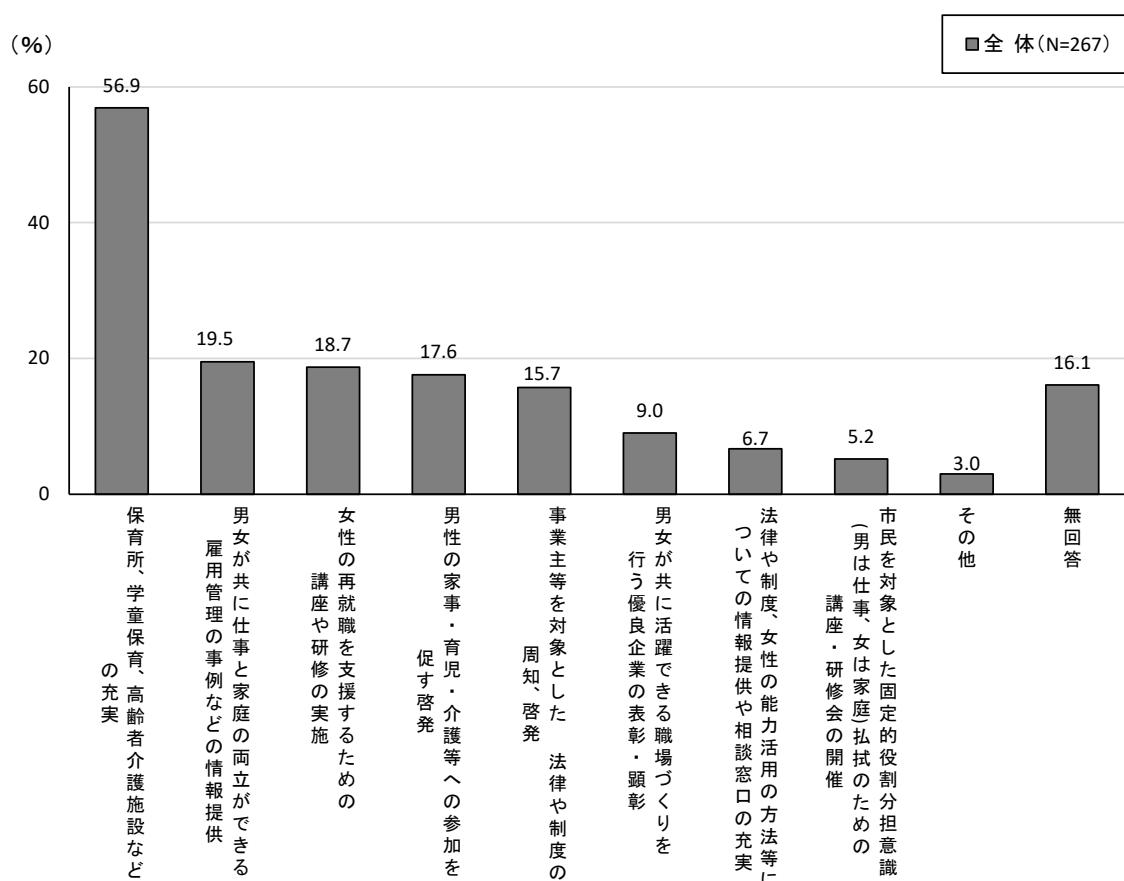
図表2-23 再雇用制度の利用状況（全体、業種別）



(8) 男女共同参画を推進するために古賀市に望むこと

「保育所、学童保育、高齢者介護施設などの充実」が 56.9% で最も高く、仕事と育児や介護等との両立支援策の充実が求められています。次いで「男女が共に仕事と家庭の両立ができる雇用管理の事例などの情報提供」19.5%、「女性の再就職を支援するための講座や研修の実施」18.7% となっており、事業所から行政への一定の期待がみられるところから、これらのニーズに対応する市の取組が求められています。

図表 2-24 男女共同参画を推進するために古賀市に望むこと





第3章 計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念、目的

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

本市においては、平成17（2005）年に「男女平等基本条例」を施行し、この条例に基づいて「男女共同参画計画」を策定し、これまでさまざまな取組を推進してきました。

本市における男女共同参画社会の実現をめざして、本計画の基本理念、目的を以下のとおり定めます。

基本理念 「人権と多様性の尊重」

目的 「男女共同参画社会の確立」

また、この計画の理念に基づく古賀市のめざす将来のまちのすがたを以下のように定めます。

みんなが主役！
つながろう、笑顔で いきいきと輝くまち

参 考

古賀市男女平等をめざす基本条例の基本理念

平成 16 年 12 月 21 日

条例第 18 号

第3条

- 1 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を発揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく社会制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、社会のあらゆる分野において自らの意思と責任の下に、多様な活動が選択できるように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、男女の生涯にわたる性と生殖に係る健康に關し、男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成に当たっては、教育の果たす役割の重要性にかんがみ、あらゆる教育の場において、男女共同参画社会を実現する教育が行われるよう配慮されなければならない。
- 7 男女共同参画社会の形成は、その推進が国際社会の取組と密接な関係を有していることに配慮して行われなければならない。

2. 計画の基本目標と基本方向

この計画の基本理念、目的を達成するための基本目標は以下の5つです。

基本目標Ⅰ ジェンダー平等意識の向上

日本国憲法では、個人の尊重と男女平等の理念が謳われており、また、「男女共同参画社会基本法」には、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることが謳われています。しかしながら、令和2（2020）年に策定された国第5次男女共同参画基本計画では、日本の男女共同参画の取組の進展が十分でないことが記され、その要因の一つとして、「社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）※が存在していること」があげられています。

固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見は、個人の主体的な人生の選択に影響を与えたり、社会の制度や慣行に反映されたりするなど、ジェンダー平等社会の実現を阻害する要因となります。「男だから」「女だから」など性別によって固定的に役割を区別する意識を解消のために、学校、家庭、地域などへ、ジェンダー平等の教育や啓発活動を行うことが必要です。

基本方向1 ジェンダー平等意識の形成

基本方向2 ジェンダー平等教育の促進、充実

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現

国は「平成32（2020）年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にする」という目標を平成15（2003）年に設定しました。しかし、平成27（2015）年に策定された「第4次男女共同参画基本計画」では数値目標が下方修正され、さらに令和2（2020）年に策定された「第5次計画」では達成の期限が「2020年代の可能な限り早期に」と変更されました。

令和7（2025）年に世界経済フォーラムが発表した各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数※（Gender Gap Index: GGI）では、日本は148か国中118位と低い順位であり、議員や閣僚及び民間企業管理職の女性比率が著しく低いこと、賃金や所得の男女格差が大きいことがその理由となっており、日本においては女性が意志決定の場に参画するための体制が整っていない状況にあるといえます。

本市においては、平成28（2016）年3月に策定した「古賀市における女性職員の活躍の推進に向けた特定事業主行動計画」（以下「特定事業主行動計画」という。）に基づき、女性職員の活躍促進に取り組むとともに、市内事業所に対して「一般事業主行動計画」の策定及び女性活躍に向けた計画的な取組について働きかけを行っています。

今後も、市の審議会や地域の自治組織など、政策・方針決定の場へ女性の参画を推進する必要があります。

政策・方針決定過程に女性が参画するにあたっては、家庭生活や地域活動における男女共同参画の実現が不可欠です。男性の家事・育児・介護等への参画や、防災活動などの地域のさまざまな活動に男女共同参画の視点を取り入れることが求められます。

また、ジェンダー平等に向けた取組は国際的な潮流となっており、SDGsなどジェンダー平等に関連する国際的な規範や基準についての市民の理解を深めることが重要です。

- 基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 基本方向2 就労の場における男女共同参画と女性活躍の促進
- 基本方向3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進
- 基本方向4 國際的視野に立った男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備

国は、平成19(2007)年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス[※])憲章」を定め、また、令和元(2019)年にはいわゆる「働き方改革関連法」が順次施行されるなど、働き方の見直しが進められてきました。近年は、テレワークやオンライン会議の導入が広がり、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の普及が進んでいます。一方で依然として非正規雇用やひとり親世帯など、生活の不安定さを抱える女性にとって、就労や生活支援が重要な課題となっています。さまざまな困難な状況に置かれている女性が安心して暮らせるための社会的支援は、今後ますます重要となってきています。また、男性においても、家庭や地域での役割の変化、新しい働き方やそれに伴う生活の変化への対応が求められています。

性別にかかわらず、経済的にも生活面でも自立することができ、だれもが安心して暮らせる社会をめざして、男女共同参画の視点に立った環境整備を進めていかねばなりません。

また、性別に関わらず生涯を通じた心身の健康を維持でき、心身の障がいの有無に関わらずいきいきと生活できる環境の整備は、男女共同参画社会の基盤となります。性に関する健康は、一人ひとりが男女の身体的性差を理解することや、多様な性のあり方を尊重することで保証されるものです。特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるため、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」[※](性と生殖に関する健康と権利)の視点が特に重要となります。

- 基本方向1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援
- 基本方向2 生涯を通じた健康管理への支援

基本目標IV あらゆる暴力の根絶

暴力は基本的人権を侵害するものであり、生命や身体を脅かす犯罪となる行為も含み、許されるものではありません。女性に対する暴力は、DVやセクハラなど、身近な人から受けるものが多く、男性優位の意識や男女の経済力の格差などの社会背景も関係しています。また、女性への暴力は、性犯罪、売買春、人身取引など、性に関する暴力となることも特徴です。配偶者からの暴力は、その子どもに対しても心理的な虐待となります。暴力の根絶は、社会全体で取り組まねばならず、司法機関、福祉機関、労働機関、教育機関などの密接な連携が求められます。

DVやハラスメントなどの暴力を根絶するためには、相談支援体制の充実はもとより、暴力防止についての意識啓発が重要です。また、近年ではいわゆる「JKビジネス」*やAV出演強要など、主に若年層をねらった性暴力が増加しており、国も対策に乗り出しています。中高生などの若い世代を対象とした性暴力やデートDV防止に向けた啓発など、早い時期からの取組が必要です。

職場での暴力に関しては、令和2（2020）年にいわゆる「ハラスメント関連法」の改正が行われ、事業主に対して、セクハラやマタニティハラスメント*に加え、パワーハラスメント*（以下パワハラという。）の防止が義務づけられました。さらに、令和7（2025）年の改正法により、顧客や求職者に対するハラスメント防止措置も事業主の義務となりました。この改正は、企業が従業員以外の外部との関わりにおいても安全で安心な環境を提供する責任を強化するものです。一方で、令和元（2019）年の国際労働機関（ILO）総会で採択された、職場でのハラスメントを禁止する第190号条約の批准には未だ至っておらず、国際的な基準を視野に入れた対策が求められます。

基本方向1 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

基本目標V 性別にとらわれない多様な生き方の尊重

古賀市では、市民一人ひとりが互いに尊重し、多様性を認め合い、誰もが心豊かに自分らしく生きていける「いのち輝くまちこが」の実現をめざしています。その実現に向けて、令和2（2020）年4月から「パートナーシップ宣誓制度」、さらに令和3年（2021）年7月からパートナーシップ宣誓をされた方の子どもも家族として証明する「ファミリーシップ宣誓制度」の運用を開始しています。

「パートナーシップ宣誓制度」は、令和7（2025）年5月までには、全国530の自治体に広がっています。また、高等裁判所において、同性婚を認めない現行法は憲法違反との判断が相次いでおり、同性婚の立法化に向けての動きが始まっています。

性自認や性的指向などを理由として社会生活に障壁があつてはなりません。性のあり方には人の数だけのバリエーションがあります。それぞれの人にとっての「当たり前」を受け止め、尊重しあうことが大切です。

性の多様性を正しく理解するためには、学校、家庭、地域などへ、啓発活動を行うことが必要です。

基本方向1 性の多様性への理解促進



3. 本計画とSDGsの関連性

平成27(2015)年の国連サミットで採択されたSDGsでは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすことを理念として、令和12(2030)年までの国際社会全体の持続可能な開発目標である17のゴール(目標)を定めています。

本市の男女共同参画の推進においても、ジェンダー平等の視点を確保し、あらゆる施策に反映していくことが求められています。

本計画においては、以下のゴールと関連しています。

■基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連する目標				
基本目標Ⅰ ジェンダー平等意識の向上	 4 質の高い教育をみんなに  5 ジェンダー平等を実現しよう  10 人や国の不平等をなくそう  16 平和と公正をすべての人に				
基本目標Ⅱ あらゆる分野における 男女共同参画の実現	 1 貧困をなくそう  5 ジェンダー平等を実現しよう  10 人や国の不平等をなくそう  16 平和と公正をすべての人に				
基本目標Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた 環境整備	 1 貧困をなくそう  5 ジェンダー平等を実現しよう  8 働きがいも経済成長  10 人や国の不平等をなくそう  16 平和と公正をすべての人に				
基本目標Ⅳ あらゆる暴力の根絶	 1 貧困をなくそう  3 すべての人に健康と福祉を  4 質の高い教育をみんなに  5 ジェンダー平等を実現しよう  10 人や国の不平等をなくそう  16 平和と公正をすべての人に				
基本目標Ⅴ 性別にとらわれない 多様な生き方の尊重	 5 ジェンダー平等を実現しよう  10 人や国の不平等をなくそう  16 平和と公正をすべての人に				

■本プランと関連するSDGs

 1 貧困をなくそう	1 貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
 3 すべての人に健康と福祉を	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
 4 質の高い教育をみんなに	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
 5 ジェンダー平等を実現しよう	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う
 8 働きがいも経済成長も	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
 10 人や国の不平等をなくそう	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
 16 平和と公正をすべての人に	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

4. 重点的な取組

「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画」の成果と課題や「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」結果及び古賀市男女共同参画審議会による意見と検討を踏まえて、本計画における重点的な取組として以下の施策を推進していきます。

●広報・啓発活動の工夫

男女共同参画の推進にあたっては、市民一人ひとりが男女共同参画についての理解を深めることはもとより、「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」を含めた固定的な性別役割分担意識や性別にかかる偏見を見直していくことが重要です。

固定的な性別役割分担意識を是正するためのセミナー、講演会を開催するとともに男女共同参画が身近なものとして捉えられるよう、地域に出向く出前講座を実施します。

市が情報を発信する広報誌やホームページ等を利用して、よりわかりやすい啓発活動を行います。

◆関連する施策

基本目標Ⅰ ジェンダー平等意識の向上

基本方向1 ジェンダー平等意識の形成

基本施策（1）固定的な性別役割分担意識の是正のための広報・啓発

基本施策（2）情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進

◆成果指標

内 容	現状値 (令和6年度)	目標値
男女共同参画に関する記事の掲載回数	20回	25回
男女共同参画啓発事業開催数	4回	12回
男女共同参画啓発事業参加者数	169人	1000人

●地域における男女共同参画の浸透

少子高齢化や防災・減災などの地域の課題に地域全体で対応していくためには、地域に住む多様な人々の視点や経験を反映させていくことが必要です。地域のさまざまな人が地域活動の場や意思決定に参画し、意見を出し合いながら課題解決に取り組むことが重要となります。

審議会、委員会等委員への女性登用を促進するために「古賀市附属機関等の委員の委嘱基準等に関する規程」に基づく全庁的な取組として、各担当課が女性登用の意義を理解し、女性委員の積極的な登用を行うよう、意識改革に取組みます。

地域においても女性の役員登用を促進するため、家庭、地域活動における固定的性別役割分担意識等の慣習解消に向け、より一層の啓発活動の推進を図るとともに、女性人材の発掘育成を推進します。

◆関連する施策

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現

基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

基本施策（1）審議会、協議会等における女性の参画拡大

基本施策（2）自治組織及び各種市民団体等における女性の参画拡大

◆成果指標

内 容	現状値 (令和6年度)	目標値
審議会等における女性登用率	46.0%	50.0%
市の行政区長・行政隣組長における女性の割合	28.3%	30.0%
女性農業委員数	3人	3人

●誰もが自身の望む働き方ができる環境づくり

人々のライフスタイルや価値観が多様化し、また、少子高齢化による労働力不足が懸念される現在においては、従来の男性中心的な働き方の見直しが求められています。ワーク・ライフ・バランスの実現は、働く人の生きがいや健康づくりだけではなく、企業にとっても生産性の向上や人材の確保などさまざまなメリットが期待されます。

国や県の資料などを活用し、事業主や労働者に対して、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての理解を促し、市民が、仕事と家庭、地域などのバランスのとれた働き方ができるよう啓発を進めます。

◆関連する施策

基本目標Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備

基本方向1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援

基本施策（1）職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援

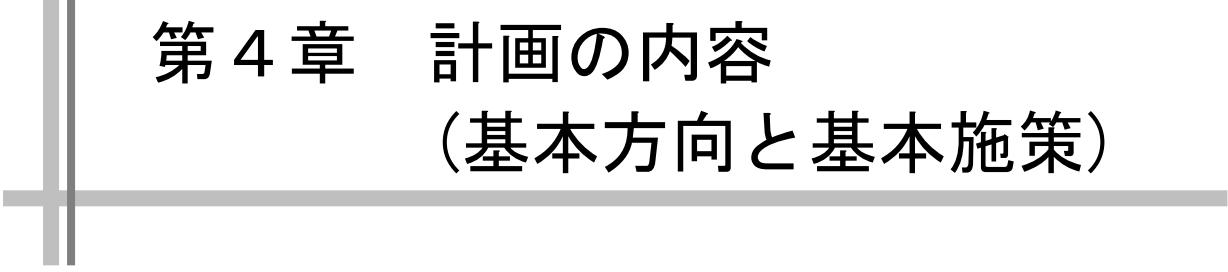
基本施策（2）ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

◆成果指標

内 容	現状値 (令和6年度)	目標値
子育て応援宣言企業数	56社	60社

ライフプランニングに関する 研修会実施数	4回	3回
-------------------------	----	----





第4章 計画の内容 (基本方向と基本施策)

第4章 計画の内容(基本方向と基本施策)

基本目標 I

ジェンダー平等意識の向上

基本方向1 ジェンダー平等意識の形成

現状と課題

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭を守る」とする固定的性別役割分担意識について、『賛成派』が43.9%、『反対派』が53.0%と、『反対派』が『賛成派』を9.1ポイント上回っています。前回調査から『反対派』が大きく増加していますが、福岡県調査と比較すると特に男性で固定的性別役割分担意識を支持する傾向がうかがえます。(10頁、図表2-4参照)また、「社会活動の場」や「地域のしきたりや習慣」における男女の地位について、『男性優遇』の回答が全体で5割を超えて高くなっています。特に女性はどちらも男性より高くなっています。特に女性はどちらも男性より高くなっています。特に女性はどちらも男性より高くなっています。(37頁、図表4-1、2参照)

近年では、人々が周囲の環境やメディアの情報などから無意識のうちにもつ、特定の人や集団に対する偏った見方や考え方である「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」の問題が注目されています。無意識であるため自分自身で気づいたり制御したりすることが難しく、誤った判断や差別につながる可能性があり、一人ひとりが意識的に自分や周囲の言動を見つめなおすことが求められています。

本市では、市民との共働で開催する「男女共同参画フォーラム」や「男女共同参画セミナー」、広報紙やホームページでの啓発など、固定的性別役割分担の解消に向けた取組を進めています。今後も、固定的性別役割分担意識や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」を解消するためのセミナーや講演会を開催するとともに、男女共同参画が身近なものとして捉えられるよう、地域などに出向く出前講座を実施します。市が情報を発信する広報紙やホームページなど多様な媒体を利用して、よりわかりやすい広報や啓発活動を行っていきます。

本市で刊行する出版物においては、「表現のガイドライン」を活用して男女の平等な表現に配慮し、行政の姿勢を示すとともに市民への啓発の機会とします。また、スマートフォンなどの情報機器やSNSなど情報サービスが急速に普及、変化している状況を踏まえて、教育の場では、主体的に情報を読み解き、また適切に発信する力、いわゆるメディアリテラシー*を身につけることをめざします。

基本施策（1）固定的性別役割分担意識の是正のための広報・啓発

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
1	学習会や研修会の実施	○固定的性別役割分担意識を是正し、男女共同参画が身近なものとしてとらえられるよう男女共同参画フォーラム等を開催します。	A	人権センター
2	地域や団体への出前講座の実施	○地域や団体、年代などそれに応じたテーマで出前講座を実施し、意識の是正を図ります。	A	人権センター
3	市の広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供	○男女共同参画に関する情報や啓発セミナー等の特集を組む等、定期的に記事を掲載します。 ○ホームページについて、掲載内容等を工夫します。 ○情報誌の発行により、固定的性別役割分担意識の是正を効果的に進めます。	A	人権センター

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（2）情報媒体におけるジェンダー平等意識の啓発推進

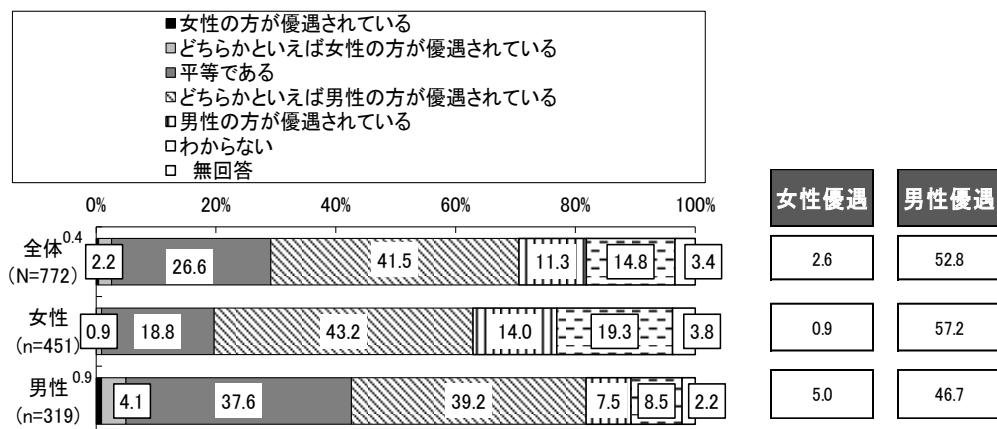
No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
4	市の出版物等へのジェンダー平等の視点に配慮した表現の徹底	○写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、ジェンダー平等の視点に配慮した表現を徹底します。	A	全課 (人権センター) (経営戦略課)
5	メディアリテラシー(情報を読み解く力)の育成	○講演や広報等を通じメディア社会に積極的に参画する能力を養い育てる取組を推進します。 ○学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めます。	A	人権センター 学校教育課 生涯学習推進課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの



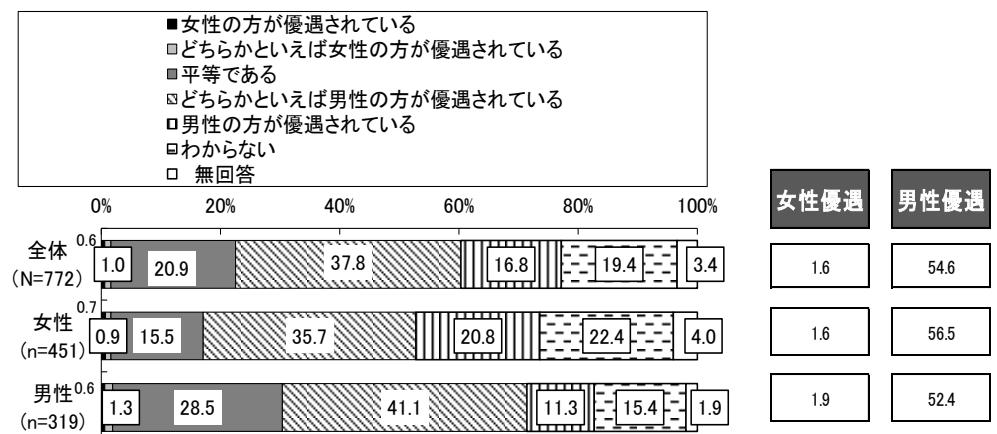
《参考データ》

■図表4-1 社会活動における男女の地位の平等感 [全体、性別]



資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

■図表4-2 地域のしきたりや習慣における男女の地位の平等感 [全体、性別]



資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

基本方向2 ジェンダー平等教育の促進、充実

現状と課題

市民意識調査によると、「女の子も男の子と同等に経済的に自立できるような教育が必要」「男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせる方がよい」は、ともに『賛成派』（「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が9割を超えており、子どもの性別に関わらず経済的にも生活の面でも自立を促す育て方が支持されています。しかし、男の子の生活自立について、積極的な「賛成」のみについてみると、女性が67.0%であるのに対し男性は53.0%と、男性でやや消極的な傾向がみられます。（40頁、図表4-3参照）

子どもが性別に関わらずそれぞれの個性と能力をのばし、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるためには、ジェンダー平等の視点を踏まえた教育を進めが必要です。学校においては教科教育だけでなく、清掃や給食、行事など教科外活動の指導においてもジェンダー平等に配慮する必要があります。また、学校教育や社会教育に携わる人をはじめとして、家庭や地域、学校など子どもの周りにいる大人が、ジェンダー平等の理念を理解し、一人ひとりの個性を尊重する重要性を踏まえた教育を実施することが求められます。

ジェンダー平等の意識を醸成する教育を、子どもの発達段階に応じて実施していきます。すべての人の権利や命を大切にする心を育むとともに、性に関する人権については、LGBTQ*等の性的少数者への配慮や男女の身体の違いなどを理解する教育を実施するとともに、相談窓口の周知を行います。さらに、PTCAと連携した学習会の開催や学級通信の発行など、保護者に対しても効果的な意識啓発に取り組みます。また、多くの市民が利用する図書館等において、ジェンダー平等に関する資料の充実を行います。

社会教育においては、指導的立場にある関係者に個人の尊厳とジェンダー平等の意識を高めるような研修の機会を提供していきます。また、子育てや保育、教育に携わる教師等指導者のジェンダー平等についての理解を促進する取組を積極的に進めます。

基本施策（1）学校教育等におけるジェンダー平等教育の推進

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
6	幼児の発達段階に応じた教育の促進	○年齢や発達段階に応じて、ジェンダー平等の意識を育み、保育内容の充実に努めます。 ○人に対する愛情と信頼感そして人権意識を育てるとともに自主、自立及び協調性を養います。	A	子ども家庭センター（保育所）
7	児童・生徒の発達段階に応じた教育の促進	○発達段階に応じた学習内容・方法を研究し、ジェンダー平等の意識を養う人権教育の取組を進めます。 ○人格尊重、ジェンダー平等の視点に立った性教育を実施します。	A	学校教育課

A：継続・拡充するもの B：新たに定めたもの

基本施策（2）社会教育におけるジェンダー平等教育の推進

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
8	保護者に対するジェンダー平等についての啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○PTCAと連携を図ってジェンダー平等の視点による研修会等を実施します。 ○ジェンダー平等教育についての共通理解と連携を図るため保護者への通信等にて啓発します。 	A	青少年育成課 学校教育課 子ども家庭センター(保育所) 生涯学習推進課
9	関係資料の収集、活用	<ul style="list-style-type: none"> ○図書、視聴覚資料などを収集し、提供します。 ○人権課題解決のための図書等を、研修教材として活用します。 ○男女共同参画週間等に特別展示を行います。 	A	文化課 (市立図書館) 人権センター

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（3）教育関係者の男女共同参画に関する意識の向上

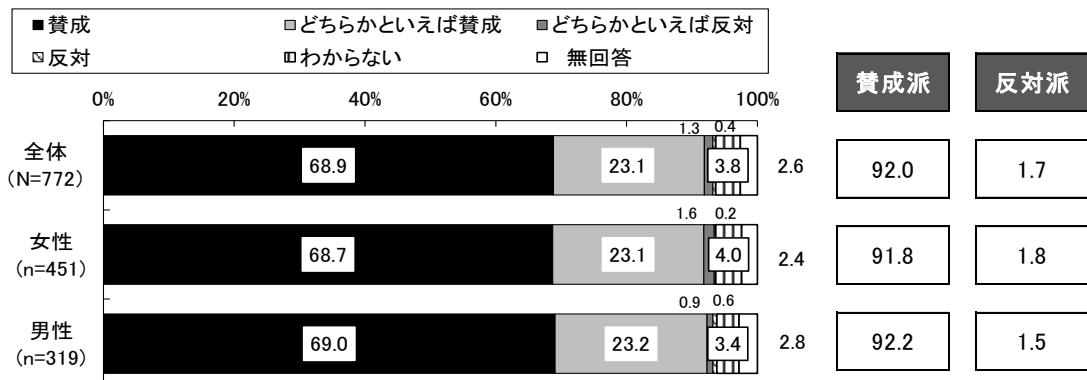
No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
10	社会教育委員や分館長等社会教育関係者への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館活動等において、男女共同参画の視点に立った学習会や研修会を実施します。 	A	生涯学習推進課
11	教職員・保育士等への啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の研修を通して男女共同参画についての理解を促進し、学校教育においてより良い教育活動を促進します。 ○法や条例の趣旨を踏まえ、ジェンダー平等の視点に立った意識改革を促進します。 ○市内の高校、特別支援学校において、法や条例の趣旨に沿った教育活動が実施されるよう要請します。 ○市が開催するセミナー・フォーラムなどへの参加を要請します。 	A	学校教育課 子ども家庭センター(保育所) 人権センター

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

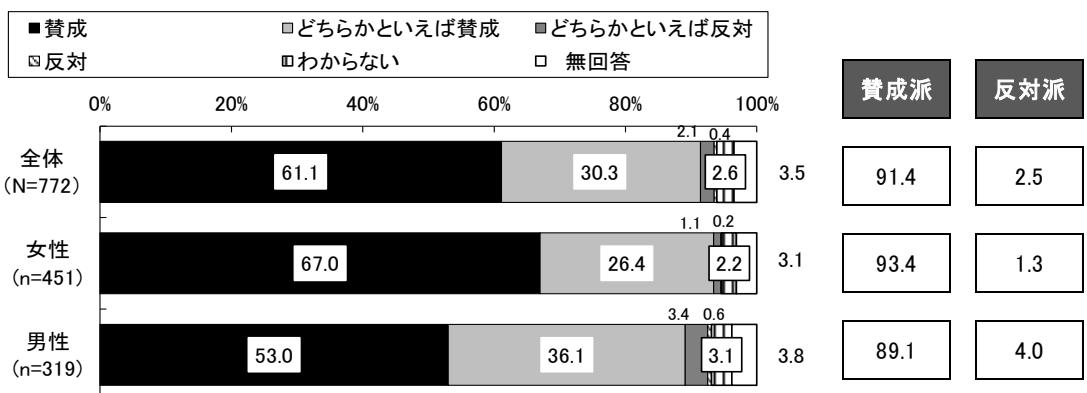
《参考データ》

■図表4-3 子どものしつけや教育について [全体、性別]

①女の子も男の子と同等に経済的に自立できるよう職業人としての教育が必要だ



②男の子にも炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術を身につけさせる



資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」



基本目標 Ⅱ

あらゆる分野における
男女共同参画の実現

基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

本市は「古賀市附属機関等の委員の委嘱基準等に関する規程」において、男女の委員構成割合を「古賀市男女共同参画計画」の目標値以上になるよう努めるものと定めています。令和2(2020)年度の地方自治法第202条の3に基づく審議会の女性委員の割合は38.2%、その他条例、規程、要綱等に基づく委員会等の女性委員の割合は47.0%となっており、概ね目標値の40%前後となっています。一方、行政区長やPTCA会長の女性の割合は依然として低い状態が続いている、改善が求められます。(43頁、図表4-4参照)

市民意識調査によると、行政区長や市議会議員、農業委員、教育委員、小・中学校PTCA会長、民生委員・児童委員、選挙管理委員などへの女性の役職登用について、『女性を増やした方がよい』(「男性よりも女性を多くする」+「男性とおなじくらいにする」+「男性を超えない範囲で増やす」)の割合を性別でみると、すべての項目において、女性よりも男性の方が高くなっています。役職への女性の参画という一面に限れば、女性よりも男性の方が推進を支持しているようです。(43頁、図表4-5参照)

しかし、地域の役職に推薦された場合に「断る」と回答した女性は86.0%と非常に高くなっています。断る理由としては、「役職につく知識や経験がないから」「責任が重いから」との回答が多くなっていました。(12頁、図表2-7、8参照)

審議会等への女性の参画をいつそう進めていくために、女性の人才の発掘や情報の共有を進めるとともに、女性が意思決定に参画するための経験や知識を身につけることができるよう支援し、女性リーダーの養成を進めます。市の出資団体に対しては、役職者の男女比率など男女共同参画の推進状況を調査するとともに、自治会、各種市民団体等の役職者における男女それぞれの構成割合30%以上めざして意識啓発や学習の機会を提供します。

市職員に関しては、令和7年4月に策定しました「特定事業主行動計画」において、管理的地位にある役職に占める女性職員の割合を令和11(2029)年度までに25%以上、係長以上の役職に占める女性職員の割合を40%以上とする目標を掲げています。令和6(2024)年度の実績では、係長以上の役職における女性割合は40.0%に達しており、この状況を維持するとともに、いわゆる女性管理職割合の向上にも取り組みます。

出産補助休暇及び育児参加休暇については、これまで取得率が低水準で推移しており、特に令和5年度は合計5日以上取得した職員がいなかったことから、取得促進が課題となっています。今後は、庁内での周知徹底や取得しやすい職場環境づくりを通じて、職員が安心して休暇を取得できるよう取り組みます。

一方、男性職員の令和6年中の育児休業取得率は100%を達成しており、引き続き100%を堅持するとともに、育児休業を3か月以上取得する職員の割合向上にも取り組んでいきます。

さらに、各部署における男女の偏りのない配置を進めるとともに、全職員が特定事業主行動計画の内容を十分に理解し、共通認識の下で実践できるよう、周知徹底に努めます。

基本施策（1）審議会、協議会等における女性の参画拡大

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
12	審議会等委員構成の男女比均等化（概ね 50:50）目標の達成	○各審議会等の所管部署において達成をめざします。 ○女性委員のいない審議会等の解消に努めます。	A	全課 (人権センター) (人事秘書課)
13	女性の参画を推進するための人材育成と情報の収集	○市がリーダー養成事業と位置付ける研修等に参加させ、次期のリーダー候補として養成します。 ○「女性人財リスト※」への登録を広く呼びかけて整備し、審議会等への女性登用を促進するよう活用します。	A	人権センター
14	地域活動における女性リーダーの養成	○市の生涯学習等を充実し、地域のリーダーとして活動できる人材を養成します。	A	人権センター 生涯学習推進課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（2）自治組織及び各種市民団体等における女性の参画拡大

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
15	役職者に男女それぞれが 30%以上の構成目標の達成の促進	○各種団体の役職者について、男女割合の目標を達成するよう機会を捉えて男女共同参画の必要性を伝えて意識改革を進めます。	A	生涯学習推進課 まちづくり推進課 文化課
16	出資団体等への男女共同参画推進状況調査の実施	○出資団体等における男女共同参画を推進するため、推進状況調査を実施します。	A	人権センター

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（3）古賀市職員における特定事業主行動計画の推進

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
17	「古賀市特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進	○令和 11 年(2029)年度までに係長以上の役職に女性の占める比率 40%以上を維持します。 ○令和 11 年(2029)年度までに育児休業を取得する男性職員の割合について 100%を維持します。 ○グループウェア(掲示版)や研修の場などで周知を徹底します。 ○多様なポストに女性職員を積極的に配置します。	A	人事秘書課
18	「古賀市特定事業主行動計画」に基づく職員のための仕事と子育ての両立支援の推進	○仕事と子育ての両立支援の取組を充実し、制度を利用しやすい職場環境づくりを進めます。 ○グループウェア(掲示版)や研修の場などで周知を徹底します。	A	人事秘書課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

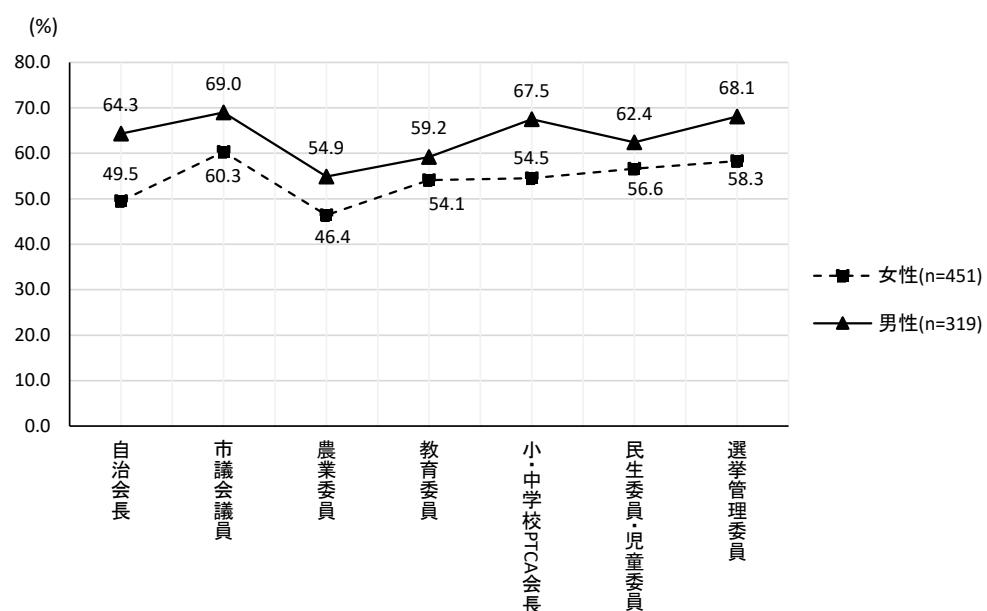
《参考データ》

■図表4-4 古賀市における女性の参画・登用状況（令和7年4月1日時点）

名 称	総人数	女性人数	比率(%)
市議会議員(令和元年に実施された選挙後の人数)	19	4	21.1
審議会等委員	658	298	45.3
地方自治法180条の5に基づく委員会等(広域を除く)	28	7	25.0
地方自治法202条の3に基づく審議会等	232	104	44.8
その他条例、規程、要綱に基づく委員会等	398	187	45.3
行政区長	46	4	8.7
小・中学校PTCA会長	10	4	40.0
民生委員・児童委員	76	42	55.3
古賀市職員	339	168	49.6
うち係長級	78	38	48.7
うち課長補佐級	3	0	0
うち部長・課長級	42	11	26.2

※任期の定めのない職員（一部事務組合への出向者含）

■図表4-5 女性の地域の役職登用『女性を増やした方がよい』の割合 [性別]



資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

基本方向2 就労の場における男女共同参画と 女性活躍の促進

現状と課題

市民意識調査で、さまざまな分野における男女の地位の平等感についてたずねていますが、特に職場では、『男性優遇』が 58.7%と国や政治の場に次いで高く、不平等感が強く表れています。(11 頁、図表 2－5 参照)

また、事業所調査で調査対象事業所の全従業員について男女比をみると、総従業員数では男女がほぼ半々となっているのに対し、正規従業員の男女比は男性が約 7 割、非正規従業員の男女比は女性が約 7 割と、雇用形態によって大きな差がみられます。また、管理職全体の男女比は、男性が 77.0%、女性が 23.0%で、前回調査の管理職の女性割合 20.0% より増加しているものの、男性に比べてまだまだ少ない状況です。管理職の役職ごとの女性の割合をみると、部長相当職 13.7%、課長相当職 17.6%、係長相当職が 25.7%となつており、女性の係長相当職が就業を継続すれば、課長職、部長職の割合がさらに高くなる可能性もあります。(46 頁、図表 4－6、7 参照)

農業については、農家の高齢化や後継者の離農などにより担い手不足の問題が顕著になってきています。女性農業者の力がより一層必要とされているなか、令和 7 (2025) 年に策定された「第3期古賀市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「農業で活躍する若者や女性の姿を積極的に情報発信することにより、若手農業者や女性農業者の存在感を高め、職業としての農業を選択する若者や女性の増加を図ります」としています。しかし、令和 7 (2025) 年度の農業委員の女性の割合は 21.4% (14 人中 3 人) にとどまっています。計画の成果指標の目標 (令和 13 年度までに) である 3 名を達成しているものの、割合は依然として低く、農業分野での意思決定過程への女性の参画に課題を残しています。

今後も農業に従事する女性の活躍の基盤となる「家族経営協定」※の締結をさらに進める必要があります。

事業所や商工自営業主等が女性の登用促進や職域拡大を図るよう、また、従業員向けの研修会等を開催や啓発を進めるよう、関係機関に働きかけます。事業所における男女共同参画の推進状況については今後も継続的に調査をし、状況を把握するとともに、入札参加資格申請時などの機会を活かして啓発を進めます。また、国や県が実施している子育てや介護で就労を中断した女性が再就職するための研修会や資料等について、情報提供していきます。現在就労している女性が、将来を見通してキャリア形成できるよう、啓発事業や情報提供を実施します。起業を希望する女性に向けては、セミナーの開催や情報提供を行います。

農業分野においては、男女がパートナーシップを築くために、「家族経営協定」の制度を周知し、締結の促進を図ります。女性の経営参画の重要性についての学習機会や情報を農業者に提供していきます。

基本施策（1）事業所における男女共同参画と女性活躍の促進

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
19	事業所、商工自営業主等への啓発と情報提供	○事業所や商工自営業主等を対象とした研修会の実施を関係機関に要請します。 ○従業員を対象とした研修会の実施及び啓発冊子等の配布を関係機関に要請します。	A	商工政策課
20	推進状況調査の実施	○事業所への男女共同参画に関する調査の実施により、事業所の男女共同参画について啓発します。 ○入札参加資格申請時に事業所の男女共同参画の取組状況について提出を求めます。	A	人権センター 管財課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（2）女性のニーズに応じた活躍の促進

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
21	子育て等で就労を中断した女性への再就職支援	○女性の再就職を支援するための情報を提供します。 ○県と連携して女性の再就職支援セミナー等の情報提供を行います。	A	人権センター 商工政策課
22	女性のキャリアアップ支援	○関係機関と連携し女性のキャリアアップに対する理解について啓発します。 ○市ホームページや啓発チラシの配布などにより、市内事業所に女性活用に関する情報を提供します。	A	人権センター 商工政策課
23	女性への起業支援	○女性の起業を支援するためのセミナー開催とともに県と連携してセミナー等の情報を提供します。	A	人権センター 商工政策課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（3）農業における男女共同参画の促進

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
24	家族経営協定制度の周知及び女性農業者への支援	○就業環境を整えるよう家族経営協定の締結を促進するとともに、女性農業者の経営力向上を支援します。	A	農林振興課
25	農業団体等との連携による参画の促進	○経営参画をめざし活動するグループに情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図ります。	A	農林振興課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

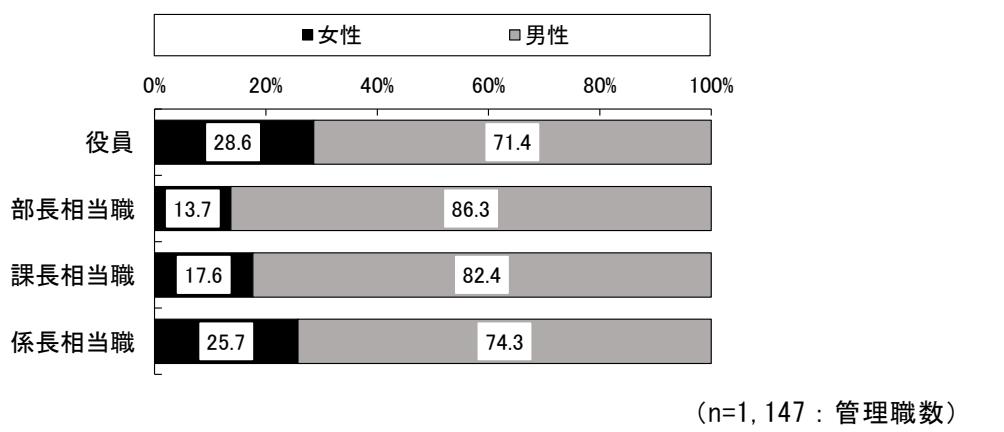
《参考データ》

■図表4-6 事業所における常用雇用者の男女比

	従業員全体		正規従業員		非正規従業員 (嘱託・パート)		派遣・ 下請従業員	
計	7,343人	100.0%	4,136人	100.0%	3,018人	100.0%	189人	100.0%
女性	3,508人	47.8%	1,279人	30.9%	2,155人	71.4%	74人	39.2%
男性	3,835人	52.2%	2,857人	69.1%	863人	28.6%	115人	60.8%

資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

■図表4-7 役職ごとの男女構成比



資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」



基本方向3 家庭生活、地域活動等における男女共同参画の促進

現状と課題

市民意識調査によると、男女の地位の平等感について、家庭生活では『男性優遇』との回答が約5割となっており、「平等」の34.2%を大きく上回っています。(11頁、図表2-5参照)

家庭内での役割分担についてみると、炊事や掃除・洗濯等の家事に関しては女性の分担が大きくなっています。子どものしつけ・教育や高齢者などの介護に関しては「自分・パートナ一分担」の割合が高い傾向がみられるものの、男性に比べると女性が負担している状況がうかがえます。(49頁、図表4-8参照)

社会活動の場での男女の地位の平等感についても、半数以上の方が『男性優遇』と回答しています。(11頁、図表2-5参照)地域(自治会)の現状についても「会合でのお茶出しや準備・片付けなどは女性が担当することが多い」「町内会や自治会の会長には男性を選ぶことが当然という雰囲気がある」が上位にあがっており、地域活動の場において、男性がリーダーとなり、女性は雑用を担当する、という固定的な性別役割分担が残っていることがわかります。(50頁、図表4-9参照)

家庭内での男女共同参画を進めるために、年齢や性別に関わらず子育てや介護に関心をもつ意識を醸成していくことが重要です。さらには、家事全般に対しても自立した生活者として関わられるよう、料理や片づけなどの家事技術を身につける講座を実施します。男女がともに育児や介護を担うことができるよう啓発し、育児・介護に関する講座を開催します。男性が子育てや介護を担う場合には、経験不足から適切な対応が難しいことがあるため、男性も相談しやすいよう、相談事業を充実します。

地域での男女共同参画を推進するために、「男女平等基本条例」や「第3次計画」の周知を進めます。区長会等地域のコミュニティ団体に対しても、男女共同参画に関する情報提供を行い、理解の促進を図ります。

近年の度重なる自然災害から得た教訓は、災害時に特に配慮を必要とする人への支援や配慮がなされず、より大きな困難に直面することがあり、心的外傷後ストレス障害や命にかかわる事態など、深刻な結果に至ることがあるということです。自然災害はいつ起きるかわからないため、平時からの備えが必要であり、特に共助の担い手となる地域の活動には多様な人が関わることが重要です。「男女平等基本条例」には、自治組織の責務として積極的に男女共同参画を推進することを定めています。

本市においては、平成28(2016)年度に消防団女性部が発足しており、地域防災への男女共同参画の取組を積極的に進めています。ジェンダー平等の視点に立った「古賀市地域防災計画」により、災害時に女性や高齢者、障がい者等の視点や立場への配慮が生かされるような取組を推進するとともに、男女共同参画の視点に立った周知啓発を行います。

古賀市地域防災計画では、避難所運営においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、その意見を反映できる者の参画を推進するとともに、専用スペースや多目的トイレの設置、防犯面など多様な者のニーズに配慮することなどの方向性を示しています。

また、被災者の安否情報の照会では、同性パートナー等を親族の範囲に含むことが明記され、多様な家族形態への配慮も示しています。

基本施策（1）家庭生活における男女共同参画の促進

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
26	生活自立を促す家事技術支援講座等の実施	○性別にとらわれず自分らしい生き方を見つける講座、家事技術支援講座や料理教室等を開催します。	A	生涯学習推進課
27	男女がともに参画する育児のための講座の実施	○子育て支援講座について、ニーズを把握して内容等を充実し、男女がともに参画する育児を支援します。	A	子ども家庭センター
28	男女がともに参画する育児のための相談機能の充実	○子育て中の家庭の実情を把握し、育児に関する相談事業の充実を図り、保護者の孤立感や負担感の軽減に努めます。	A	子ども家庭センター
29	男女がともに参画する介護のための講座の実施	○男女共同参画の視点に立って介護に関する講座を開催し、家庭における男女がともに担う介護を支援します。	A	福祉課
30	男女共同参画の視点に立った高齢者支援のための相談機能の充実	○地域包括支援センターを市内3か所に増設し、専門職を中心に相談と支援を行うなど相談機能を強化・充実します。 ○相談窓口について、必要な人に情報が届くよう周知啓発に努めます。	A	福祉課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（2）地域活動等における男女共同参画の促進

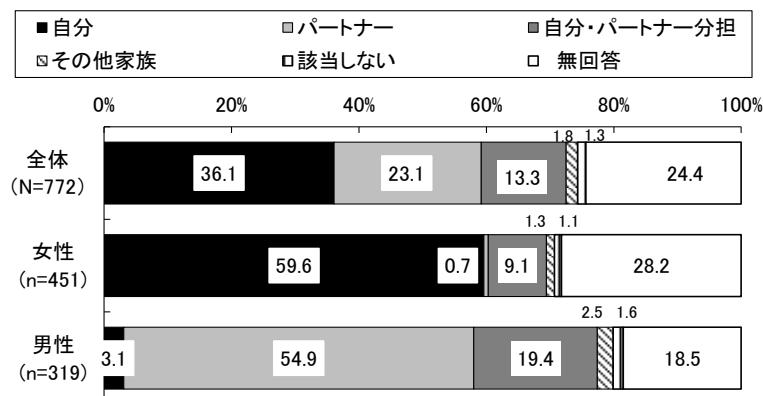
No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
31	まちづくりに関する男女共同参画の情報提供	○条例や計画について機会を捉えて周知を図り、地域活動への男女の参画を促進します。 ○区長会等地域のコミュニティ団体に対して、男女共同参画に関する情報を提供します。	A	人権センター
32	地域防災における男女共同参画の促進	○ジェンダー平等の視点に立った「古賀市地域防災計画」により、災害時に女性の視点や立場への配慮が生かされるような取組を推進します。 ○男女共同参画の視点に立った防災の研修を実施し、情報を提供します。	A	総務課 福祉課 人権センター

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

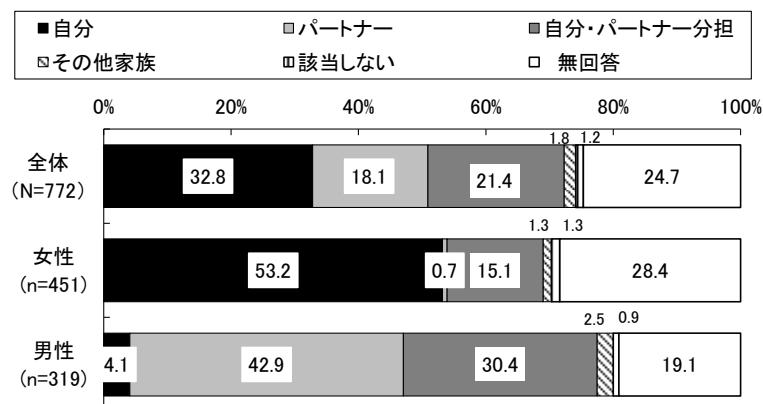
《参考データ》

■図表4-8 家庭内の役割分担の状況 [全体、性別]

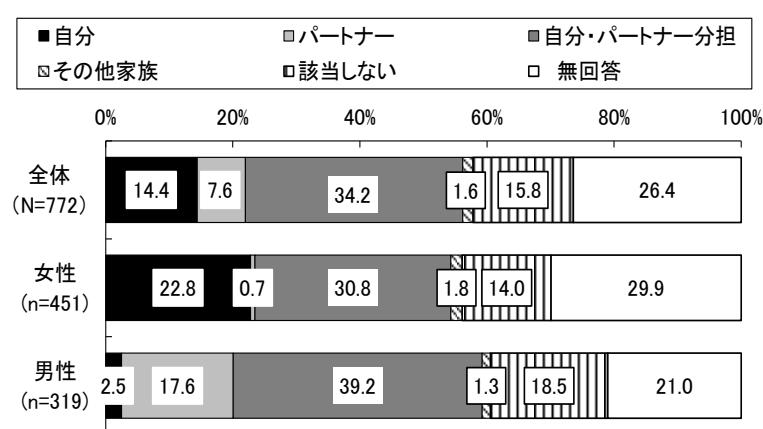
①炊事



②掃除・洗濯

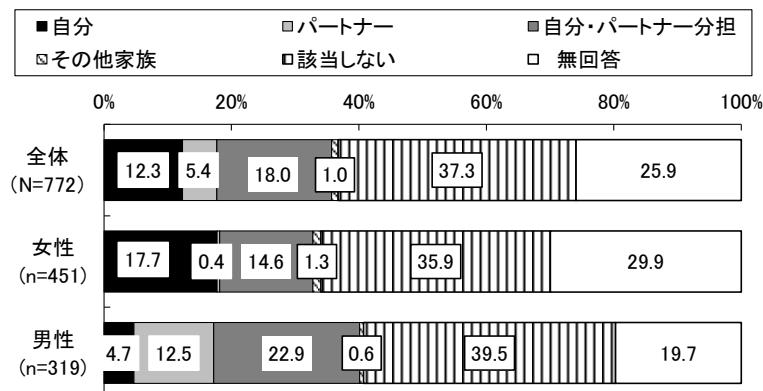


③子どものしつけ・教育



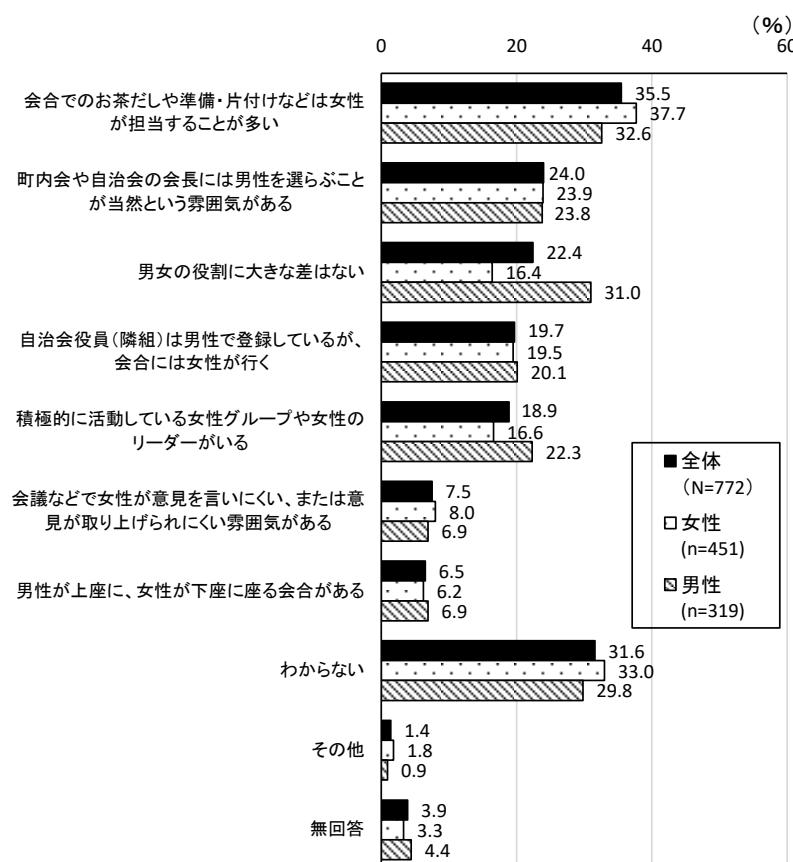
資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

④高齢者などの介護



資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

■図表4-9 地域(自治会)の現状 [全体、性別]



資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

基本方向4 國際的視野に立った男女共同参画の推進

現状と課題

日本のジェンダー平等の取組は、国連の動きや国際的な動きと連動しながら進められてきました。国の「第5次計画」においては、めざすべき社会の一つとして、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」が提示されています。

しかしながら、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードに比べ、日本は大きく後れを取っています。世界経済フォーラムが毎年公表している各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index: GGI）では、令和7（2025）年の日本の順位は148か国中118位と非常に低位に位置しています。

ジェンダー平等社会の形成においては、国際的な視野に立って現状を把握し、課題解決に向かわなければなりません。市民が国際的協調の視点に立って交流の場を広げ、平和、環境問題への協力など、国際社会と協調していくことが重要です。

本市では、平成11（1999）年度から福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」や、日本各地で開催される「日本女性会議」への参加促進を図るなど、国際的視野を持つ女性リーダーの養成を推進してきました。今後も、国際的なジェンダー平等の動向について学ぶ研修会等への市民の参加を促進するよう情報提供に取り組みます。

基本施策（1）男女共同参画に関する国際理解の促進

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
33	国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推進	○女性海外研修事業等の紹介や情報提供など国際研修等への参加を推進します。	A	人権センター
34	国際理解のための機会の提供	○ジェンダー平等の取組を国際協調の下で推進する共通認識に立ち、男女共同参画を推進します。 ○国際的視野を学ぶ機会を提供します。	A	人権センター まちづくり推進課

A：継続・拡充するもの B：新たに定めたもの

基本方向1 ワーク・ライフ・バランスの確立と
社会参画への支援**現状と課題**

市民意識調査では、女性が職業を持つことについて「ずっと職業をもち続ける方がよい」との回答が5割を超えて高くなっています。一方で、「子どもができたら職業をやめ、子どもが大きくなって再び職業を持つ方がよい」という、いわゆるM字型就労についても3割弱が支持しています。(13頁、図表2-9参照)

男女とも職業生活と家庭生活の調和がとれた生活をするために必要な条件整備としては、「育児のための施設・サービスを拡充する」が45.9%と最も高く、次いで「男性に家事・育児等への参加を促すための啓発をする」41.6%、「育児休業制度を利用しやすくする」38.5%、「介護のための施設・サービスを拡充する」34.3%、「週休2日制や労働時間の短縮を進める」32.9%などが続いている、育児や介護のための施設・サービスの拡充とともに、男性の家事・育児参画や、職場での制度や働き方の見直しなど、幅広い取組が求められています。(55頁、図表4-10参照)また、男性の育児休業や介護休業の取得については、『とる方が良い』(「とる方が良い」+「どちらかと言えば取る方が良い」)の割合が8割前後と高くなっていますが、男性の取得率が低い理由として「職場の理解が得られない」「取得すると仕事上周囲の人に迷惑がかかる」が高くなっていますが、職場の風土づくりの重要性が示唆されています。(55、56頁、図表4-11、12参照)

子育て支援については、「古賀市子ども計画」を策定し、保育の充実などの施策を、介護については、「古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、介護及び高齢者の生活支援や介護予防などの施策を実施しています。今後も、男女がともに職業生活と子育てや介護を両立できるよう、ジェンダー平等の視点に立って計画を推進していきます。さらに、市民を対象として「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)や「男女雇用機会均等法」など、労働者の権利に関する法や制度について周知を進めます。また、ワーク・ライフ・バランスについて先進的な取組をしている市内の事業所を広報などで紹介し、事業所や事業主に対して啓発していきます。

ひとり親家庭等については、生活の安定を図り、自立できるよう、県と連携して経済的支援等の取組について必要な家庭に情報が届くよう周知していきます。また、ひとり親家庭等の就労に関しては、就労のための資格取得に向けた給付金や職業訓練などの情報提供を継続します。さらに、生活支援の取組として、従前のひとり親家庭等日常生活支援事業が、令和5年度より子育て世帯訪問支援事業として対象者を拡大し実施されています。この新しい事業についても、ひとり親家庭等を含む、家事・育児に不安や負担を抱える子育て世帯、妊娠婦、ヤングケアラー等のいる家庭に対し、必要な支援が提供されるよう周知していきます。

困難女性支援法の施行を受け、本市は、女性の人権が尊重され、安心して日常生活を送

ることができるよう、複合的な課題を抱える女性への支援体制を強化します。

本市はこれまで、複数の相談窓口の連携により対応してきた実績があります。今後もこの体制を維持・発展させるため、相談を受けた担当課が必要と判断した場合等に、対応内容の検証や関係機関とのケース検討を行います。

課題が確認された際には、情報共有や協議を通じて相談体制の改善を図り、問題を抱える対象者の個々の状況に応じた切れ目のない効果的な支援を推進します。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で社会との関わりを持ち続けられるよう、将来を見通した生活設計の学習機会や相談の場を事業所や市民に提供します。知識や経験、特技を活かして地域活動や市民活動へ参画するなど、生きがいのある生活を地域で送るための仕組みを充実します。

基本施策（1）職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
35	ジェンダー平等の視点に立った子ども・子育て支援事業計画の促進	○待機児童の解消を図ります。 ○子育て世代包括支援センターにより妊娠期からの切れ目のない子育て支援を実施して、子育て支援環境の整備を充実します。 ○子育て応援ソーターを養成し、地域で子育てを支援する体制を充実します。	A	子ども家庭センター 青少年育成課
36	ジェンダー平等の視点に立った仕事と介護の両立支援体制の整備	○柏屋医師会と連携して在宅医療・介護に関する講座を開催し市民啓発を図ります。 ○男女がともに仕事と介護が両立できるよう支援体制を充実します。	A	福祉課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（2）ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
37	市民を対象とした法令や制度の周知	○市のホームページや広報こが等へ定期的に関係する法令や制度について掲載し、周知を図ります。 ○関連するセミナー等のチラシを市内公共施設などに配架して情報提供に努めます。	A	人権センター
38	モデル事業所の紹介	○市内事業所を取材し、広報こが等で紹介します。	A	人権センター 商工政策課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（3）ひとり親家庭等の自立に対する支援

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
39	就労に関する資格取得のための情報提供	○就労のための資格取得に向けた給付金などの情報提供を行い適切な支援につなげます。	A	子ども家庭センター
40	ひとり親家庭等への支援施策の周知	○ひとり親家庭等に対する日常生活支援事業等の支援事業について必要な人に情報が届くよう周知を図ります。	A	子ども家庭センター 福祉課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（4）豊かな高齢期を送るための支援

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
41	男女が共に参加する豊かな高齢期を送るための学習機会の提供及び相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○壮年期から高齢期の過ごし方について生活設計を立てるための学習の場を市民や事業所に提供します。 ○市民活動への参画についての相談事業を充実します。 	A	生涯学習推進課 健康介護課 まちづくり推進課
42	生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるように、包括的な仕組みをさらに推進します。 ○介護予防の視点から、介護予防サポートターなどの活動を通して、地域の高齢者の社会参画活動を促進します。 ○高齢者の知識・技術を、地域づくりや生きがいづくりへ活かしていく社会参画の仕組みを充実します。 	A	福祉課 健康介護課 生涯学習推進課

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

基本施策（5）誰もが安心して暮らせるための支援

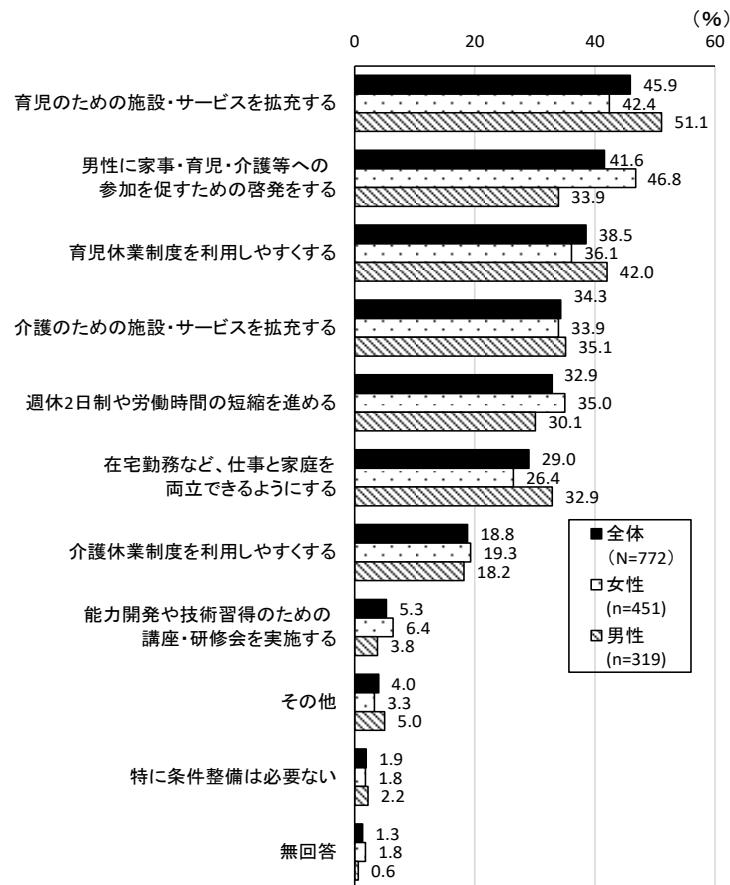
No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
43	さまざまな人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実を図るために、既存の相談支援機能を活用し、関係機関との連携強化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○女性が抱える複合的な課題に対応するための支援情報を提供します。 ○関係機関、関係各課の連携を図って相談体制の充実に努めます。 ○相談窓口の周知徹底を図ります。 	A	人権センター 福祉課 隣保館 子ども家庭センター

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの



《参考データ》

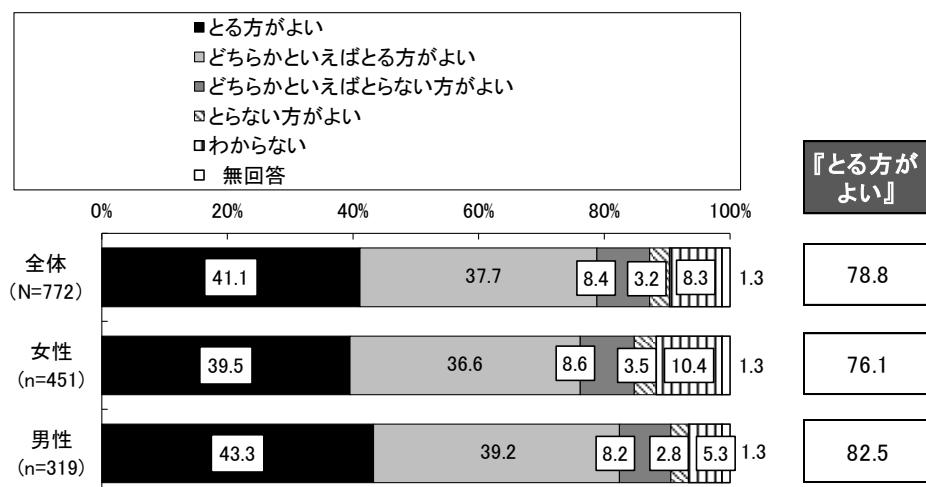
■図表4-10 ワーク・ライフ・バランスのための条件整備（上位7位）[全体、性別]



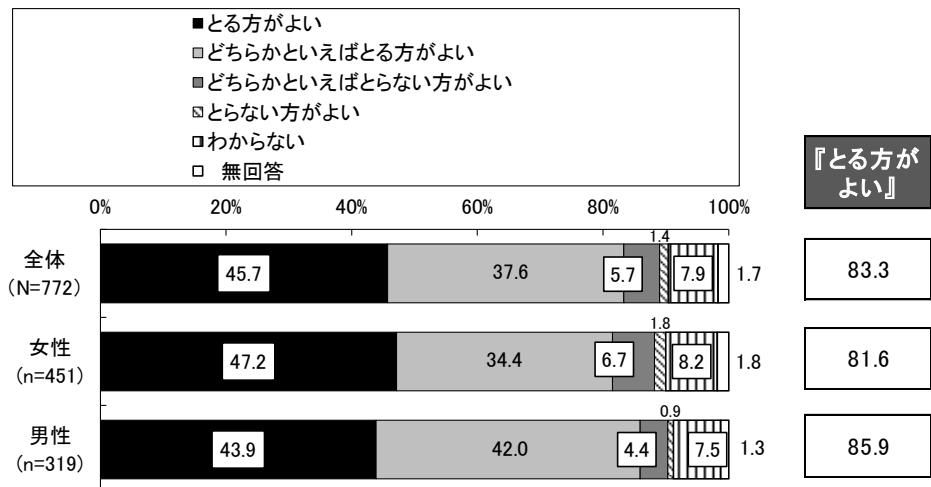
資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

■図表4-11 男性が育児休業・介護休業を取得することについて [全体、性別]

①男性の育児休業の取得

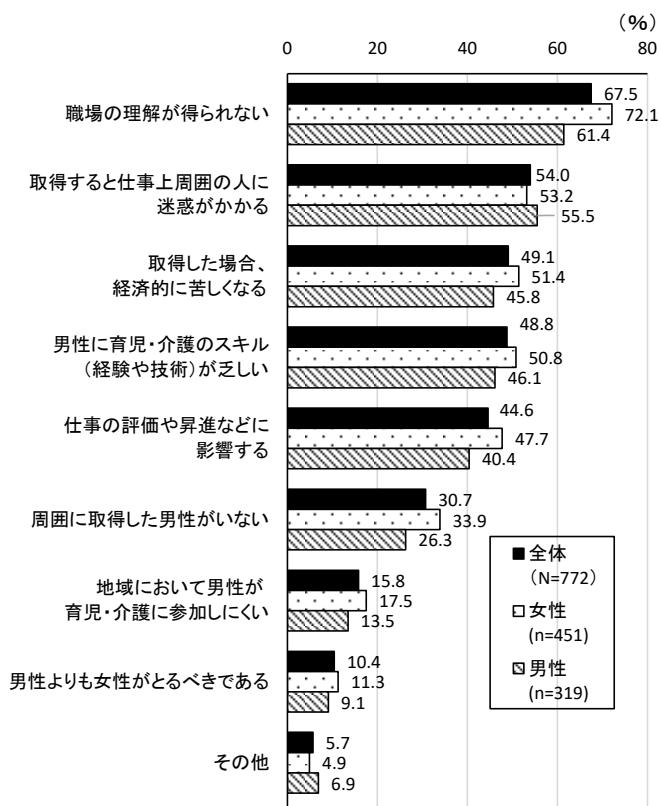


②男性の介護休業の取得



資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

■図表4-12 男性の育児休業・介護休業取得率が低い理由 [全体、性別]



資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

基本方向2 生涯を通じた健康管理への支援

現状と課題

心身ともに生涯を通じて健康であるためには、性別やライフステージに応じた健康づくりの取組が重要です。

女性の場合、妊娠・出産、更年期など男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、男性は、食事や喫煙、飲酒など生活習慣に起因する疾患を有する人が多い傾向がみられます。

また、日本では令和2(2020)年以降、男性の自殺者数は一時的な増減を繰り返しながらも、令和6(2024)年には 13,635 人と大きく減少しました。一方、女性は令和2(2020)年に急増した後も高止まりの状況が続き、令和4(2022)年には 7,101 人と高い水準を示しました。令和6(2024)年には 6,482 人とやや減少が見られるものの、令和元(2019)年以前の水準には戻っておらず、特に若年女性(10~20 代)、被雇用者、無職・主婦層、学生・生徒での増加が目立ち、新型コロナウィルス感染症による生活環境の変化や社会的つながりの希薄化、非正規雇用や家事・育児負担の増大などが影響したと考えられます。

近年、性犯罪に関する刑法改正や人工妊娠中絶を外科的な処置をせずに薬で行う「経口中絶薬」の承認に向けた議論の中で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)や「性的同意」の問題が注目されています。

本市では、妊娠期から出産後までの一貫した健康支援を行っています。また、健康診査の受診率向上をめざして、血圧や骨密度、体脂肪率や筋肉量、基礎代謝量を測定するInBody等の健康測定や健康講話を地域で実施するなど、生活習慣病予防に取り組んでいます。また市内の看護大学と連携し、男性の育児参加意欲を高めるよう健康教育を実施しています。自殺予防に関しては、悩んでいる人に声をかけて必要な支援につなげることを学ぶ「ゲートキーパー研修」を毎年実施しています。

これらの取組を引き続き推進し、あらゆる世代を対象に、ライフステージごとの性別に応じた健康の保持、増進のための健康教育や相談等による、生命や健康を守るための情報提供や啓発を進めます。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)については、女性の人権のひとつとして理解を深める必要があります。市民への意識啓発や情報提供を積極的に行い、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)や性的同意についての市民の理解を図る取組を推進します。

基本施策（1）生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
44	女性のライフステージに応じた健康対策、母子保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○女性のライフステージにおける健康問題や心の悩み等を気軽に相談できる体制を充実します。 ○妊娠から出産までの母子保健事業の充実を図り、母子の心身の健康保持を支援します。 ○健康診査の受診を呼びかけ、乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等の予防対策を推進します。 	A	子ども家庭センター 健康介護課
45	男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が健康状態に応じて適切に自己管理ができるように健康教育、学習を充実します。 ○健康診査の受診率の向上に努め、病気の早期発見を図ります。 ○保健指導を行い、健康的な食生活及び運動習慣の確立、肥満の予防、健康保持を図ります。 ○性感染症等について正しい知識の普及啓発を図ります。 ○薬物乱用の害について計画的・系統的に学習する機会を提供し、防止に努めます。 ○「いのちを支える自殺対策計画」に基づき、相談機関の情報提供や市民へのゲートキーパー研修など自殺防止に向けた取組を推進します。 	A	健康介護課 子ども家庭センター 青少年育成課 学校教育課 福祉課

A：継続・拡充するもの B：新たに定めたもの

基本施策（2）リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の理解促進

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
46	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する情報及び学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○性や子どもを産むことについて本人の意思が尊重され、自分の身体に関するこことを自分自身で決められる権利である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」について、セミナーや情報誌等により啓発し、市民への意識の浸透を図ります。 ○女性の主体的な避妊のための知識普及を図り、母子の心身の健康保持を支援します。 	A	子ども家庭センター 学校教育課 人権センター

A：継続・拡充するもの B：新たに定めたもの

基本方向 1 あらゆる暴力の根絶と被害者支援

現状と課題

市民意識調査によると、DVの被害経験について、性的暴力と精神的・経済的暴力について、女性の経験率が高くなっています。また、身体的暴力についても、統計的な有意差はみられないものの、女性の数値がやや高くなっています。DVの被害を受けた人では、「相談しなかった」が男性で7割強、女性で5割台半ばに上り、相談した場合でも、相談相手は「家族や親せき」と「友人・知人」がほとんどで、公的機関や専門機関に相談した人は非常に少なくなっています。(14頁、図表2-10、61頁、4-13参照)

また、事業所でのセクハラに対する取組については、「男女雇用機会均等法」で事業主の措置義務が規定されているにもかかわらず、「必要性を感じていない」が24.3%に上り、また「必要性は感じているが、取組は進んでいない」が10.5%みられるなど、法律で定められた義務が果たされていないケースがみられます。(19頁、図表2-17参照)

本市においては、大学生等を対象にデートDV防止講座を実施しています。今後も、あらゆる暴力について、加害者にも被害者にもならないよう、各種媒体を通した啓発、暴力を防止する環境づくりを推進するとともに、関係機関との連携を図りながら、講座の開催等、啓発の充実に努めます。

また、DV被害者は身近な人に相談する割合が高かったことから、二次被害防止のためにも、DVを理解するための啓発を広く市民に実施することが必要です。「こが女性ホットライン」など相談窓口について、被害を受けた女性が相談しやすい環境づくりや、相談カードの設置、配布など、相談窓口の周知に努めます。

庁内での連携を図るための古賀市DV対策庁内ネットワーク会議を定期的に開催し、庁内連携を強化するとともに庁外の関係機関との連携を図ります。

「セクハラ」をはじめとするさまざまなハラスメントは、働く人の意欲を削ぐものであり、事業所に対し、安心して働く職場環境整備の重要性を伝えるとともに、法や制度の活用についての理解を深めるよう働きかけます。

性暴力防止については、県が設置する「性暴力被害者センター・ふくおか」等の相談支援窓口についての情報提供に努めるとともに、性暴力の防止と被害者への支援について、市民への啓発を行います。

基本施策（1）配偶者等からの暴力根絶に向けた取組

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
47	DV(デートDVを含む) 防止に向けた啓発及び 研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力防止キャンペーンや講演会等を実施します。 ○広報、チラシ、ホームページなどを通して周知し、市民の理解を図ります。SNSなど、若い世代や加害者意識のない層にも届く効果的な手法を積極的に活用し、DV防止意識の向上に努めます。 ○大学生を対象とした「デートDV」防止講座を開催し、若い時期からの意識づけや対処方法等について啓発を実施します。 ○中学生・高校生へのデートDV防止に関する意識づけについては、学校等が実施する適切な啓発活動の状況を継続的に把握し、必要に応じて情報提供や協力等の支援を行います。 ○職員の人事研修に取り入れて問題意識の啓発に努めます。 	A	人権センター 学校教育課 人事秘書課
48	DV相談機能(女性ホットライン等)の周知	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課と連携を図り、相談窓口や相談事業の周知を図ります。 	A	子ども家庭 センター 人権センター 福祉課
49	DV被害者支援体制の 整備と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課及び医療関係者、警察、人権擁護委員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図り、被害者の迅速な保護と適切な支援を行います。 ○被害者の自立に向けて、生活支援を行います。 	A	子ども家庭 センター 人権センター 福祉課

A：継続・拡充するもの B：新たに定めたもの

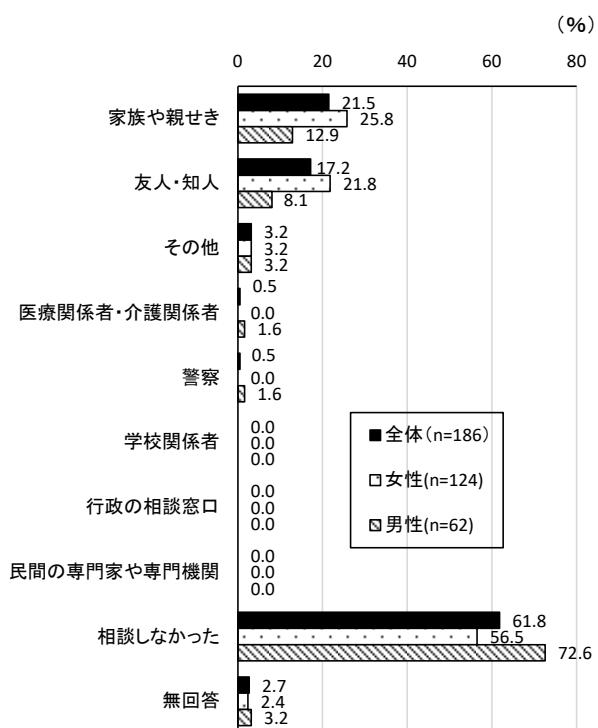
基本施策（2）性暴力及びセクハラ・パワハラ等のハラスメントの防止

No.	具体的施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
50	セクハラ・パワハラ等の あらゆるハラスメントを 防止する環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○あらゆる暴力を容認しない社会環境を醸成し、安全安心なまちづくりを推進していきます。 ○暴力根絶の活動をしている民間グループと連携した取組を行います。 ○職員研修のテーマに取り上げて職員へのハラスメント防止について啓発します。 ○関係機関に事業所等を対象とした研修会の開催を要請します。 	A	人権センター 商工政策課 人事秘書課 学校教育課
51	性暴力の防止と被害者 への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○性暴力の防止と被害者への支援について、市民へ啓発します。 ○性暴力被害者支援センター・ふくおか等関係機関の情報提供を行います。 	A	総務課 人権センター 子ども家庭 センター

A：継続・拡充するもの B：新たに定めたもの

《参考データ》

■図表4-13 D V被害経験のある人の中でどこかに相談した人の相談先 [全体、性別]



資料：令和2年度「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」

基本目標 V

性別にとらわれない
多様な生き方の尊重

基本方向1 性の多様性への理解促進

現状と課題

本市では、市民一人ひとりが互いに尊重し、多様性を認め合い、誰もが心豊かに自分らしく生きていける「いのち輝くまちこが」の実現をめざしています。その実現に向けて、令和2（2020）年4月から「パートナーシップ宣誓制度」、さらに令和3（2021）年7月からパートナーシップ宣誓をされた方の子どもも家族として証明する「ファミリーシップ宣誓制度」の運用を開始しています。

「パートナーシップ宣誓制度」は、令和3（2021）年4月現在で、全国103の自治体に広がっています。その後急速に普及が進み、令和7（2025）年5月時点では 約530自治体に導入され、その人口カバー率は 92.5%超に達しています。また、令和3（2021）年3月には札幌地方裁判所が、同性婚を認めないことは違憲との判断をはじめ、その後も高等裁判所において、同性婚を認めない現行法は憲法違反との判断が相次いでいます。

東京高裁（令和6（2024）年10月）、福岡高裁（令和6（2024）年12月）、名古屋高裁（令和7（2025）年3月）など、多くの高裁が「違憲」との判断を示しており、国会に対する立法的な働きかけとなっています。

性自認や性的指向のあり方は非常に多様であり、それらを理由とした差別や社会生活における障壁があつてはなりません。性のあり方には人の数だけバリエーションがあるとされており、それぞれの人にとっての「当たり前」を受け止め、尊重しあうことが大切です。

市民が性の多様性を正しく理解できるよう、学校、家庭、地域などを対象に、啓発を推進します。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」については、引き続き制度の実施および周知を進めるとともに、市内の医療機関や事業所等に向けて、制度の理解と協力を働きかけます。

基本施策（1）性の多様性への理解促進

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
52	多様性を認め合う意識啓発の推進	○性の多様性を正しく理解するための講演会等を行います。 ○学校生活において多様な性に関する理解促進の取組を行います。	B	人権センター 学校教育課 子ども家庭センター (保育所)

53	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の取組	○多様な生き方、多様な家族のかたちを応援する取組を行います。	B	人権センター
----	--------------------------	--------------------------------	---	--------

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

計画の推進

現状と課題

ジェンダー平等に関する施策は、家庭や学校、地域、事業所などの問題として広範多岐にわたっているため、本計画を着実に実施するためには、「男女平等基本条例」の理念を市政の基礎におき、庁内推進体制を充実させることが必要です。そのためには、全ての市職員がジェンダー平等の視点を理解し、施策や事業に反映させることが必要です。

「男女平等基本条例」第15条では「施策の推進体制の整備等」を規定しています。市長を本部長とした「古賀市男女共同参画行政推進本部」を中心に、市政に携わる各部門の職員で構成する「古賀市男女共同参画推進委員会」が推進本部の所掌事務を専門的に調査研究し、施策を効果的に実施するよう体制を整えています。

また、施策の実施にあたっては、市民団体等との共働及び事業所との連携など、市民と行政のパートナーシップが基盤となります。

「男女平等基本条例」に則り、庁内推進体制を適切に整備・維持し、庁内での連携を推進すると同時に、市民団体等との共働及び事業所との連携を、積極的に進めていきます。また、職員に対する研修を実施しジェンダー平等への理解促進と施策への反映に努めます。

ジェンダー平等に関する事業の成果を把握するために、今後も定期的に市民意識調査及び事業所意識調査を実施するとともに、施策の年次の実施状況について「古賀市男女共同参画審議会」による評価・提言を真摯に受け止め、その内容や方向性を意識して、次年度以降の事業に反映させ、より実効性の高い事業推進に努めます。

本計画に関しては、社会経済情勢の変化や法改正などに対応して必要に応じた見直しを適宜行います。「男女平等基本条例」第23条に基づき、男女共同参画推進施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められた施策に関して、市民から苦情を受けた時は必要な措置を取ります。

(1) 庁内推進体制の機能強化

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
54	古賀市男女共同参画行政推進本部の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画行政の総合的な企画及び推進を図ります。 ○男女共同参画行政についての関係部課間の総合連絡調整を行います。 	A	人権センター
55	古賀市男女共同参画推進委員会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○市政に携わる各部門の職員で構成した古賀市男女共同参画推進委員会を必要に応じて開催します。 ○推進本部の所掌事務を専門的に調査研究し、効果的な施策を推進していきます。 	A	人権センター

56	古賀市男女共同参画審議会の運営	○古賀市男女共同参画審議会において、男女共同参画に関する基本施策、重要事項を調査審議し、提言します。 ○男女共同参画に関する施策の推進状況について点検し評価を行います。	A	人権センター
No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
57	職員研修の実施	○職員研修のテーマに取り上げ、意識の浸透、理解を深めます。	A	人事秘書課 人権センター

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

(2) 市民団体等との共働及び事業所との連携

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
58	市民団体等との共働による推進	○男女共同参画に賛同する市民団体等との共働による取組を行います。	A	人権センター

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

(3) 計画の見直し

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
59	計画の実施状況の点検・評価	○社会情勢に対応した適切な施策を効果的に進めるため、定期的に計画の実施状況を点検、評価し、状況に応じ見直しを適宜行います。	A	人権センター
60	市民・事業所意識調査の実施	○社会情勢に対応した適切な施策を効果的に進めるため、定期的に市民・事業所意識調査を実施します。	A	人権センター

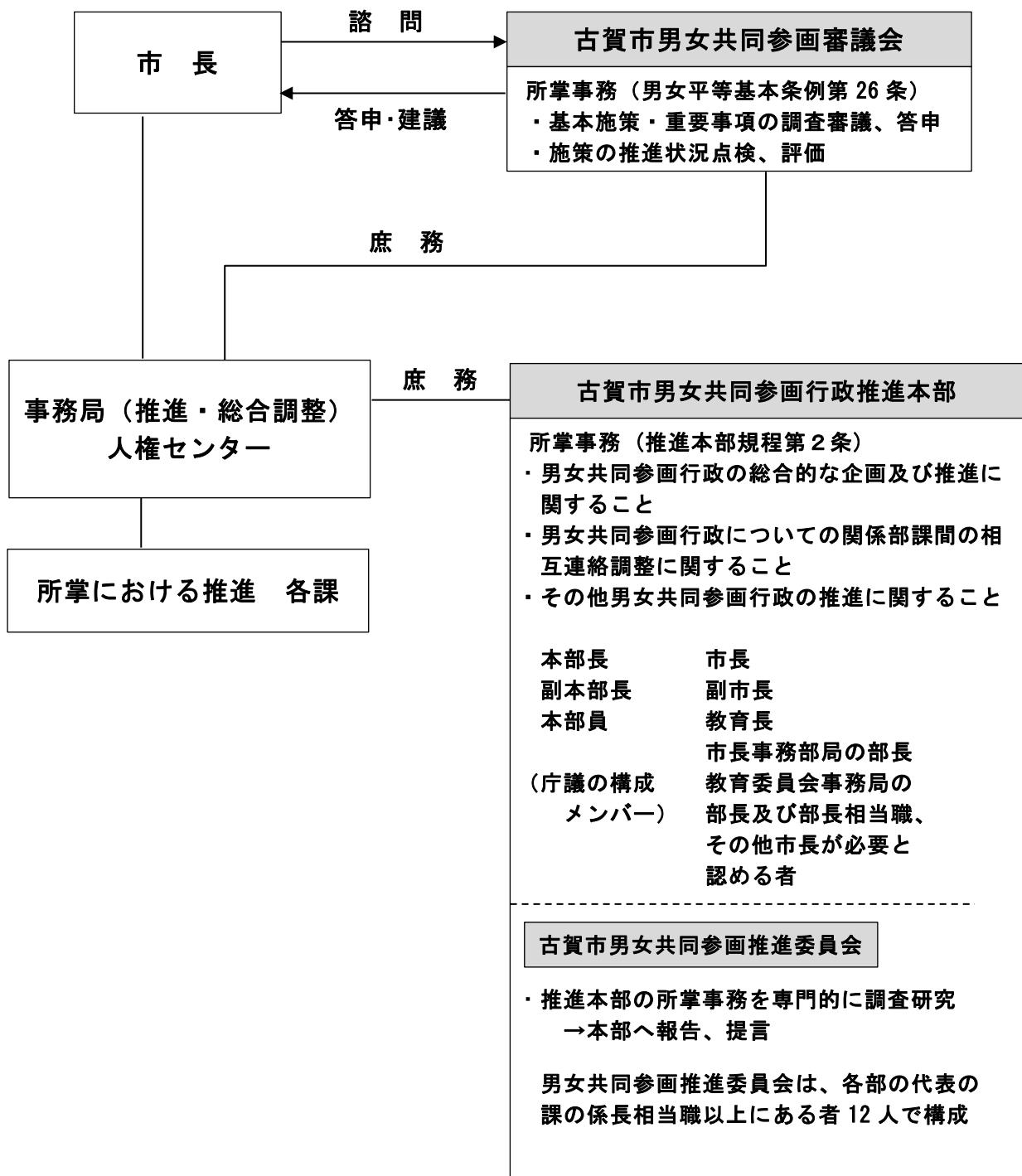
A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

(4) 制度に対する苦情の申し出

No.	具体的な施策 (実施計画)	事業内容	実施区分	担当課
61	制度に対する苦情の申し出への対応	○「男女平等基本条例」第23条の規定に基づき、広く市民からの意見を聴き、男女共同参画社会の効果的な施策を推進していきます。	A	人権センター

A : 繼続・拡充するもの B : 新たに定めたもの

(5) 古賀市男女共同参画に関する推進体制



計画の成果指標

基本目標	活動指標・成果指標	現状 (令和6年度)	目標 (令和13年度 までに)	担当課
I	男女共同参画に関する記事の掲載回数	20回	25回	人権センター
I	男女共同参画啓発事業開催数	4回	12回	人権センター
I	男女共同参画啓発事業参加者数	169人	1000人	人権センター
II	審議会等における女性登用率	46.0%	50.0%	人権センター
II	「女性人財リスト」登録数	10人	35人	人権センター
II	市の行政区長・行政隣組長における女性の割合	28.3%	30.0%	まちづくり推進課
II	※市の係長以上の役職に占める女性職員の比率	40.0%	40.0%以上 (令和11年度)	人事秘書課
II	※市の男性職員の育児休業取得率	100.0%	100.0% (令和11年度)	人事秘書課
II	事業所、商工自営業主への研修実施数	1回	2回	商工政策課
II	家族経営協定締結数	28件	30件	農林振興課
II	女性農業委員数	3人	3人	農林振興課
II	家事技術支援講座回数	6回	6回	生涯学習推進課
III	子育て応援宣言企業数	56社	60社	人権センター
III	ライフプランニングに関する研修会実施数	4回	3回	生涯学習推進課
IV	DV（デートDV）防止講座実施数	1回	3回	人権センター
V	性の多様性に関する講演会等実施数	4回	6回	人権センター

※古賀市特定事業主行動計画 計画の期間（令和7年度～11年度）

女性職員の活躍に向けた数値目標及び取組内容

- 市の係長以上の役職に占める女性職員の比率
- 市の男性職員の育児休業取得率



參考資料

1. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日 法律第七十八号)
最終改正 平成十一年十二月二十二日 法律第百六十号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十
八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語

の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにか

んがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項につ

いて定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよ

う適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規

定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

交付:平成十三年四月十三日 法律第三十一号
最終改正:令和七年十二月十日 法律第八十四号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等
(第二条の二・第二条の三)
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(第三条一第五条)
- 第三章 被害者の保護(第六条一第九条の二)
- 第四章 保護命令(第十条一第二十二条)
- 第五章 雜則(第二十三条一第二十八条)
- 第五章の二 補則(第二十八条の二)
- 第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則 (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの)をいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項

を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、

就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために

必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面について、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関する苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配

偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しく

はその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置(当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置(位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。)の位置に係る位置情報をを利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。)の位置に係る位置情報を取得すること。

十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置(以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。)を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為(同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限

る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

- 一 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者

であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにおいては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- 二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命

令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立ての求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにおける、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあると認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立ての求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面(以下「申立て」という。)に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立てには、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第

二号に掲げる事項についての申立て人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事実があるときは、この限りでない。

2 申立て書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立て人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立て人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項について更に説明を求めることができる。

(期日の呼出し)

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しが、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しがしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しが受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を

裁判所の掲示場に掲示してする。

(電子情報処理組織による申立て等)

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、

理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定により

その効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があ

ると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十五条第三項、第二百五十五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項置を開始した	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた

ただし書			された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類		
	記載又は記録	記載		
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた		
第百三十一条の三	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面		
第一項	当該書面又は電磁的記録	当該書面		
	又は電磁的記録その他これに類する書面	その他これに類する書面		
第百五十一条第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法		
二百三十一条の二第二項				
第百六十一条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書(期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書		
第百六十一条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について		
第百六十一条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書		
	当該電子調書	当該調書		
第百六十一条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載		
第百六十一条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して		
第二百五十三条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録	事項		

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務關係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上關係のある者(次項において「職務關係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務關係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者から

の暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	被害者	被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二号第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書によ

り保護命令の申立てをした者は、十円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後

三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをする

ことができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄 (施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にさ

れた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。」を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。」を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号）抄 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない

範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定
公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第百四十五条第一項第三号の改正規定、同法第百八十五条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第百五十五条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十五条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律
第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定
公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日 法律第六十四号)
最終改正:令和七年六月十一日 法律第六十三号

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 基本方針等(第五条・第六条)
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)
 - 第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)
 - 第三節 特定事業主行動計画(第十九条)
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第二十二条—第二十九条)
- 第五章 雜則(第三十条—第三十三条)
- 第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反

映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
- ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項に

おいて「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**第二節 一般事業主行動計画等
(一般事業主行動計画の策定等)**

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法

律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定

する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事

項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数值を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させ るための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規

定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいづれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいづれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の

推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定に

よる事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十二条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年三月三一日法律第一二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」とを削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二条まで、第

二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定
令和四年十月一日
(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日 法律第五十二号)

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)
- 第四章 雜則(第十六条—第二十二条)
- 第五章 罰則(第二十三条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化とともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策

の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相

談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに關し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれ

に準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立つて相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居

場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。
(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法

人その他適切と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

(令四法六八(令四法五二)・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一五日)

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日=令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

5. 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想と

する平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに同意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

- (f) 女子に対する差別となる既存の法律, 規則, 慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は, あらゆる分野, 特に, 政治的, 社会的, 経済的及び文化的分野において, 女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として, 女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは, この条約に定義する差別と解してはならない。ただし, その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず, これらの措置は, 機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは, 差別と解してはならない。

第5条

締約国は, 次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため, 男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に, 社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において, 子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は, あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第2部

第7条

締約国は, 自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし, 特に, 女子に対して男子と平

等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は, 國際的に自国政府を代表し及び國際機関の活動に参加する機會を, 女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1. 締約国は, 国籍の取得, 変更及び保持に関し, 女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は, 特に, 外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が, 自動的に妻の国籍を変更し, 妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2. 締約国は, 子の国籍に関し, 女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は, 教育の分野において, 女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として, 特に, 男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として, 女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導, 修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は, 就学前教育, 普通教育, 技術教育, 専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程, 同一の試験, 同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を, この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより, また, 特に, 教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の

機会

- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。)特に, 男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会

第 11 条

1. 締約国は, 男女の平等を基礎として同一の権利, 特に次の権利を確保することを目的として, 雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。)についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利, 昇進, 雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習, 上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障(特に, 退職, 失業, 傷病, 障害, 老齢その他の労働不能の場合における社会保障についての権利及び有給休暇についての権利)
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利
2. 締約国は, 婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し, かつ, 女子に対して実効的な労働の権利を確保するため, 次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い, かつ, 従前の雇用関係, 先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を, 特に保育施設網の設置及び充実を促進すること

により奨励すること。

- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては, 当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は, 科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし, 必要に応じて, 修正し, 廃止し, 又はその適用を拡大する。

第 12 条

締約国は, 男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として, 保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

1. の規定にかかわらず, 締約国は, 女子に対し, 妊娠, 分婬及び産後の期間中の適当なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は, 男女の平等を基礎として同一の権利, 特に次の権利を確保することを目的として, 他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け, 抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション, スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1. 締約国は, 農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし, 農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は, 男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として, 農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし, 特に, これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報, カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権

利

- (d) 技術的な能力を高めるために, あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに, 特に, すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために, 自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け, 流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に, 住居, 衛生, 電力及び水の供給, 運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1. 締約国は, 女子に対し, 法律の前の男子との平等を認める。
- 2. 締約国は, 女子に対し, 民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし, また, この能力を行使する同一の機会を与える。特に, 締約国は, 契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし, 裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3. 締約国は, 女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4. 締約国は, 個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1. 締約国は, 婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし, 特に, 男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において, 子の利益は

至上である。

- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報, 教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において, 子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず, 財産を所有し, 取得し, 運用し, 管理し, 利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2. 児童の婚約及び婚姻は, 法的効果を有しないものとし, また, 婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために, 女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は, この条約の効力発生の時は 18 人の, 35 番目の締約国による批准又は加入の後は 23 人の徳望が高く, かつ, この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は, 締約国の国民の中から締約国により選出するものとし, 個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては, 委員の配分が地理的に均衡に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮を入れる。
- 2. 委員会の委員は, 締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は, 自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3. 委員会の委員の最初の選挙は, この条約の効力発生の日の後 6 ヶ月を経過した時に行う。国際連合事務総長は, 委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 ヶ月前までに, 締約国に対し, 自国が指名する者の氏名を 2 ヶ月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は, 指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し, 締約国に送付する。
- 4. 委員会の委員の選挙は, 国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は, 締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては, 出席し, かつ

投票する締約国の代表によって投じられた票の大多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5.委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6.委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7.締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8.委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9.国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1.締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2.報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1.委員会は、手続規則を採択する。
- 2.委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1.委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2.委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

催する。

第21条

- 1.委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2.国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1.この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2.国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3.この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4.この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1.いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2.国際連合総会は、1の要請に関するべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1.この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2.この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1.国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2.この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3.留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1.この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2.各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3.2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

6. 福岡県男女共同参画推進条例

平成十三年十月十九日
福岡県条例第四十三号

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第八条—第二十一条)
- 第三章 福岡県男女共同参画審議会(第二十二条)
- 第四章 雜則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に關し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

一 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。

二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその能力を十分に發揮する機会が確保されること。

三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介護その他の家庭における役割を果たしながら職業生活を営むことができるよう職場環境等の整備に努めなければならない。

3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において發揮されることの重要性にかんがみ、育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を發揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因する行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を与える行為をしてはならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(施策に対する配慮)

第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(普及啓発等)

第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるよう、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画について広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。

3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心と理解を深めることができるように、必要な教育及び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うができるよう、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に規定する責務を円滑に果たすことができるように、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力をを行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出があった場合は、当該申出を適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画を阻害する行為に係る事案について、県民からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、広く県民の意見を反映させるよう努めなければならない。
3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。

三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雜則

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7. 福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例

(平成31年福岡県条例第19号)

最終改正:令和6年3月22日 条例第31号

(目的)

第一条 この条例は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、並びに県、県民、事業者及び市町村の責務を明らかにし、法令及び福岡県犯罪被害者等支援条例(平成三十年福岡県条例第三十四号。以下「支援条例」という。)に定めるもののほか、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百二十五条(わいせつの目的に係る部分に限る。この号において同じ。)、第二百二十八条(同法第二百二十五条に係る部分に限る。)、第二百四十二条第一項及び第三項並びに第二百四十三条(同法第二百四十二条第一項に係る部分に限る。)の罪

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項の罪

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号。第十七条第一項及び第十八条第三項において「児童買春等処罰法」という。)第四条及び第七条の罪

四 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条(刑法第二百四十二条第一項の罪に係る部分に限る。)の罪

五 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成二十六年法律第百二十六号)第三条第一項から第三項までの罪

六 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号。第十七条第一項及び第十八条第三項において「性的な姿態撮影等処罰法」という。)第二条から第六条までの罪

七 福岡県迷惑行為防止条例(昭和三十九年福岡県条例第六十八号)第六条の罪並びに福岡県青少年健全育成条例(平成七年福岡県条例第四十六号)第三十二条及び第三十三条の二の罪

八 前各号に掲げるもののほか、自己の性的好奇心又は欲求を満たす目的で犯した罪

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 配偶者等性暴力 その性別にかかわらず、配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

二 ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第四項に規定するストーカー行為をいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 相手の意思に反する性的な言動(性的な关心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。)に対する当該相手の対応によって当該相手に社会生活上の不利益を及ぼし、又は相手の意思に反する性的な言動によって、当該相手の就業環境、修学環境その他の社会生活上他人と共有する環境を害することをいう。

四 性暴力 性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意(自由な意思により自発的に与えられるものをいう。)がなく行われる性的な行為(強要されたもの及び対等の関係にない、又は同意に関する判断が困難な状況で行われるものと含む。)であって、その者の性的な問題を自ら決定する権利(以下「自己決定権」という。)又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名譽等の人格的な利益(以下「性的人格権」という。)を侵害する行為をいう。

五 性被害 性暴力の相手が当該性暴力によって受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。

六 二次的被害 支援条例第二条第一項第四号に規定する二次的被害をいう。

七 二次的加害行為 二次的被害を生じさせる行為をいう。

八 県民等 県民、県内の事業所で就労する者及び県内に滞在する者をいう。

九 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

十 子ども 十八歳に満たない者をいう。

(基本理念)

第三条 この条例に基づく取組は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、県民全ての力で性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるために進めるものとする。

一 性暴力は、人の性に関する自己決定権や性的な人格権を侵害し、その心身を傷つける極めて悪質な行為であることから、これを根絶し、性別を問わずあらゆる人が、尊厳をもって生きることができるようにならなければならないこと。

二 子どもに対する性暴力は、子どもに保障されるべき健全な成長発達を阻害するなど、その幸福な生活を困難にする極めて重大かつ深刻な性的な人格権の侵害であるとともに、子ども自身では回避できない場合も多いことから、親族、関係者及び地域住民並びに関係行政機関が連携協力して、子どもを性暴力から守らなければならないこと。

三 性暴力及びその被害者に関する誤った自己責任論や偏見を払しょくし、その実情の正しい理解を深め、かつ広めることにより、被害者に対する二次的加害行為も、また、根絶しなければならないこと。

四 性暴力を未然に防止することを最大の目的とするとともに、この目的に反して性被害が発生したときは、当該被害者を支援し、性被害の軽減及び回復を図ることにより、二次的加害行為その他の新たな人権侵害となる行為を防止することを最優先の目的とするべきこと。

(基本方針等)

第四条 県、市町村その他の関係機関又は関係団体は、次の基本方針にのっとり、性暴力の被害者の支援及び性暴力の根絶に取り組むものとする。

一 この条例に基づく取組は、性暴力に関する法令の規定に基づく取組と連携し、適切な役割分担の下にこれを補完することを旨として進めなければならないこと。

二 性暴力を未然に防止するためには、加害がなければ被害もないことを踏まえ、性暴力の加害者を生まない社会づくりの気運を醸成する教育と啓発に重点的に取り組むこと。

三 性暴力の被害者の支援は、当該被害者の視点に立ち、その自己決定を最大限に尊重して行うものとし、被害者に対する二次的加害行為は、被害者の苦痛をさらに増大させ、継続させるものであり、決して許されないことの教育と啓発にも、重点的に取り組むこと。

2 前項の取組を進めるに当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 性暴力は、反復され、更なる被害に発展すること

も少なくないことから、被害者が早期に救済を求めることができるような措置を講じるとともに、被害者の意思を尊重しつつ、関係機関が連携して迅速に対応する必要があること。

二 性暴力の被害者が加害者と社会生活上何らかの関係を有し、かつ、対等な立場でない場合には、当該性暴力の被害から逃れる行動に起因する新たな被害又は不利益が生じることもあることから、周囲の関係者とも連携して、当該被害者の安全の確保と利益の保護を図る必要があること。

三 性被害は、顕在化しにくい傾向があることから、これを抑止する取組が遅れ、又は困難となる場合があるため、性被害又はその兆候を見逃さず、又は傍観せず、被害者の視点に立って性被害を阻止する意識を広く県民に定着させることが必要であること。

四 子どもや心身に障がいを有する者に対する性暴力は、その発見が困難なことに鑑み、学校、施設、病院その他の児童福祉又は障がい者福祉に関連する業務を行う団体又は機関の職員、従業員等は、子ども等を見守り、その性被害を早期に発見し、阻止する責務を有することを自覚して行動するとともに、発見したときは、関係機関に通報し、県その他関係機関が連携して、当該子ども等の保護その他必要な措置を迅速に講ずる必要があること。

五 学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所において、性的な意図をもって、同意を得ることなく、かつ、正当な理由がなく、人の姿態又は部位を撮影する行為も、着衣の有無に関わらず性暴力であり、撮影画像の拡散、二次利用等の新たな性暴力によって被撮影者の精神的被害がさらに甚大なものとなる場合もあることに鑑み、当該撮影行為等による性被害を未然に防ぐため、県及び当該撮影行為が行われるおそれがある施設等の管理、運営等に関わる者は、適切な役割分担の下に、広報、啓発その他の措置を講ずる必要があること。

(県の責務)

第五条 県は、性暴力の根絶又は被害者の支援に関連する業務若しくは事業を行う関係機関及び関係団体(必要な範囲において他の都道府県及び他の都道府県内の機関又は団体を含む。)との連携体制を整備し、性暴力による被害の早期発見及び早期対応に取り組むとともに、性暴力の根絶に向けた総合的な施策を講じるものとする。

2 県は、市町村に対して性暴力の実情に関する必要な情報及び知見を提供するとともに、第八条の規定に基づく市町村の取組を支援するものとする。

3 県は、性暴力の根絶又は性被害に関する支援に

係る事業を行う民間団体で、県内において継続的に活動するものに対し、適切かつ必要な範囲において、財政的な支援その他の支援を実施するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、第三条の基本理念にのっとり、性暴力及びその被害者に関する理解を深めることにより、性被害及び二次的被害を発生させないよう配慮するとともに、性暴力の根絶に向けて、この条例に基づく県及び市町村の取組に協力するものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、その事業所においてセクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次的被害が発生することがないよう、県、市町村等が実施する研修に従業員が参加できるよう配慮する等、この条例に基づく県、市町村等の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業所に関し、第十六条第二項の規定により県が定める指針等を踏まえ、性暴力が発生しにくい就労環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講じるよう努めるものとし、性被害又は二次的被害を申し出た者があるときは、適切に対応しなければならない。

(市町村の責務)

第八条 市町村は、第三条の基本理念にのっとり、県及び県警察との連携の下、性暴力事案が発生しにくい生活環境の整備等、性暴力の根絶に向けて取組を推進するとともに、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する住民の理解を促進するよう努めるものとする。

(行動規範)

第九条 県民等は、第十六条第三項の規定により知事が定める指針等を踏まえ、性暴力となる行為を行ってはならない。

2 県民等は、性暴力の発生場所、状況その他の内容及び当該性暴力の被害者の氏名、住所、職業、年齢等、性暴力の被害者を特定し得る情報を、その真偽にかかわらず、他人に伝え、又はインターネット、電子メールその他の情報通信ネットワークを通じて流布させる行為(放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による報道及び当該被害者の意思に基づき行うものを除く。)は、重大な人権侵害に当たるおそれがあることを踏まえ、当該行為を行わないものとする。

(率先垂範)

第十条 知事、県議会議員その他福岡県の特別職に属する者及び県職員は、県民に範を示すべき立場を深く自覚し、第三条の基本理念にのっとり自らの認識と行動を厳しく律するとともに、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるとの固い決意をもって、性暴力の根絶に率先して取り組むものとする。

2 市町村長、市町村議会議員その他地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三条第二項又は第三項の職にある者は、所属する地方公共団体の住民に範を示すべき立場にあることを自覚し、前項に規定するところに準じた取組に努めるものとする。

(性暴力根絶等に関する教育活動)

第十二条 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会をつくるため、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち公立の学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育を行うよう努めるものとする。

2 前項の教育は、性差別等人権に関する教育、体や性の仕組みに関する教育、性に関する心理学的見地からの教育並びに性暴力及び性被害の実情等に関する教育を含むものとし、それぞれの分野に関し専門的な知識及び経験を有する専門家で県が派遣するものによって行う。

3 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第二条第三項に規定する私立学校(学校教育法第一条に規定する幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。)は、第一項の教育の状況等を踏まえ、これに準じた教育を行うよう努めるものとする。この場合において、県は、前項の専門家の派遣その他の支援を行うものとする。

(性暴力根絶等に関する研修等)

第十二条 県は、性被害を早期に発見し、性暴力の被害者の保護その他の支援を迅速かつ適切に行うとともに、県民を性暴力から守るために必要な措置を円滑に講じるため、この条例の施行に関し重要な役割を担う者及び希望する者に対し、前条の教育内容等に関する専門的な研修及び性暴力に適切に対処し、又は傍観者とならない対処方法等に関する研修を実施するものとする。

2 県は、第十条第一項に規定する者に対して前項

の研修に準じた研修を実施するとともに、同条第二項に規定する者並びに学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校、同法第百二十四条に規定する専修学校並びに同法第百三十四条第一項に規定する各種学校の学生又は生徒に対し、同様の研修を受ける機会を提供するものとする。

(性暴力根絶等に関する広報・啓発等)

第十三条 県は、あらゆる機会を活用し、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する広報及び啓発活動を推進することにより、この条例の趣旨の周知に努めるものとする。

(総合窓口の設置及び関係機関との連携)

第十四条 県は、支援条例第九条の規定に基づく犯罪被害者等の総合的支援体制の中で、性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口(以下「支援センター」という。)を設置し、その周知に努めるものとする。

2 支援センターでは、第三条の基本理念にのっとり、性暴力の被害者の支援に関する次の業務を行う。

- 一 専門の相談員による相談
- 二 被害者が必要とする支援制度及び専門機関の紹介
- 三 医療機関、警察署等への付添い及び助言
- 四 性被害を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠採取に係る援助並びに必要と認められる期間にわたる精神医学的支援の提供
- 五 弁護士等による法的支援その他必要と認められる支援の提供
- 3 支援センターは、医療機関、県警察その他の司法機関、関係自治体その他の関係団体又は関係機関及び弁護士等の専門家と連携して、前項の業務を行うものとする。

(性暴力及び性被害に関する相談等)

第十五条 性暴力による危険に直面し、又は性被害を受けた者は、当該性暴力への対応又は当該被害について、支援センターに相談することができる。この場合において、支援センターは、相談者の意思と立場に即して、慎重に、かつ、秘密の保持に最大限の注意を払って対応するものとする。

2 前項の相談内容に関し法令の規定により対応するべき警察署その他の専門機関等がある場合において、相談者が求めるときは、当該専門機関等にその旨を伝え相談者を引き継ぐとともに、当該機関等との連携の下に、相談者に対する支援を継続するものとする。

(性被害事案に関する協議・検討)

第十六条 加害者側への対応を含め性暴力又はその被害者に関する相談への対応その他被害者の支援のあり方及び講ずるべき施策並びに性暴力の根絶に向けた取組等について検討するため、県は、関係機関及び有識者との協議・検討の場を設けるものとする。

- 2 前項の協議・検討の場では、性暴力の被害者の意思を尊重し、かつ、被害者の個人情報を確実に保護することを基本として、前項に定める被害者支援の施策等を検討するとともに、性暴力に関する県民の理解を促進するため、性暴力となる行為に關し、その考え方、具体的な例、根絶に向けた対応の在り方等について検討を行うものとする。
- 3 知事は、前項の検討の結果を踏まえ、その成果を性暴力の根絶に向けた対応に係る指針として告示するものとする。これを変更するときも、また同様とする。

(住所等の届出義務)

第十七条 子どもに対し、第二条第一項第一号から第四号まで(第三号については、児童買春等処罰法第七条第四項の罪に限る。)及び第六号(性的姿態撮影等処罰法第二条第一項及び第二項の罪に限る。)の罪を犯した者が、これらの罪に係る刑期の満了の日(刑の一部の執行が猶予された場合にあっては猶予されなかった期間の執行を終わった日)から五年を経過する日前に本県の区域内に住所又は居所を定めたときは、規則で定めるところにより、当該住所又は居所を定めた日から十四日以内に、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所又は居所
- 三 性別
- 四 生年月日
- 五 連絡先
- 六 届出に係る罪名
- 七 刑期の満了した日
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号に掲げる事項に変更を生じたとき(次項に規定する場合を除く。)は、その日から十四日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした者が新たに本県の区域外に住所又は居所を定めこととなった場合は、その旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、第一項の規定により取得した情報を対象者の再犯の防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

(受診の勧奨と社会復帰の支援)

第十八条 知事は、前条第一項の規定に該当する者が申し出たときは、性犯罪の再犯を防止するための専門的な指導プログラム又は治療を受けることを支援するものとする。ただし、当該指導プログラム又は治療を受けること又はこれを継続することが特に必要と認める者については、これを勧奨することができる。

- 2 前項の指導プログラム又は治療に要する費用は、性暴力から県民を守る観点から、予算の範囲内において県が支弁するものとする。
- 3 第一項本文及び前項の規定は、子どもに対し、第二条第一項第一号から第四号まで(第三号については、児童買春等処罰法第七条第四項の罪に限る。)及び第六号(性的姿態撮影等処罰法第二条第一項及び第二項の罪に限る。)の罪を犯し、保護観察の有無にかかわらず刑の執行を猶予された者、起訴猶予とされた者又は罰金刑に処せられた者について準用する。

(加害者等からの相談等)

第十九条 性暴力の加害者が、性暴力の再発を防止し、又は社会復帰を望むときは、支援センターとは別に県が設置する窓口に相談し、支援を求めることができる。この場合において、県は、当該性暴力の被害者に関する情報の秘匿を厳守するとともに、当該窓口を第十四条の規定に基づき設置する総合窓口とは完全に隔離された場所に設置する等、加害者が被害者に遭遇することがないよう、配慮しなければならない。

- 2 知事は、性犯罪を犯した後に本県の区域内に住所又は居所を定めた者が、精神科の専門医その他の専門家による治療又は社会復帰のための指導を受けることを望むときは、矯正施設、保護観察所等の関係機関と連携し、県に、第十七条第一項の規定に準じた当該出所受刑者の情報を登録するよう求め、定期的に必要な治療又は指導が受けられるよう措置するものとする。

(医療機関の取組)

第二十条 医療機関は、支援センターを経由して性暴力の被害者が受診したときは、そのプライバシーに配慮するとともに、証拠資料の採取への協力、性被害に伴う疾病の予防又は治療その他被害者が心身に受けた被害の回復の支援その他被害者の状況に応じた対応に努めるものとする。

(被害者支援に関する特則)

第二十一条 性暴力の被害者に対する支援については、この条例に定めるものほか、支援条例に

規定する犯罪被害者等の支援に関する規定を適用する。

- 2 本県における性暴力の被害者に対する支援に関する施策は、第三条の基本理念にのっとり、性的指向及び性自認にかかわらず、講ぜられるものとする。
- 3 知事は、配偶者等性暴力、ストーカー行為その他の性暴力から被害者を隔離するため必要があると認めるときは、居所の秘密を確実に保持できるよう配慮した上で、県外を含めた民間住宅の借上げ、第五条第三項の事業を行う民間団体が設置する避難所の紹介等の方法により、必要と認められる期間、県の支援の下に避難所を提供するものとする。
- 4 前項の避難所では、被害者が、その所在地の県及び市町村又は第五条第三項の事業を行う民間団体の支援を受けられるよう、県は、秘密の保持に配慮した上で、当該所在地の県及び市町村又は民間団体と連携するものとする。
- 5 県は、支援条例第十六条、第十九条、第二十条等の規定に基づき支援条例第十条の支援計画に定めた施策について、性暴力の被害者の特性に応じた特別の支援の必要性及びその内容について検討し、必要に応じて支援計画に定めるよう努めるものとする。

(過料)

第二十二条 正当な理由がなく第十七条第一項又は第二項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一條から第二十二条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(令和二年規則第二六号で第十一條から第十六条まで、第二十条及び第二十一条の規定は令和二年四月一日から施行、その他の規定は同年五月一日から施行)

(この条例の見直し)

- 2 この条例は、その運用状況と性暴力及び性被害の実情並びに第十六条の規定による検討の状況等を勘案し、前項の規則で定める日から三年を途中に必要な見直しを行うものとする。

附 則(令和三年条例第三〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和六年条例第三一号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十七条第一項の改正規定及び第十八条第三項の改正規定は、令和六年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条第一項の改正規定の施行の際現に改正前の福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(以下「旧条例」という。)第二条第一項第一号から第四号までの罪(第三号については、児童買春等処罰法第七条第四項の罪に限る。)を犯した者に係る改正後の福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例(以下「新条例」という。)第十七条及び第十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第十六条の規定を踏まえ定められている指針は、この条例の施行の日から新条例第十六条第三項の規定により指針が定められるまでの間は、同項の規定により定められた指針とみなす。

(新条例の見直し)

4 新条例は、社会情勢の変化、性犯罪関係法令の状況、新条例の運用状況等を勘案し、この条例の施行後三年を目途に必要な見直しを行うものとする特別の支援の必要性及びその内容について検討し、必要に応じて支援計画に定めるよう努めるものとする。

(過料)

第22条 正当な理由がなく第17条第1項又は第2項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条から第22条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(この条例の見直し)

2 この条例は、その運用状況と性暴力及び性被害の実情並びに第16条の規定による検討の状況等を勘案し、前項の規則で定める日から3年を目途に必要な見直しを行うものとする

8. 古賀市男女平等をめざす 基本条例

平成 16 年 12 月 21 日
条例第 18 号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第 10 条)

第2章 基本的施策等(第 11 条—第 22 条)

第3章 苦情等の処理(第 23 条・第 24 条)

第4章 古賀市男女共同参画審議会

(第 25 条—第 27 条)

第5章 雜則(第 28 条)

附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、我が国の男女平等を目指す取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准など、国際社会における取組と連動しながら着実に進められてきました。しかし、男女の役割を性別により固定化する考え方は依然として根強く、性別に起因する差別や偏見を助長し、そのため両性の自由な生き方が阻まれるなど、真の男女平等の達成には、なお一層の努力が必要とされています。

一方、少子高齢化の進行や国内経済活動の成熟化等社会経済情勢の急激な変化に対応していく上でも、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を担い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。

このような中で、地方分権時代を迎える地域の特性を生かした市民参画の地方自治が求められている今、すべての市民が共に生き、共に支え合う人権尊重都市を目指し、市民と行政が将来に向かって、男性と女性が対等なパートナーシップで真の男女平等を達成することにより、さらに心豊かに暮らせるまちづくりを目指すため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、自治会等の自治組織(以下「自治組織」という。)及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより真の男女平等を達成し、もって一人一人の人権が尊重され、豊かで活力ある古賀市の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者、通勤する者、通学する者及び市内を活動拠点とする個人をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず、事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 学校、地域その他のあらゆる教育の場において教育に携わる者をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個性と能力を發揮する機会が確保されること、男女間におけるあらゆる暴力が根絶されること、その他男女の人权が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が、性別による固定的な役割分担等に基づく社会制度又は慣習によってその活動が制限されることなく、社会のあらゆる分野において自らの意思と責任の下に、多様な活動が選択できるように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、男女の生涯にわたる性と生殖に係る健康に関し、男女の人权が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画社会の形成に当たっては、教育の果たす役割の重要性にかんがみ、あらゆる教育の場において、男女共同参画社会を実現する教育が行われるよう配慮されなければならない。

7 男女共同参画社会の形成は、その推進が国際社会の取組と密接な関係を有していることに配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策と位置付け、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、自治組織及び教育に携わる者(以下「市民等」という。)と協力して実施しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に理解を深め、主体的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動が男女共同参画社会の形成の促進に重要な役割を果たすことを認識し、基本理念にのっとり、男女が対等に参画する機会を確保し個人の能力を適性に評価するよう努めるとともに、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第7条 自治組織は、地域活動を行うに当たって、基本理念にのっとり、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第8条 男女共同参画社会の形成に果たす教育の役割の重要性にかんがみ、教育に携わる者は、あ

らゆる教育の場において、基本理念にのっとって教育を行うとともに、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害行為の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害(以下「性別による人権侵害」という。)を行ってはならない。

(市民に発信する情報への配慮)

第 10 条 何人も、広く市民に発信する情報において、男女の固定的な役割分担、性別による人権侵害及び女性に対する暴力等を助長するような表現並びに過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 基本的施策等

(古賀市男女共同参画計画)

第 11 条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市の男女共同参画推進施策に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ古賀市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 12 条 市長は、毎年1回、男女共同参画推進施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(調査研究)

第 13 条 市は、男女共同参画推進施策を推進するため、市民の意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

(市における男女共同参画の推進のための取組)

第 14 条 市は、男女共同参画を促進するため、次に掲げる取組を推進するものとする。

(1) 市長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を委嘱し、又は任命するときは、男女の委員の数について、一方の性に偏らないように努めること。

- (2) 性別によらない職員の能力及び意欲に応じた登用に努めること。
- (3) 性別にかかわらず職員が、子の養育及び家族の介護等の家族的責任を果たすことができる職場環境づくりを積極的に行うこと。

(施策の推進体制の整備等)

第 15 条 市は、執行機関の相互の連携により、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする。

(拠点の整備)

第 16 条 市は、男女共同参画推進施策の実施及び市民等による男女共同参画の取組を支援するため、必要な拠点の整備に努めるものとする。

(出資団体等への推進措置)

第 17 条 市長は、市が出資し、又は財政上の助成をしている団体に対し、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進に関し、適切な措置を講ずるよう求めることができる。

(市民等の表彰)

第 18 条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する取組の普及を図るため、当該取組を積極的に行う市民等の表彰を行うことができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 19 条 市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、必要な情報及び学習の機会を提供するものとする。

(参画を推進する活動への支援)

第 20 条 市は、市民等が行う男女共同参画社会の形成の促進に向けた活動に対し、それらの主体性に留意して、情報提供等必要な支援を行うよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第 21 条 市は、男女が共に、子の養育及び家族の介護等の家庭生活における活動と、当該活動以外の活動を行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

(自営業における男女共同参画)

第 22 条 市は、個人で営む事業にその家族が従事

している場合において、男女が、生産、経営、その他これに関連する活動において、対等な構成員としてその能力を十分發揮し、適正な評価を受けることができるよう、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第3章 苦情等の処理

(施策に対する苦情の処理)

第 23 条 市長は、男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けたときは、苦情の処理のための必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の申出への措置に当たり、古賀市男女共同参画審議会の意見を聞くものとする。

(相談の申出への対応)

第 24 条 市長は、男女共同参画の推進を阻害する要因となる性別による人権侵害に関し、市民及び事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携を図り、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 古賀市男女共同参画審議会

(設置)

第 25 条 市長の附属機関として、古賀市男女共同参画審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 26 条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じて、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議し、答申すること。
- (2) 男女共同参画計画に基づき市が実施する施策の推進状況を点検、評価すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関し、必要な事項について意見を述べること。

(組織等)

第 27 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

- 2 委員は、男女共同参画社会の形成に関し識見を有する者、公共的団体等の構成員及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。ただし、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 を下回らないものとする。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

第5章 雜則

(委任)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るためのものは、第 11 条第 1 項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。
(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)
- 3 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和 37 年条例第4号)の一部を次のように改正する。

[省略]

9. 古賀市男女共同参画行政推進本部設置規程

平成15年5月20日
／訓令第8号／教育委員会訓令第6号／
最終改正 令和6年3月25日
／訓令第3号／教育委員会訓令第1号

(設置)

第1条 本市の女性問題の解決と男女共同参画社会の実現を目指す施策の基本的方向を示した古賀市男女共同参画計画を効果的かつ計画的に推進するため、古賀市男女共同参画行政推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 男女共同参画行政の総合的な企画及び推進に關すること。
- (2) 男女共同参画行政についての関係部課間の相互連絡調整に關すること。
- (3) その他男女共同参画行政の推進に關すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成する。

2 本部長には市長を、副本部長には副市長を、本部員には別表第1に掲げる者をもつて充てる。

(改正(令2訓令第11号・教委訓令第7号))

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて、本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

(推進委員会)

第6条 第2条各号に掲げる事項を専門的に調査研究させるため、本部に推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、別表第2に掲げる課に所属する職員のうちから、市長が任命する職員若干名をもつて組織する。

3 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 本部及び委員会の庶務は、市民部人権センターにおいて処理する。

(改正(令2訓令第4号・教委訓令第3号))

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部及び委員会の運営に關し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年11月26日訓令第10号・教委訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年7月29日訓令第8号・教委訓令第6号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第5号・教委訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第9号・教委訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第7号・教委訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日訓令第6号・教委訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日訓令第3号・教委訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第4号・教委訓令第3号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年9月24日訓令第11号・教委訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月25日訓令第3号・教委訓令第1号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(改正(令2訓令第11号・教委訓令第7号))

教育長

市長事務部局の部長、教育委員会事務局の部長
及び部長相当職、その他市長が必要と認める者

別表第2(第6条関係)
(改正(令6訓令第3号・教委訓令第1号))

総務課、人事秘書課、経営戦略課、
市民国保課、福祉課、子ども家庭センター、
農林振興課、上下水道課、教育総務課、
学校教育課、生涯学習推進課

10. 古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金交付要綱

平成31年3月29日 告示第55号
最終改正 令和5年1月13日告示第5号

古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金交付要綱(平成19年7月告示第99号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に向けた活動に積極的に取り組む人材を育成するため、古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、古賀市補助金交付規則(平成31年規則第8号)に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次条に掲げる研修に参加する者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる研修のいずれかに参加することとする。

- (1) 地域のリーダーを目指す女性応援事業
- (2) 日本女性会議

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、旅費に負担金を加えた額とする。

2 前項に規定する旅費の額は、次の各号に掲げる事業について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に規定する事業 宿泊を伴う研修については福岡県が指定した額とし、日帰り研修については古賀市職員等の旅費に関する条例(平成9年条例第41号)の規定による。
- (2) 前条第2号に規定する事業 古賀市職員等の旅費に関する条例の規定による。

(補助金額等)

第5条 補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、予算の範囲内において市長が定める。ただし、上限額は一事業につき30,000円とする。

(交付申請及び実績報告)

第 6 条 補助金交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助事業が完了したときは、速やかに古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 1 号)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請及び補助事業の実績の報告(以下「交付申請等」という。)をしなければならない。

(追加(令 2 告示第 33 号))

(交付決定及び額の確定)

第 7 条 市長は、前条の交付申請等を受けたときは、当該交付申請等に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付申請等に係る補助事業の内容及び成果が適正であるかどうかを調査し、補助金交付の可否を決定し、交付決定した場合は、交付すべき補助金の額を確定し、古賀市男女共同参画リーダー養成事業補助金交付(不交付)決定兼確定通知書(様式第 2 号)により当該申請者に通知するものとする。

(追加(令 2 告示第 33 号))

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(繰下げ(令 2 告示第 33 号))

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(効力)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(改正(令 5 告示第 5 号))

3 この告示の失効前にした行為については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(追加(令 5 告示第 5 号))

附則(令和 2 年 3 月 23 日告示第 33 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 5 年 1 月 13 日告示第 5 号)

この告示は、公布の日から施行する。

11. 古賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和 2 年 3 月 1 日 告示第 21 号
最終改正 令和 6 年 10 月 31 日 告示第 169 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、古賀市人権施策基本指針に基づき、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ誰もが大切なパートナーや家族と共にその人らしく人生を歩んでいけるよう支援することで、心豊かに生きる「自己実現」が可能な「いのち輝くまちづくり」の実現をめざし、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した 2 人の関係
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の方又は双方の未成年の子(実子又は養子をいう。以下同じ。)と生計が同一であり、愛情をもってその子を養育すると約した家族の関係
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする者が、市長に対し、パートナーシップにあることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、市長に対し、ファミリーシップにあることを誓うこと。

(宣誓の対象者の要件)

第 3 条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 4 条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓をしようとする者のいずれか一方が古賀市内に住所を有し、又は古賀市内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- (4) パートナーシップにある者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。)でないこと(パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。)。
- (5) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の方又は双方の未成

年の子と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓しようとする者は、職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。この場合において、15歳以上の未成年の子についてファミリーシップにあることを宣誓しようとするときは、当該子が職員の面前において宣誓書に署名するものとする。

- (1) 住民票の写し(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)。ただし、古賀市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、パートナーシップにある者の方の子であることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるとき又は15歳以上の未成年の子が署名することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

3 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者及び宣誓書に署名した15歳以上の未成年の子が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 在留カード
- (5) 前4号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明証であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

4 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から3か月以内に、住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第2号の1又は様式第2号の2。以下「受領証」とい

う。)及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード(様式第3号の1又は様式第3号の2。以下「受領カード」という。)において通称名を使用することができる。

(受領証等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、受領証及び受領カードに宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 前条の規定により受領証及び受領カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証又は受領カードを紛失し、き損し、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証又は受領カードの再交付を受けることができる。

- 2 第4条第3項の規定は、前項の規定により再交付申請書の提出をした者について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証又は受領カードを再交付するものとする。

(宣誓内容等の変更)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容記載事項変更届兼受領証等再交付申請書(様式第5号。以下「変更届兼再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) ファミリーシップが解消されたとき。
- (2) その他宣誓書の記載事項に変更があったとき。

2 変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 第4条第3項各号に掲げるいずれかの書類
- (2) 前項第2号に該当するときは、変更があった記載事項が確認できる書類

3 市長は、変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、受領証及び受領カードを再交付するものとする。

(受領証等の返還)

第9条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)に第6条の規定により交付を受けた受領証及び受領カードを添えて

市長に返還しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りではない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 一方が死亡した場合
- (3) 双方ともに古賀市外へ転出した場合

(子の氏名の削除)

第 10 条 宣誓書に氏名を記載された子は、満 15 歳に達した日以降に、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書(様式第 7 号。以下「申立書」という。)を提出することにより、当該記載された子に係る受領証及び受領カードから当該子の氏名を削除するよう申し立てることができる。

- 2 第 4 条第 3 項の規定は、前項の規定により申立書の提出をした者について準用する。
- 3 市長は、第 1 項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、当該記載された子の氏名を削除した受領証及び受領カードを送付するものとする。

(自治体間での相互利用)

第 11 条 宣誓者が、本市がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第 8 号。以下「使用申請書」という。)を提出したときは、継続して本市が交付した受領証及び受領カードを使用することができる。

- 2 第 4 条第 3 項の規定は、前項の規定により使用申請書の提出をした者について準用する。
- 3 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証及び受領カード(継続使用の手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用することができる。
- 4 第 1 項又は前項の規定により継続して受領証及び受領カードを使用している者が、第 9 条第 1 号及び第 2 号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証及び受領カードを交付した自治体に返還するものとする。
- 5 第 1 項の規定により継続している受領証及び受領カードの再交付については、第 7 条の規定を準用し、宣誓における宣誓内容又は記載事項の変更については、第 8 条の規定を準用する。

(宣誓書の保存)

第 12 条 市長は、宣誓書を古賀市文書管理規程(平成 27 年訓令第 5 号)の規定に基づき 30 年保存す

るものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 1 日告示第 115 号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、施行日以後の宣誓について適用し、施行日前の宣誓については、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 30 日告示第 80 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 10 月 31 日告示第 169 号)

この告示は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する

12. 古賀市男女共同参画審議会への諮問書

3古セ第280号
令和3年7月12日

古賀市男女共同参画審議会
会長 倉富史枝様

古賀市長 田辺 一城

「第3次古賀市男女共同参画計画」の策定について（諮問）

古賀市は「古賀市男女平等をめざす基本条例」に基づき、性別にかかわりなく、その個性と能力が十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めています。

本年度は「第2次古賀市男女共同参画計画（平成24年度～令和3年度）」後期実施計画の最終年となります。社会情勢の変化と、令和2年度実施した「古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査」を基に、社会情勢の変化やこれまでの課題を踏まえ、より実効性のある施策を計画的に推進できるよう、計画の見直しを行います。

つきましては、「古賀市男女平等をめざす基本条例」第11条の規定に基づき、「第3次古賀市男女共同参画計画」の策定にあたり、貴審議会に諮問します。

13. 古賀市男女共同参画審議会からの答申書

令和4年3月10日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市男女共同参画審議会
会長 倉富史枝

「第3次古賀市男女共同参画計画（案）」について（答申）

「古賀市男女平等をめざす基本条例」第11条第2項の規定に基づき、令和3年7月12日付3古人セ第280号で諮問のあった「第3次古賀市男女共同参画計画」について、当審議会において、本市の現状と課題を踏まえた積極的かつ慎重なる審議を行いました。その結果、「第3次古賀市男女共同参画計画（案）」をまとめたので、別紙のとおり答申いたします。

記

○第3次古賀市男女共同参画計画（案）について 別紙のとおり

14. 古賀市男女共同参画審議会への諮問書（中間見直し時）

諮問第1号

諮問書

7古人セ発第82号
令和7年5月19日

古賀市男女共同参画審議会
会長 倉富 史枝 様

古賀市長 田辺 一城

古賀市男女平等をめざす基本条例第26条第1項第1号の規定に基づき第3次
古賀市男女共同参画計画中間見直し（案）について、貴審議会の意見を求めます。

15. 古賀市男女共同参画審議会からの答申書（中間見直し時）

令和8年1月23日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市男女共同参画審議会
会長 倉富史枝

「第3次古賀市男女共同参画計画中間見直し（案）」について（答申）

「古賀市男女平等をめざす基本条例」第11条第2項の規定に基づき、令和7年7月12日付3古人セ第280号で諮問のあった「第3次古賀市男女共同参画計画」について、当審議会において、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の趣旨を反映させることを含め、本市の現状と課題を踏まえた積極的かつ慎重なる審議を行いました。その結果、「第3次古賀市男女共同参画計画中間見直し（案）」をまとめたので、別紙のとおり答申いたします。

記

○第3次古賀市男女共同参画計画中間見直し（案）について 別紙のとおり

16. 古賀市男女共同参画審議会 審議経過

期 日	審 議 内 容
令和2年 7月	<ul style="list-style-type: none"> ○古賀市男女共同参画社会に関する市民及び事業所意識調査 (市民) 無作為抽出による市内在住の18歳以上の男女 2,000 人 (事業所) 企業・事業所 1,000 社
令和3年 6月1日 (火)	<p>第1回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> (書面により開催) ○第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画の点検・評価について
7月12日 (月)	<p>第2回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諮問 ○市民・事業所意識調査結果について ○男女共同参画に関する国内の動向について
9月8日 (水)	<p>第3回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画の成果と課題について ○第3次古賀市男女共同参画計画の体系 (案) について ○第3次古賀市男女共同参画計画の骨子 (案) について
10月22日 (金)	<p>第4回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2次古賀市男女共同参画計画 後期実施計画の成果と課題について ○第3次古賀市男女共同参画計画 第1章～第3章 (案) について
12月10日 (金)	<p>第5回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第3次古賀市男女共同参画計画 (案) について
令和4年 1月13日 (木)～ 2月14日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメント実施 1月号市広報誌及び市ホームページ等にて募集
3月1日 (火)	<p>第6回審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> (書面により開催) ○パブリックコメントの結果報告 ○第3次古賀市男女共同参画計画答申 (案) について
3月10日 (木)	古賀市男女共同参画審議会から古賀市長へ答申

17. 古賀市男女共同参画審議会 審議経過（中間見直し時）

期 日	審 議 内 容
令和 7 年 5 月 19 日（月）	第 1 回審議会 ○ 諮問
10 月 24 日（金）	第 2 回審議会 ○ 古賀市第 3 次男女共同参画計画中間見直し（案）の協議
12 月 25 日（木）	第 3 回審議会 古賀市第 3 次男女共同参画計画中間見直し（案）の確定
令和 8 年 1 月 23 日（金）	古賀市男女共同参画審議会から古賀市長へ答申
2 月 3 日（火）～ 3 月 4 日（水）	○ パブリックコメント実施 2 月号市広報誌及び市ホームページ及び LINE 等にて募集

18. 古賀市男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日（順不同・敬称略）

役職	氏名	所属
会長	くらとみ ふみえ 倉 富 史 枝	識見を有する者
副会長	まつもと まさとし 松 本 正 敏	市民
委員	さかい としふみ 阪 井 俊 文	識見を有する者
委員	まつお かずえ 松 尾 和 枝	公共的団体等構成員（教育関係）
委員	なかにし ひろのぶ 中 西 博 宣	公共的団体等構成員（自治会関係）
委員	うおたに ひでふみ 魚 谷 秀 文	公共的団体等構成員（農業関係）
委員	よしむら ひろふみ 吉 村 博 文	公共的団体等構成員（商工会関係）
委員	こば かおり 木 庭 かおり	市民
委員	まつもと るみ 松 本 留 実	市民
委員	おたべ みか 小田邊 美 香	市民

19. 古賀市男女共同参画審議会委員名簿（中間見直し時）

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日（順不同・敬称略）

役 職	氏 名	所 属
会 長	くらとみ ふみえ 倉 富 史 枝	識見を有する者
副会長	まつもと まさとし 松 本 正 敏	市民
委 員	さかい としふみ 阪 井 俊 文	識見を有する者
委 員	じつざき みな 實 崎 美 奈	公共的団体等構成員（教育関係）
委 員	みやもと まさつぐ 宮 本 政 嗣	公共的団体等構成員（自治会関係）
委 員	やまだ よしき 山 田 祥 己	公共的団体等構成員（農業関係）
委 員	よしむら ひろふみ 吉 村 博 文	公共的団体等構成員（商工会関係）
委 員	おたべ みか 小田邊 美 香	市民
委 員	まつもと るみ 松 本 留 実	市民
委 員	かねこ みさと 金 子 美 聰	市民

20. 国際婦人年以降の国内外の主な動き

年	世界	国・福岡県	古賀市	
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の10年」決定	・総理府に 「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置 「婦人問題担当室」設置		
1976年 (昭和51年)	国 際 婦 人 の 十 年			
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」発表		
1978年 (昭和53年)		・県「婦人関係行政推進会議」設置 ・県「福岡県婦人問題懇話会」設置		
1979年 (昭和54年)		・第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択	・県「婦人対策室」設置	
1980年 (昭和55年)		・「国連婦人の10年」中間年世界会議開催 (コペンハーゲン) 「女子差別撤廃条約」署名式	・「女子差別撤廃条約」署名 ・県「福岡県行動計画」策定	
1981年 (昭和56年)		・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	
1982年 (昭和57年)			・県「福岡県行動計画」改訂	
1983年 (昭和58年)		・「国連婦人の10年」1985年世界会議準備委員会		
1984年 (昭和59年)			・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布 (S60.1.1施行)	
1985年 (昭和60年)		・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催 (ナイロビ) 「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准・発効 ・県婦人問題懇話会「婦人の地位向上に関する提言」提出	
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・県「婦人対策室」が「婦人対策課」へ ・県「第2次「福岡県行動計画」策定		
1987年 (昭和62年)		・「新国内行動計画」策定		
1988年 (昭和63年)		・「改正労働基準法」施行		
1989年 (平成元年)		・学習指導要領の改訂 (高等学校家庭科の男女必修等)		
1990年 (平成2年)	・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			
1991年 (平成3年)		・県「新国内行動計画」(第1次改定)施策 ・「育児休業法」公布 ・県「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ「婦人問題懇話会」から「女性施策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」へ名称変更		
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行		
1993年 (平成5年)	・国連総会にて「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択			
1994年 (平成6年)	・「国際人口・開発会議」開催(カイロ) ・国連総会にて「人権教育のための国連10年」決議(1995年～2004年)	・総理府に(総理府令一部改正) 「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進本部」設置		
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)		
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 ・県「第3次「福岡県行動計画」策定 ・県「福岡県女性総合センター」(あすばる)開館	10月	・社会教育課所管「女性問題懇話会準備会」発足
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法等」改正		
1998年 (平成10年)			6月	・「平成10年度女性問題懇話会」設置
1999年 (平成11年)		・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「育児・介護休業法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	4月 7月 10月	・企画課に「女性政策係」設置 ・「平成11年度女性問題懇話会」設置 ・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施

年	世界	国・福岡県	古賀市
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 ・「男女共同参画基本計画」策定	4月 ・「女性問題懇話会」が「男女共同参画推進懇話会」へ名称変更
2001年 (平成13年)		・内閣府に「男女共同参画会議」、「男女共同参画局」設置 ・「配偶者暴力防止法」公布・一部施行 ・県「福岡男女共同参画推進条例」公布施行	3月 ・男女共同参画推進懇話会「男女共同参画市社会に向けての提言」提出 5月 ・「古賀市男女共同参画計画策定委員会」設置
2002年 (平成14年)		・「配偶者暴力防止法」全面施行 ・県「福岡県男女共同参画計画」策定	4月 ・「こが女性ホットライン」開設
2003年 (平成15年)		・「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	3月 ・「古賀市男女共同参画計画」策定 5月 ・「古賀市男女共同参画行政推進本部設置規定」公布
2004年 (平成16年)		・「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の拡充など)	12月 ・「古賀市男女平等をめざす基本条例」制定
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会 「北京+10」閣僚級会合(ニューヨーク)	・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	4月 ・「古賀市男女平等をめざす基本条例」施行 ・第1回「古賀市男女共同参画審議会」開催
2006年 (平成18年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・県「第2次福岡県男女共同参画計画」策定 ・県「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	10月 ・「男女共同参画社会に関する市民意識調査」 (対象:2,000人、回答:820人)
2007年 (平成19年)		・「配偶者暴力防止法」改正 (保護命令の拡充など) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」憲章と行動指針策定	4月 10月 ・機構改革により市民部市民共働課へ所轄変更 ・「古賀市男女共同参画計画」の「後期実施計画」策定
2008年 (平成20年)		・「改正配偶者暴力防止法」施行	5月 ・行政区長会「あすばる」研修
2009年 (平成21年)	・女子差別撤廃委員会の最終意見公表	・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度導入の義務付など)	
2010年 (平成22年)		・「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決定	7月 ・市内事業所における男女共同参画推進状況調査(対象:799社、回答:293社)
2011年 (平成23年)		・県「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・県「第3次福岡県男女共同参画計画」策定	1月 4月 6月～ 12月 ・入札参加資格申請に伴う男女共同参画推進状況調査(報告:1,802社) ・機構改革により総務部総務課へ所轄変更 ・男女共同参画審議会「第2次古賀市男女共同参画計画」諮問に基づき策定に向け審議、答申
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	2月 3月 ・パブリックコメント実施 ・「第2次古賀市男女共同参画計画」策定
2013年 (平成25年)		・「配偶者暴力防止法」改正 (適用範囲の拡大) ・「日本再興戦略」の中核に「『女性が輝く社会』の実現」が位置づけられる	
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議	・「日本再興戦略」改訂に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる	2月 ・女性大活躍推進宣言登録
2015年 (平成27年)	・第59回国連婦人の地位委員会 「北京+20」記念会合	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 ・「男女共同参画基本計画(第4次)」閣議決定	2月 8月 ・古賀市DV対策庁内ネットワーク会議設置準備会 ・「男女共同参画に関する市民・事業所意識調査」実施
2016年 (平成28年)	・第60回国連婦人の地位委員会 (「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」)の開催	・県「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定 ・県「第4次福岡県男女共同参画計画」策定	1月 4月 5月 12月 ・古賀市DV対策庁内ネットワーク会議設置規定公布 ・機構改革により総務部コミュニティ推進課へ所轄変更 ・男女共同参画審議会「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画」諮問に基づき策定に向け審議開始 ・パブリックコメント実施
2017年 (平成29年)	・第61回国連婦人の地位委員会の開催		1月 3月 ・男女共同参画審議会「第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画」答申 ・「第2次古賀市男女共同参画計画後期計画」策定
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・県「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民などを守るために条例」制定	
2019年 (令和元年)		・「働き方改革関連法」一部施行 ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性活躍推進法」改正	

年	世界	国・福岡県	古賀市	
2020年 (令和2年)	・国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)) ・持続可能な開発目標SDGs達成のための「行動の10年/Decade of Action」スタート	・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・持続可能な開発目標SDGs達成のための「行動の10年」スタート	4月 7月	・機構改革により市民部人権センターへ所管変更に伴い係名も男女共同参画・多様性推進係と変更 ・「男女共同参画に関する市民・事業所意識調査」実施
2021年 (令和3年)		・「第5次福岡県男女共同参画計画」策定 ・「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定	7月	・男女共同参画審議会「第3次古賀市男女共同参画計画書」諮問に基づき審議開始
2022年 (令和4年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	1月 3月	・パブリックコメント実施 ・男女共同参画審議会「第3次古賀市男女共同参画計画」答申 ・「第3次古賀市男女共同参画計画」策定
2023年 (令和5年)		・「配偶者暴力防止法」改正(保護命令の拡充など) ・「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」成立・施行 ・子ども家庭庁発足		
2024年 (令和6年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ・「民法等の一部を改正する法律」(親子関係の見直し)成立 ・「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」改正 ・「育児・介護休業法」改正		
2025年 (令和7年)	・国連「北京+30」記念会合(第69回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))	・「独立行政法人男女共同参画機構法」成立 ・「女性活躍推進法」改正	5月	・男女共同参画審議会「第3次古賀市男女共同参画計画(中間見直し)」諮問に基づき審議開始
2026年 (令和8年)			1月 2月 3月	・男女共同参画審議会「第3次古賀市男女共同参画計画(中間見直し)」答申 ・パブリックコメント実施 ・「第3次古賀市男女共同参画計画(中間見直し)」作成

21. 用語解説

あ行

◇アンコンシャス・バイアス (unconscious bias)

日常的な経験や育った環境、文化やメディアの影響をうけて知らず知らずのうちに身に附いている、ある人や集団に対する偏った見方や考え方のこと。自分でも意識せずに持っているため、差別的な発言や行動を制御することが困難となる。

◇SDGs (エスディジーズ)

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、国連加盟193か国が2030年までに達成する目標として、包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成され、「経済」「社会」「環境」の三側面を統合する取組を行うもの。

◇LGBTQ

L（レズビアン＝女性同性愛者）、G（ゲイ＝男性同性愛者）、B（バイセクシュアル＝両性愛者）、T（トランスジェンダー＝生まれたときの生物学的・社会的性別とは一致しない、またはとらわれない生き方を選ぶ人、これらのLGBT以外にもクエスチョニング（性的指向と性自認が決められない、またはあえて決めない人）など、さまざまな性的マイノリティ（性的少数者）の総称。

令和5年に「LGBT理解増進法」が成立し、性的指向および性自認（SOGI）に関する理解促進や、偏見・不当な差別的言動の防止が重要な社会課題として位置づけられている。

◇エンパワーメント

文化的、社会的、政治的、経済的状況によって、本来もっている能力や個性が發揮されずにいる人に対し、周囲の環境を整えて力を引き出せるようにすること。北京会議以降、女性が、自らの意識を高め、経済的のみならず、政治的、社会的な意思決定の場で自己決定できる力を發揮することは重要であるとされ、「力を持つこと」と訳されて広がった。

か行

◇家族経営協定

家族経営が中心の我が国の農業において、家族一人ひとりの役割と責任を明確にし、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするため、農業経営を担っている家族の皆が話し合って農業経営の方針、労働報酬、休日・労働時間、経営移譲等について文書で取り決めるもの。

◇固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な仕事、女性は補助的な業務」というように、本来は男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

さ行

◇産後パパ育休

令和4年の育児・介護休業法改正で新設された制度で、子どもの出生後8週間以内に、父親が柔軟に取得できる育休のこと。通常の育児休業とは別枠で取得でき、2回まで分割が可能。短期間でも取得しやすくすることで、出産直後の家庭への関わりを高め、育児の分担や早期からの子育て参加を促す狙いがある制度。

◇ジェンダー

生まれについての生物学的性別(セックス／sex)に対して、社会通念や慣習の中では、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「ジェンダー／gender(社会的性別)」という。「ジェンダー(社会的性別)」の視点

◇ジェンダー・ギャップ指数 (GGI : Gender Gap Index)

イスラエルのジュネーブに本部を置く民間の非営利財団「世界経済フォーラム」が、毎年公表している世界各国・地域の男女の格差を示したもの。経済、教育、保健、政治の4つの分野を対象としており、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。令和7(2025)年、日本は148カ国中118位で、特に政治及び経済分野における男女の格差が大きいため、低い順位となっている。

◇JKビジネス

女子高生を「JK」と称して商品化し、会話やマッサージ等の性を売り物にする営業によって児童が性的な被害に遭う問題のこと。

◇女性人財リスト

審議会、委員会等における女性の登用を推進するため、古賀市で活躍している女性を募集しリストアップしたもの。なお、リストを財産として大切にしていきたいとの想いから、「人材」ではなく「人財」という言葉を使い、「女性人財リスト」と名づけている。

◇生理の貧困

経済的理由などで生理用品を十分に入手できない状況を指す。新型コロナウイルスの影響で収入減や家庭環境の変化が広がり、問題が可視化された。これを受け、学校や自治体での生理用品配布などの支援が進んだ。

◇セクシュアルハラスメント（セクハラ）

性差別によって職場や学校等で起きる性的ないやがらせを指している。相手が望まない性的な言動をすることであり、身体に不必要に触れたり、性関係を迫ったり、性的なうわさを広めたり、多くの人の目にふれる場所にわいせつな写真を掲示することなどが含まれる。

た行

◇デートDV

結婚していない交際相手からふるわれる暴力。中学生、高校生など若い人の間でも起きている。

◇ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者（パートナー）や恋人等親密な関係にある、また過去に親密な関係にあった人からの暴力。なぐる、蹴る等の身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする精神的暴力、生活費などを渡さない等の経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形がある。

な行

◇「202030」

国において「第1次男女共同参画基本計画」策定後の平成15（2003）年に設定した社会のあらゆる分野において指導的地位に女性の占める割合を令和2（2020）年までに少なくとも30%程度とする目標のこと。令和2（2020）年時点では多くの分野で未達成となっており、「第5次男女共同参画基本計画」では「2020年代の可能な限り早期に」と変更された。

は行

◇パワーハラスメント（パワハラ）

職場等において、職務上の地位や影響力等の権力（パワー）に基づいて、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、就業環境を悪化させる、または雇用不安を与える行為のこと。

ま行

◇メディアリテラシー

メディアによる情報を一方的に受け取るのではなく、情報の背後にある固定観念や偏見、情報を発信する側の隠れた意図を読み解き、また、自らメディアを利用して情報を発信する能力のこと。

◇マタニティハラスメント(マタハラ)

女性労働者が、職場において、妊娠・出産・育児に関し、妊娠・出産したこと、産前・産後休業・育児休業などの制度利用を希望したことやこれらの制度を利用したことなどを理由として、不利益な取り扱いを受けたり、同僚や上司等から嫌がらせなどを受けて、就業環境を害されること。

ら行

◇リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

平成4（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、安全で満足な性生活を送り、子どもを産むか産まないか、産むならば何人産むかを自分自身で決めること、またその権利のこと。

わ行

◇ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

職場中心のライフスタイルを見直し、仕事と私生活（家庭生活、地域活動など）を調和することで、仕事の能率をアップさせ、家族の絆を高めたり、趣味やスキルアップのための勉強など、その両方を充実させて相乗効果を高めようという考え方。少子高齢化への対応や、生涯学習、ボランティア活動の面からもその推進が求められている。

第3次古賀市男女共同参画計画

令和4(2022)年3月(計画策定)

令和8(2026)年3月(中間見直し)(案)

発行:古賀市

編集:市民部 人権センター

所在地:〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

TEL:092-942-1128

FAX:092-942-1286

E-mail:danjo@city.koga.fukuoka.jp